

第六十五回 参議院文教委員会會議録第十六号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)
午後一時四十四分開会

委員の異動

五月十五日

西田 信一君

補欠選任
船田 讓君

五月十七日

初村 瀧一郎君

補欠選任
星野 重次君

五月十八日

宮崎 正雄君

補欠選任
矢野 登君

出席者は左のとおり。

委員長

高橋文五郎君

理事

大松 博文君

委員

二木 謙吾君

小林 武君

安永 英雄君

田村 賢作君

永野 鎮雄君

船田 讓君

星野 重次君

三木與吉郎君

矢野 登君

山崎 竜男君

鈴木 力君

千葉千代世君

松永 忠二君

内田 善利君

萩原幽香子君

小笠原貞子君

國務大臣

文部大臣臨時代理
労働大臣

秋田 大助君
野原 正勝君

政府委員

人事院総裁
人事院事務総局長
給与局長

佐藤 達夫君
尾崎 朝夷君

文部政務次官
文部省初等中等
教育局長

西岡 武夫君
宮地 茂君

労働省労働基準
局長

岡部 實夫君

事務局側

常任委員会専門
員

渡辺 猛君

説明員

文部省初等中等
教育局初等教育
課課長補佐

久保庭信一君

参考人

日本教職員連盟
事務局局長
日本教職員組合
書記長

大黒 勲君
横枝 元文君

日本新教職員組
合連合副委員長
静岡市教職員組
合書記長

井上 忠夫君
中口 武彦君

中央労働基準
議事会長代理

樋口 弘其君

本日の会議に付した案件

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
去る五月十五日、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として船田讓君が選任されました。
昨十七日、初村瀧一郎君が委員を辞任され、その補欠として星野重次君が選任されました。
また、本日、宮崎正雄君が委員を辞任され、その補欠として矢野登君が選任されました。

○委員長(高橋文五郎君) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号(衆議院送付))を議題といたします。
本法律案につきましては、前回質疑を終結いたしておりますが、本日、安永英雄君から、委員長の手もとに修正案が提出されております。修正案の内容は、お手もとに配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。
安永君から修正案の趣旨説明を願います。安永君。
○安永英雄君 私は、各党を代表いたしまして、ただいま議題になっております高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。
まず、修正案の案文を朗読いたします。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案に対する修正案
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行し、改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五

条第一項及び第七条の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

修正案の趣旨は、本法律案の施行期日がすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日からの適用とすることに改めようとするものであります。

○委員長(高橋文五郎君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。
――別に御発言もなければ、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
○委員長(高橋文五郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号(衆議院送付))について採決に入ります。
まず、安永英雄君提出の修正案の問題に供します。安永英雄君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(高橋文五郎君) 全会一致と認めます。よって、安永英雄君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(高橋文五郎君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。安永英雄君。

○安永英雄君 私は、ただいま議決いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党の共同による附帯決議案を提出いたします。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、勤學青少年教育の重要性にかんがみ、今後一層高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図るため、そのあり方について十分検討するとともに、定時制高等学校及び通信制高等学校の教諭、養護教諭、事務職員等の定数および待遇の改善について一層の努力をすべきである。

右決議する。

以上でございます。何とぞ御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(高橋文五郎君) ただいま安永英雄君から提出されました附帯決議案を議題といたして採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

「贊成者举手」

○委員長（高橋文五郎君）全会一致と認めます。

よつて、安永英雄君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、秋田国務大臣から発言を求められております。秋田国務大臣。

○国務大臣(秋田大助君) ただいまの附帯決議につきましましては、関係機関とも十分協議をいたしまして、その御趣旨を体して努力をいたしたいと存じます。

○委員長（高橋文五郎君）　なお、審査報告書の作

成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（高橋文五郎君）御異議ないものと認め
ます。

○委員長（高橋文五郎君） 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案（閣法第六三三号）（衆議院送付）を議題といたします。

これより質疑に入ります。本日は、本法案につきまして、四名の参考人の方々から御意見を伺います。

この際、委員会を代表いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

参考人の皆さま方には、御多忙のところ御出席をいただいて、まことにありがとうございます。本日は、目下当委員会におきまして審査を進めつつあります国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案につきまして、参考人の方々の御意見を承り、本法案審査の参考にいたしたいと存じます。御多忙のところ、本委員会の審査に御協力くださいまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、参考人の方々を発言順序に従いまして御紹介申し上げます。

日本教職員連盟事務局長、大黒勲参考人。

日本看護員組合書記長 櫻枝元文 參考人

人。

静岡市教職員組合書記長、中口武彦参考人。

順次御意見をお述べいただくのでありますが、議事の進行上、お一人約十分程度にお述べいただき、参考人の皆さまの御意見陳述が全部終わりました後に委員の質疑を行なうことにいたしますので、御了承をお願いいたします。また、終了時間が午後四時を目途にいたしておりますので、特に皆さま方の御協力を願います。なお、発

言の際は、委員長の許可を得て御発言くださるよう
に特にお願いたします。

まず、大黒参考人よりお願いいたします。

（養老人（大黒黒君）） それでは申し上げます。

全国のこの新特法案は、私たちが日本教職員連盟を中心といたしました全国の心ある教職員のかねてからの念願でございまして、同法案の成立に期待を寄せているものでございます。

最近の経済の高度成長と科学技術の急速な進歩によりまして、教育活動におきましてもいろいろな側面におきましても、質的な面はかなり向上いたしております。しかし何と申しましても、教育の成果を究極的に左右するものは教育者自身ではなからうかと思ひます。しかるに、現代の教育界における最大の問題点は、教職の地位が相対的に次第に低下して、優れた人材が教育界に進んで身を投ずることを懸念する向きさえあるということ

間を育成する仕事は優秀な人材によってなされなければなりません。工業化社会の進展につれまして、経済条件は産業部門が非常に高くなっておりますけれども、そういうような意味から考えま

働基準法の一部の適用除外を行なう、そういうようなことも、右のような観点から考えまして、教職員の待遇の改善に必要なことであれば、反対するということわけにはこれはいかないと思つておられます。

ところで、今国会で御審議中のこの教特法案は、私たちの考えております教職員独自の給与体系を確立するためのワンステップでございまして、高く評価できると思つております。教師の特殊な勤務の態様を特に重視いたしまして、優遇すべき職種であるということを実際の予算を伴った措置で認めた、そういう点で、今後のためのスタートとして大きな意義があると思つております。そして、教職の長期的な地盤沈下の傾向を防ぎ、逆転して将来の日本をささえる大きな柱として、すぐれた人材に富んだりする教育が成立することを望むものでございします。

なお、本法案が一部教職員による超過勤務手当に端を発した措置であることは、私たちが十分に承知をしております。これらの経過にからみまして、強く超過勤務手当の確立を望む向きがございしますけれども、これは皆さんもよく御承知のことと存じますが、私たちはこれには賛同はいたしておりません。よく知られておりますとおり、労働時間の短縮ということは、今日世界の一つの趨勢でございまして、わが国におきましても、週五日制あるいはその他労働時間短縮の措置をとる企業は急速にふえております。超過勤務というものはこれらの趨勢に逆行する時代錯誤であると思つておられます。そうした考え方の基本がすでにまあ大きく誤つていられるのではなからうかと思つております。私たちの立場をいたしましては、超過勤務をしてその上で手当てを要求する、そういうものではなくて、超過勤務そのものを原則としてはなくして、そうして豊かな余暇を確保して、あすの教育活動に備えたい。そういう念願を持つていくわけにございします。とは申しますものの、実際今日やはり依然としてやむを得ざる超過勤務があり得るということを私たちが否定するものではございしません。しかし、このような事態は勤務を合理化する、あるいは教職員定数の増加、その他の施策を講じまして、漸進的に解決していくものだと考えております。

さらに、さきにも申しましたように、教職員の勤務の態様はきわめて特殊なものでございまして、これを一般企業の労働者の場合と同じように時間で測定することはきわめて困難でございします。もし、かりに超過勤務を支給するときめたとしましたら、何としましても教職員の勤務を時間ではからざるを得ないことになり、それをまあ管理職がしやくし定本に監視測定するということになるとすれば、教職員の勤務の自律性を著しくそなわれることになると思われます。こういうようなことは、教育活動に必要なあの自由な雰囲気にとりましてもまた有害きわまりのないものでございします。

以上、いずれの点から考えてみましても、教職員の求めるべき道が超過勤務手当制度よりも、本法案に示された措置であることは明らかでございします。で、本法案に示された措置に対しまして、このままでは無定額勤務を強要されることの説もございしますけれども、これも当たらないと思つております。なぜならば、労働基準法に示された最低かつ合理的な勤務基準、いわゆる一日八時間というその制度は、依然として教職員にも適用されるからであります。また、この法案の中におきましても、超勤命令をする場合のいわゆる歯止めにつきましても、はなからうかと思つております。そうしたことから、無定額の勤務のようなことは起こり得ないと考えております。

以上いずれの点から考えましても、本法の措置はきわめて前向きのもので、かつ有益なものでございします。私たちは、今国会でこの法案が可決されることを切に望んでやみません。この法案の成立によりまして、一そう決意を固めて、児童生徒の教育活動に取り組みまして、国民の期待にこた

えたいと考えているわけにございします。そういう意味で、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。以上でございします。

○委員長(高橋文五郎君) ありがとうございます。

次に、横枝参考人にお願ひいたします。

○参考人(横枝元文君) 私は、日本教職員組合に結集いたします約六十万万人、日本の教師の大多数の意見を代表して、この際、参考意見として述べさせていただきます。

今度政府から出されておりますこの法律案を私なりに要約してみますと、教職員に對しまして月四名の教職調整額を支給する、このことと引きかえに、教職員に對して事実上量的、時間的に歯止めをしないままに、超過勤務の命令をすることができ、こういうことを制度化しようとしているのが本法案だということに思ひます。このことは、戦後、民主主義下において公務員の労使関係を律しました制度、これを教職員についてのみ例外的に変革しようとするきわめて重大な問題を含んでいると思つておられます。

私自身は、太平洋戦争の始まる直前の昭和十五年に、当時の青年学校の教諭と兼務で国民学校の訓導を拝命した一人でありましたが、当時、軍国主義下におきまして、天皇制のもとにおける教員の身分というものは、天皇の官吏、待遇官吏として官吏服務規律のもとで減私奉公、ひたすらに私を捨てて国家権力に對して絶対忠誠を誓わされ、無定額の服務に服すべきことが要求されました。そして、その分限、懲戒、服務、給与など、身分上の一切の問題が法律によらないで、勅令をもつて定められておつたのであります。したがって、給与も日々の仕事、労働に對する対価としてではなくて、絶対的無定額の義務に對する恩恵として与えられるものであつて、当時の教員には労働条件に對する発言権はもとより、与えられた給与に對して一言の不満さえ申し述べることができなかったのです。しかし、戦後民主主義下における公務員の法制は、御存じのように天皇の官吏から

国民の公僕と一大転換をいたしました。国家・地方公務員も労働者として労使関係の当事者となり、無定額勤務から解放され、一日八時間、週四十四時間という定量労働が定められ、その労働に對する一定の給与が支給される制度となりました。この定量の勤務時間をこえて勤務をした場合は、当然労働基準法の定めを最低とする割り増し賃金の支給制度が確立をして今日に至つてのことであります。

このような経緯を踏まえて今度出されました法律案を考察いたしますと、月四名といへば、平均して四千四百円です。これを超過勤務時間に換算をいたしますと、一月月約十時間分の教職調整額の支給を受けることによつて、無定額の超過勤務を命令される法的根拠をつくり上げることでありまして、戦後、民間、官公労働者を通じて打ち立てられた労働者の賃金、労働条件のあり方を根本的に変革するものと言わなければならないのであります。

そもそも賃金と労働との関係、すなわちどれだけ働か、どれだけ賃金を支払うかということ、原則として労使双方の合意によつて成立すべき雇用条件なのであります。にもかかわらず、四名の調整額を一方的にきめて支給をし、正規の勤務時間をこえて勤務を命ずる業務の内容も、文部大臣が人事院と協議してこれも一方的にきめ、そして随時無制限にこの法律に根拠を置いて超勤命令が出し得るということは、近代的な労務管理としてはあり得べからざることだと思つております。

近來、社会の進歩と科学技術の発展の中における各国の労働のあり方は、超過勤務を支払つて長時間働かせるという従来の行き方はこれを排して、超過勤務や本務外勤務を可能な限り排除して労働時間の短縮をし、拘束時間内の労働を最も効果的に行ない、労働者の生活、健康、福祉を増進し、労働力再生産のための余暇をより多くつくり出す、こういうのが世界の趨勢になつておるのであります。

週四十時間労働制はすでにいまだ三十六年前の一九三五年のILO総会におきまして採択されております。さらに九年前の一九六二年のILO総会では後進国にその促進が勧告をされております。また週休二日制もいま西欧諸国の常識となっているのであります。

私たち日教組が、超勤手当制度の問題をいまだ七年前に提起をいたしましたのも、その本質的意図は、決して長時間労働をすることを甘んずる、その見返りとして超過勤務手当をもらいたいというのでは決してありません。教師が、児童、生徒の教育をつかさどるという本務をこそ大切に、充実した授業を行なう、その教育効果を高めるためには、本来の教育活動を圧迫している本務外の事務や雑務から解放され、明日の日の教育のための自主的な研究やみずからの健康と福祉の増進がはかれるような学校現場の体制をつくることこそがそのねらいであったのであります。

いま学校現場は、昭和四十一年の文部省調査を見ましても、週四十四時間勤務といまして、捕捉できた測定可能なこれをこえる超過勤務だけで小学校一ヶ月十四時間、中学校約二十時間、高等学校の全日制で約十八時間の実績が記録をされているのであります。その裏には、昭和二十二年、学校教育法第二十八条で、各学校に一名以上必置を規定されている養護教員、事務職員、こうしたものの配置が法律制定以来二十数年を経過いたしました今日、いまだその充足数は小中学校で養護教員が約四二％、事務職員が約四七％、したがって全国で半分以上、すなわち二万の学校には事務職員も養護教員もないという状態なのであります。

このような中で、教師は子供の教育をつかさどるといふ本務をそこに、いわば子供の成績物の処理とか、明日の教育の準備などはさておいても、国や県からの統計事務や諸報告など公文書の処理、教職員の俸給請求事務から支払い事務などをすべてに優先をさせなければならぬという学校の実態なのです。また、給食費やPTA会費の

集金、果ては地域の青年団、婦人会の仕事といった社会教育の分野にまで実質的に業務分掌という形で押しつけられ、多忙をしいられているのであります。このような状態を放任できるのはなぜなのか。それは教員には幾ら仕事をさせても超過勤務手当を支払わなくてもいいという今日までの慣習がある。これに甘えているからなのであります。

今度の法律案は、はたしてこのような現実を解決する上でのどのような効果があるかということをお考えいただきたいと思うのです。教員は、超過勤務や本務外の雑務に追われていて、あまりにも気の毒だから、せめて四％の調整額を支給してやろうということですが。しかし、そのかわりに、いままでどおり、いよいよ以上、これからは超勤命令を発しても仕事はしてもらいますよというものがこの法律を流れている筋と私は思います。

私たち教職員は、確かに民間労働者とはより、一般行政職公務員に比較しても安い給与でありますから、わずかに四％の調整額でもいただきたい気持ちはやまやまでありまふ。しかし、それ以上に私たちは教育を大切に、子供の教育に責任が持てる状態をつくりたい。そのためには、本務外労働や時間外勤務に対して超過勤務手当を支給する制度を確立することによって、むやみに長時間労働や雑務を強制的にできないような状況をつくり出して、子供の教育に専念できるようにしたい、これが教職員の切なる願いなのであります。この点本法案は、基本的な問題を持つておりますので、根本的な修正を必要とするのであります。

教育の仕事は専門職と言われるだけに、確かに一般行政事務や他の産業に携わる労働者とは違った特性を持つております。それは教育という仕事は、一人一人の子供が潜在的に持っている資質、無限の可能性を引き出し、未来に向かって発展させる営みでありますから、教師はその地域に即し、子供の発達段階に即し、また個々の子供の個性に即

じて、教師みずからの自主的な判断と自発性、創造性に基づく教育活動がなされなければならないのであります。したがって、学校という組織体は、校長、教頭、何々主任、教諭、助教諭といった職名が、上司、下僚といった上下服の官僚的階層秩序であってはならないし、またそのような官僚機構を学校現場に持ち込むことは本質的になじまないものであります。そこに教師の勤務態様は、授業時間が教師の基本的本務であり、拘束されるべき責任、義務であって、授業の準備、教材や教育方法の研究、子供の成績物の整理や処理などは、授業という本務を全うするために教師の自主性、自発性、創造性に基づいて行なわれるべきものであって、この間には命令行為というふうなものも存在すべきではないのであります。教員には超勤手当制度はなじみ、こういう意見は、このような教員の特性から発想されているものだと思います。世界いずこの国を見ましても、日本のように教員に宿日直勤務、火災、盗難の不審者を業務命令をしている国、また官制、すなわち文部省や教育委員会が主催する講習会や研修会への出席を業務命令で強制している国の例はどこにもないのであります。

教育という仕事は、教員個々の責任感と、自発性、創造性に基づいて行なわれるものであることを前提とするならば、授業時間以外の一日八時間、週四十四時間という勤務時間の拘束は、当然取り除かれなければならないし、超過勤務命令といった行為も当然排除されるべきであって、その場合に初めて超過勤務手当制度が必要がなくなってくるのであります。しかるに本法案は、授業時間以外に一日八時間、週四十四時間という一般行政職や他の産業労働者並みの勤務時間の拘束性を従来どおり維持しておいて、その勤務時間をこえる超過勤務命令を出し得る法的根拠をつくりながら、超勤手当支給制度のみがなじまないとして労働基準法三十七条の適用を除外するという大きな矛盾、不合理を持つていることを指摘しておきたいのであります。

何とぞ賢明なる議員の皆さんが、本法案の持つこの最大の矛盾点について十分法理解をいただき、教育の施策はすべてこれ国家百年の計でありますから、いやしくもこのような教育施策の問題が政争の具に供せられることのないよう、教育現場の実情に即した方向、すなわち専門性に即した教職員の勤務の特性から、自発性、創造性に基づく測定困難な超過勤務に対しては、包括的に原案に示されている教職調整額を支給することとし、超過勤務を命ずる範囲と限度を当事者である関係教職員と協議して取りきめた上で、超過勤務を命じた場合は当然超勤手当を支給するという道理の通った法律に修正可決をされ、全国の教職員の期待にこたえ、安心して教育に専念できる状態をつくり上げてくださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(高橋文五郎君) ありがとうございます。

次に、井上参考人にお願ひいたします。

○参考人(井上忠夫君) 参考人として御指名をいただきました日本新教職員組合連合会副委員長の井上でございます。

教育が特に教員の自発性と創造性に基づく勤務に期待する面が大きく、教員の職務と勤務態様は一般公務員の勤務と同一視することは困難であります。かつまた、教育専門職の立場から受当性を欠くということは周知のとおりであります。このことから、本法案の発想趣旨には深く感銘いたしましたとするものであります。

しかし、さきに文部省が全国の小・中・高等学校、高等学校校定時にわたって調査されました教員の現実の勤務実態は、教員には超勤は命じながらも、やらせないとの立場から行政指導がなされるに存在していたわけでございます。この事実が否定されたことであると思ふことは判断をいたします。この調査結果から見ますと、小学校について一週当たり二時間三十分、中学校三時間五十六

分、高等学校三時間三十分、なお定時制については三時間五分、こういう結果が出ております。これを平均してみても、教員の現に超過勤務がなされておるこの平均値は僅に過当たり三時間二十分になるわけでありませう。

次に、この三時間二十分にわたる超過勤務の実態を一つの例をあげて御理解をいたさうと、かように考えるわけでございます。たとえば義務制における教員の平均年齢は三十七歳だと思ひます。大学を卒業しまして十五年の教職経験年数、この十五年の教職の人事院勧告による本俸は月七万二千円になっております。この人の年額税込みの総収入は百九十九万五千六百円になるわけでございます。もちろん期末、勤勉手当を含めたものでございませう。したがって算術的に月平均をいたしますと、九万九千六百三十三円、これが妥当かというところについては疑義がございませうが、一日当たり換算いたしますと、その対価は三千九百八十五円、週四十四時間、これを一日八時間と計算してみても、一時間当たりの対価は五百円となるわけでございます。

本法案の示すところによれば、本俸比四割を支給し、期末、勤勉手当等のはね返り分を含めて実質六割アップである、六割に相当するとされております。前段の三十七歳のいわゆる本俸七万二千円の例をとってみますと、四割の特別調整措置によつて月当たり二千八百八十円のアップになります。年間四万七千八百八十円、一日当たり百五十九円、一日当たりこの四割が支給されますと、百五十九円の収入増になるわけでございます。この百五十九円を勤務時間から逆算しますと、約一日当たり十九分の超過勤務分に相当するわけでございます。一日当たり十九分ぶんの超過勤務の対価に相当するわけでございます。これを一週間に換算しますと、四割分が出されたこの百五十九円を一週間に換算をいたしますと、一時間五十四分の超過勤務分に相当するわけでございます。文部省が四十二年に全国の実態調査を発表されました。この結果、小・中・高ならして大体一週当たり三時

間二十分の超過勤務の事実があるわけでございます。この四割の措置は一週間一時間五十四分の対価でしかありません。超過はやらせない、命じないとの立場をとつていながらも、一日当たり小・中・高平均しますと三十三分に及ぶ超過勤務がなされていられることを軽視して、十九分程度の手当を本俸に繰り込んで、教員の超過勤務に相当する額は支給されたものであつては、教員の勤務態様の改善、合理化には遠く及ばないものと言わざるを得ません。現に、教育の特殊性から、その責任と使命によつて生じている小・中学・高等学校平均して一日当たりの超過勤務一人三十三分に相当する代償措置を試算してみても、月当たり六・一割相当額のアップをはからなければ、四十二年に発表されたこの超過勤務の実態の穴を埋めることはできないわけでございます。一日当たり約百六十円程度の調整額支給によつて、一方的に健康と福祉を害さない範囲で超過を命ずることが認められたとするならば、労働短縮が浸透しつつある世の趨勢にも大きく逆行すると判断せざるを得ません。

幸い本法案のもととなる人事院勧告「意見の申出に關する説明」の中に、時間外勤務の規制として、「正規の勤務時間外における命令による勤務が教員にとつて過度の負担となることのないよう、文部大臣は、人事院と協議して時間外勤務を命ずる場合の基準を定めるべきである」と、こういう一項目が書かれております。この趣旨を私どもは尊重しております。またこの内容については、労使双方の納得のいく適切な措置を期待するものであります。特にこの具体的審議については、教育現場を代表する教員組合はもちろん、中央労働基準審議会等の意見も十分尊重して、これを契機にさらに多くの有能な教員が魅力ある教育現場に殺到するといふ現象を一日も早く確立していただきたといふ念願するわけでございます。時代に逆行する無定量勤務を排し、あすをリードする人間性豊かな真の教育に何らの拘束もなく、教師が教育専門職として、そのきわみを深めていく自由な研

修の場を設置する方向での基本を踏まえた改善措置を切に要望するものであります。

よつて、前段の内容を要約しますと、次の二点になると思ひます。まず、その第一点は、四割の調整額支給は教育現場の実態を踏まえた額を大きく下回り、了解に苦しむものであります。その第二点は、労働基準法三十七条の適用除外によつて勤務者の最低の保障事項でもある歯どめを失ひ、何をよりどころに保障されるのか、大きく危惧するところでありませう。無定量勤務は絶対に起こらないとする代償措置を手当という金銭的な代償でなく、このような方法によつて歯どめをしたという明確なおことばをもつて示していただきたいと思ひます。この歯どめの具体的な措置が講じられるならば、不承ながらも、人事院勧告の趣旨を尊重して、これが今後における教員の勤務態様の改善のワンステップとして、本法案の成立を期待するものであります。

最後に、この法案の適用は、特殊学校、特にろうあ学校につきましては、四歳児から入学を認めております。この法案が施行されるならば、この特殊学校の四歳児、五歳児の担当教員には適用されないといふことになるわけでございますが、同じ学校に、そしてこれら特殊学校が幼児教育からやらなければならないとする前提を踏まえるならば、これら担当教員にもこの本法案の適用配慮をよろしく御審議いただけるようお願い申し上げます。

以上、簡単にございませうが、新教組の参考人としての意見を終わらせていただきます。

○委員長(高橋文五郎君) ありがとうございます。

次に、中口参考人お願いいたします。

○参考人(中口武彦君) 私は静岡市教職員組合の書記長であります。しかし、いわゆる非専従の組合役員でございます。本日の法案に対する見解は、先ほどの横校参考人の意見におおむね賛成でありますけれども、きょうは組合役員としてというよりも、現在小学校四年生を担当している現場

の教師、また現に最高裁判所で超過勤務手当請求の訴訟をやつております原告の一人として、この法律案に対する意見を述べたいと思ひます。

ただいま私は、超過勤務の原告の一人であるといふことを申し上げましたけれども、超過勤務の事実を認め、労働基準法に照らして超過手当を支払えと、こういう高等裁判所の判決に服さないで、最高裁判所に上告している静岡市及び静岡市教育委員会は、上訴権を乱用しているものではないか、かように私は考えるのであります。そればかりか、この訴訟を提訴している者に対して請求取り下げを執拗に校長などを通して繰り返されてい、こういう不法なこともあるわけでございます。ふだん法を守れと言いつつ、いたずらに裁判を長びかせている、こういう市あるいは市教育委員会の態度にも私は大きな不信を持つものである。すみやかに判決に服して手当を支払い、超過手当制度が確立されるように努力していただきたい、こういうふうに望み次第であります。

冒頭に私はこのことを申し上げて、次に職場の実態を申し上げながら意見を述べたいと思ひます。現在静岡県では、私も「変形八時間」と称している勤務時間についての規則が施行されてい、これは労働基準法に照らして当を得ていないと私は考えておりますけれども、この規則自体には平均して週四十四時間をこえてはならないといふことになっております。しかし、現場では職員会議とか運営委員会などが勤務時間を超過して続けられる、こういう事例がたゞくさんあります。また、先ほどから各参考人も申されておりますように、また文部省の調査でも明らかにされておりますように、この四十四時間という勤務時間をはるかにこえた勤務の態様がわれわれの実態であるといふことはすでに明らかだと思ひます。ところで、つい最近も静岡市内のある学校で運営委員会が夜中の一時まで行なわれたといふことを耳にしています。この学校では、この四月に着任したばかりの教師が、一年では出られないかしら、こう言つて、もつと来年の三月の人事

異動期のことを口にしていてということを知っていることであらう。このように、職場の実態は勤務時間の規制が空文化化してきているということではありますけれども、しかし、やはり労働基準法がわれわれの勤務に適用されている、こういうことで大方の職場では勤務時間と諸会合が終わる、あるいは延びた場合には、いわゆる振りかえが行なわれるということでありまして、それでいいという職場が先ほど申し上げたようにふえてきているというところでございます。それだけではありませぬ。今年度開かれるある学校の全国研究大会、これに協力するという名目で園工主任者会議が各学校の園工主任により土曜日の午後自主園工主任者会というところで持たれたりしています。やる時間がないのでそれを土曜日の午後やる。しかし、勤務時間についての拘束があるので、自主的という名前を冠してこのように行なわれているということとであります。現在でもこういう状態ですので、この法案が実施されたら一体どうなるのか、このように不安を持つのは私一人ではないと思えます。

全国的な傾向と同じく、静岡県でも年々婦人教師の比率が高まっています。私の勤務する学校でも例外ではありません。婦人教師の多くは仕事に忙殺されたがらも職場と家庭を両立させながら教育の仕事に耐えています。ところが最近、五時や六時で騒いでいてどうする、いまに教職法が通って四時が出れば終日公務になるのだ、こういう校長もあらわれた。この法案が通ったらいよいよやり切れないということ、婦人教師の不安が高まっています。ということも私は耳にしているところなんです。休憩時間はもとより職員室の壁にははらわれている日課表の上だけ、こう言っても決して過言ではないと思えます。文部省が一号俸だか二号俸だか上げるかわりに労基法から除外すると言ひ出したけれども、そんなことでこれ以上忙しくされたんじやかなわぬね、金はほしいけれどもこういうことではやめてもらいたくない、これは去年の九月三十日に私が出勤して更衣室で会った同僚のことばです。

私は以上のような職場の状態の中で、労基法適用除外するというこの法案の中から、これらの教師の切実な声、心配が杞憂であるという根拠を見出すことはできません。実は私も先週の木曜日と金曜日に二日間わたって学年研修というのでおそくなりまして、一日目の学年研修は学校全体として企画されたことですが、二日目のそれと、それから時間をこえた部分につきましては私どもが自主的に進めたものに違いありません。教育の効果をあげるというときに、私どもは学年内でそれぞれ相互に学級の実態を出し合いながら、その上で指導の方法を検討する、こういう仕事、こういう時間を重視しなければならぬと考えています。しかしいま申しましたように、こういう仕事をするとすることは、どうしても現在の私どもの勤務の状況の中では時間をこえてしまふということとがあります。これだけではありませぬ。教材研究とか、成績物の処理、採点など自分の学級の仕事を考えますと、やらなければならぬことはまだまだたくさんあるわけです。文部省でさえも一時間の授業に最低一時間の準備の時間が必要だということ言っております。私と同僚のごく狭い経験、その話の中からも一時間の準備ではきわめて不十分な授業しかできない、こういうのが実感であり、その時間がとれないためにうちへ持ち帰ってやらなければならぬということが毎日のような私ども教師の実態であります。

以上のように、教師一人一人の自発的で自主的な勤務と努力の中で今日までの教育がささえられてきたと私は考えています。さきに述べた学年研修会や園工主任者会などというものは、それでも超過勤務として明確に測定できると思えます。しかし、ただいま述べたようなことは、教育という営みにとって打ち消すことのできない重大な事実ですけれども、これを校長その他だれもが容易に確認できるということにはなかなかなりません。私たちは昭和三十八年に超過勤務の訴訟を起こしたわけでありまして、そのときの職場の中の討論でも、いわゆる職員会議とか運営委員会とか修学旅行とか、こういう学校全体できわめてはつきりしている行事や会合、それだけでなくて実際にうちに持ち帰ってやらなくちゃならない、あるいは子供の親からいろいろ相談を受けなければその相談を受けなければならぬというようなことがたくさんあるということも出されています。しかし、現在の法の中で、私どもは職員会議とか遠足とか修学旅行とかこういう会合や行事、だれが目にも明らかに進んでいるこの事実だけをまず超過勤務という形で皆さんに訴えようではないか、そして実際に私どもがそれぞれ家庭などでやっている仕事については、後日解決の方法をみんな探ろうではないかということをやつてまいりました。このように私どもの仕事は明確に測定できるものではないけれども、あるところ、これが教師の勤務の特殊性と申しますか、実態であろうと思えます。今回の政府案は残念ながらこの点を無視していると申しますか、混合していると申しますか、そのように私どもは考えざるを得ません。私どもが日教組として政府案に反対し、衆院段階でされたこの法案に対する修正案の実現を望んでいるゆえんであります。

そろそろ私は発言を終わりたいと思えますけれども、最後に、私はあの勤務闘争のころを思い出して一言つけ加えたいと思えます。当時勤務を実施する理由の一つとして、一般官公庁、民間を問わず勤務をやっているのに、同じ労働者である教師だけがひとり例外ではあり得ないと言われておりました。また数年前までは超過勤務を支給するという方向に進んでいたと思えます。それが今日これまでの経過とは逆に、教育の特殊性という名のもとに労働者としての側面を全く否定されているのじやないかということをおし上げて、私の発言を終わりたいと思えます。

論でも、いわゆる職員会議とか運営委員会とか修学旅行とか、こういう学校全体できわめてはつきりしている行事や会合、それだけでなくて実際にうちに持ち帰ってやらなくちゃならない、あるいは子供の親からいろいろ相談を受けなければその相談を受けなければならぬというようなことがたくさんあるということも出されています。しかし、現在の法の中で、私どもは職員会議とか遠足とか修学旅行とかこういう会合や行事、だれが目にも明らかに進んでいるこの事実だけをまず超過勤務という形で皆さんに訴えようではないか、そして実際に私どもがそれぞれ家庭などでやっている仕事については、後日解決の方法をみんな探ろうではないかということをやつてまいりました。このように私どもの仕事は明確に測定できるものではないけれども、あるところ、これが教師の勤務の特殊性と申しますか、実態であろうと思えます。今回の政府案は残念ながらこの点を無視していると申しますか、混合していると申しますか、そのように私どもは考えざるを得ません。私どもが日教組として政府案に反対し、衆院段階でされたこの法案に対する修正案の実現を望んでいるゆえんであります。

その第一点は、教職員に対して四〇％の調整額を支給するという、これは一見給与改善策のように見えますけれども、この教職員の特別措置法案になぜ日教組は反対なさるのですか。そのおもな理由をあげていただきたいと思えます。

○参考人(横枝元文君) 先ほど総括的に申し上げたわけでありまして、今度の法律案につきましても、一面給与の改善策、あるいは待遇改善ということばも聞かれます。もちろんお金をいただくという側面だけを考えますと、そうしたこととも言えると思うわけです。しかし私ども、特に日教組に結集しております教師がこれに反対をいたしましたのは、ただ金さえもらえばいい、こういうものではない、たまたま金、子供の教育を考えた、最もその日の未来を考え、子供の教育を考えた、最もその日の教育を大切にしている、こういう点を常々考えているところです。その点から考察をいたしますと、今度の法律案は確かに四〇％、月四千四百円というお金はだれにとってもほしいお金であります。しかしながら、それをいただくことによって、その裏づけとして、先ほど申し上げたように、現在すでにかなり多くの事務や雑務や教育以外の仕事にまで携わせられている、その実態から解放されないで、むしろそういうことがより多く強制されてくる。こういうことになってくると、四千四百円にはかえられない。そのことによって、四千四百円ももうることによって、子供の教育をよりなおさりにしなければならぬような業務命令が、超過勤務命令が、雑務の命令がこれら有無

終りました。これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を願います。

○千葉千代世君 横枝参考人に伺いますけれども、先ほどお述べになった御意見を聞いておりますと、この法律案は日本の教育の現在並びに将来にわたって非常に重要な要素を含んでいるように思えます。そこで次の五点到わたって伺いたいと思ひます。

その第一点は、教職員に対して四〇％の調整額を支給するという、これは一見給与改善策のように見えますけれども、この教職員の特別措置法案になぜ日教組は反対なさるのですか。そのおもな理由をあげていただきたいと思えます。

○参考人(横枝元文君) 先ほど総括的に申し上げたわけでありまして、今度の法律案につきましても、一面給与の改善策、あるいは待遇改善ということばも聞かれます。もちろんお金をいただくという側面だけを考えますと、そうしたこととも言えると思うわけです。しかし私ども、特に日教組に結集しております教師がこれに反対をいたしましたのは、ただ金さえもらえばいい、こういうものではない、たまたま金、子供の教育を考えた、最もその日の未来を考え、子供の教育を考えた、最もその日の教育を大切にしている、こういう点を常々考えているところです。その点から考察をいたしますと、今度の法律案は確かに四〇％、月四千四百円というお金はだれにとってもほしいお金であります。しかしながら、それをいただくことによって、その裏づけとして、先ほど申し上げたように、現在すでにかなり多くの事務や雑務や教育以外の仕事にまで携わせられている、その実態から解放されないで、むしろそういうことがより多く強制されてくる。こういうことになってくると、四千四百円にはかえられない。そのことによって、四千四百円ももうることによって、子供の教育をよりなおさりにしなければならぬような業務命令が、超過勤務命令が、雑務の命令がこれら有無

を言わずに出されてくる。このことを非常におそれるわけだ。ですから現状でありますと、校長からきょうこういうことをやらうじやないか、やつてくれないうかと言われまして、そのことがほんとうに教育のためになるというものであればやつておきましょう。しかし、これは必ずしも校長さんきょうやらなくてもいい仕事じやないか、あるいはこの仕事は教育のために必ずしもなる仕事とは思えないじやないか、そういうときには校長さんに確かめてやめさせるということもできます。これはいままでではできています。しかし、今度この法律ができませんと、業務命令だと、命令として今度なされてきます。それに対して刃向かえば行政処分だと、処分が課されてくる。こういう威圧を持った命令行為となされるということについて、これは耐えられないことだと思えます。そういう意味で四〇％にかえられない子供の教育がより以上おろそかになるような事態、そして教師みずからの生活なりあるいは健康を害するような事態が一そう強化されるのではないか。このことがこの法案に反対する一番大きな理由であります。

○千葉千代世君 二番目に、いまお述べになった中に、いわゆる無定最勤務というような問題に触れられていますが、この無定最勤務を強要されると日教組はおっしゃっておりますけれども、そうならないように超過勤務命令の範囲を限定することになっているようにこの法案にあらわすけれども、この点について御意見があります。

○参考人(横枝元文君) この点では超過勤務の命令の範囲を人事院と協議をして文部大臣がきめるということになっております。そのことによって仕事の内容的に一定のワークがはめられるということとは事実だと思えます。しかし、問題は勤務の時間というものはやはり量なんです。この仕事の範囲をきめるというものは、量的な制約というものは何もなされていないわけなんです。ですから、この点で二つ問題点として申し上げますと、一つ

は、これは先ほど総括的に参考意見として申し上げたわけですが、やはり近代的な労務管理の中で、勤務者の働く時間、そしてそれに対する給与、こういうものは支払う側ともらう側、働く側と働かせる側が相談を合して、その合意によってきめるというものがたてまえなんです。ところが、この超過勤務を出し得る範囲をきめる場合に、教職員、働かされる者、お金をもらう側の意見は全く取り上げられないで、一方的に命ずる側である理事者である文部大臣がきめていく、このことがまず第一に大きな問題です。

そして第二には、そのきめられた内容がある一定のワークがはめられたとしても、何時間という限度というものはここにはないわけなんです。ですから、中央労働基準審議会が二月十二日であったと思いますが、建議を出している。あの建議の中にも述べられている。超過勤務を命ずる場合の範囲及び限度をきめるにあたっては、とあります。この限度はこの法律案からは抜けているわけなんです。ですから、この範囲を限定したということによって無定最が定量になるということではないということです。

○千葉千代世君 第三点として、人事院勧告では教職特別調整額のこのほかに、特別な業務については別途特殊勤務手当を支給する、こういうことが検討課題になっているようになんです。これが超過勤務に見合うものであると思うのですが、いかがでしょうか。

○参考人(横枝元文君) 特殊勤務手当というのが人事院の意見書の中にも出ております。私もこの特殊勤務手当については当初検討を重ねました。人事院とこの特殊勤務手当というものは、超過勤務手当にかかわるべきものであるかどうかといった場合に、そうではないという答えが人事院から明確に出ていたわけなんです。と申しますのは、超過勤務手当というのは、一日八時間の週四十四時間というきめられた労働時間をこえて働いた場合に、そのこえた量に対して支給されるのが超過勤務手

当です。ところが特殊勤務手当というのは量はではなくて質の問題です。それは人事院規則を定める際に、ここにありますが不愉快な仕事、困難な仕事、こういう原則を置いて、そういう仕事に対して出すのが特殊勤務手当なんです。だから時間が長い短いかかわりなく、簡単に例をあげますと、たとえば死刑執行人、これは不愉快な仕事である、だからして死刑執行の時間が超過勤務になるというのがこれと、そういう仕事に対して支払うというのがこれが特殊勤務手当なんです。ですから今度の人事院の意見書なり法律案から出てまいります特殊勤務手当というのがかりに出されるとしても、それは超過勤務の労働に対する、超過時間に対してのものではなくて、異質のものであるということから、私どもとしてはそのように判断を——判断といいますが、人事院との間でも明確になっておりますので、これをもって超過勤務にかえることはできないというように考えております。

○千葉千代世君 無制限で、しかも無報酬のこの超過勤務の出される心配のあることはよくわかりました。けれども、せっかく四〇％くれるという法案ですから四〇％をもらって、それからあとに無定最勤務にならないような、強制されないような歯どめの措置をされたらと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○参考人(横枝元文君) これはそういうことも私自身はかでも聞いたことがあります。しかし、いま法律案をつくるときに、一緒に入れておいたという考えがあるならば、一緒に入れておいたらいいかを、なぜそのことは入れないのか。あとでかきにやると言われても、それはどうも信用ができないうわけなんです。簡単なことですから、そういう無定最の歯どめをしようにじやないかというところであるならば、いまおつくりになるときにその歯どめをすべきであるというふうに思うので、一たん今度の法律ができませんと、従来新しい法律ができたときに、あとあと改正をするとしても、それはとても半年や一年でできたためしはないわけでありまして、やはりせつかくこう

いう大きな問題を解決する際に、そういうお考えがあるなら、いまやっていただかないと、将来のことについては私どもは信頼できないので、とても容認することはできないのであります。

○千葉千代世君 この法案の中で特に問題になっている点で、労働基準法の三十六条、三十七条除外、非常に基本的な権利が侵害されるということについて私は心配しておりますが、一方の校長さんや教頭さんからは陳情なり意見なりがだいぶあるわけなんです。日教組の全体の皆さんから、これは非常にたいへんな権利の侵害だということが出のようない陳情書になっております。校長さん方や教頭さんは、こういうこと言っておるんですね。今度の法案は教職員の給与の改善のために非常のことを言われておるわけなんです。これは非常に大切な問題をはらんでいる。大切な問題というのは、先ほどから参考人が述べられている教師の一番大事な基本的な権利の問題を相当侵害していくんじゃないかというおそれがあります。その点どのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○参考人(横枝元文君) 校長あるいは教頭の方々は、この法案に賛成をされているということについては、私自身の考えを述べますと、教育的良心からするならば非常に心外に思っております。しかし、校長なり教頭の人々が個人主義的に考えれば、この法案に賛成する意味はわかるわけなんです。と申しますのは、本来これは民間の他の産業労働者なりあるいは行政職の方々の例をとってみても、管理職というのは管理職手当というものが出されます。これは超過勤務を命ずる側の人なんです。超過勤務を命ぜられる側の者は超過勤務手当が支給される。ちょうど管理職手当と超過勤務手当というの、これは重複してたら労働者ではないわけなんです。管理の側に立つたか被使用者の側に立つたかということによって、管理職手当か超過勤務手当かに分かれておるわけなんです。そこで教育現場はどうかといいますと、校長、教頭には管理職手当が支給されております。一〇％

ましたけれども、将来の教員の独自の給与体系とかというような方向に向いていく、そういう姿勢を持っているものでありますから、現在のような待遇策が手当にかわつてより有利であるというようになことからこれが出されたのではなからうか。

それで私たちは前々から教員独自の給与体系、こ
ういう要望を全国の先生方とかなり続けてきたわ
けでございます。そういう面から私たちが非常に
歓迎をしているというわけでございます。

○参考人(井上忠夫君) 具体的な歯とめの例でござ
います。この三十七条の割り増し賃金の請求
ができませんというので、いま四十一
年で実態調査をしました結果から見ても、
小・中・高平均して三時間二十分という約二百分
に及ぶ超過勤務の事実がある。これはただ単に職
務命令だけでなく、また教師の自主性に基づいた
内容のものも多少はあったと思います。教師が自
主的あるいは創造的な教育専門職としての立場か
ら、当然教師としてやらなければならない、責任
と使命によってやらなければならない内容は多々
あると思います。しかしながら、この責任と使命
に徹してやろうとするところに雑務も含めた八時
間勤務以上、八時間をこえる超過勤務が一方的に
出されたのであっては、私たちはあすの教育のか
てとなる研修がおろそかになるわけであります。

したがって、勤務時間の内容については規制
をするということがこの人事院勧告の意見書の中
にありますが、これとこれとは職務命令で四
週平均しました四十四時間をこえないいわゆる変
形八時間で指導するんだ。しかしながら、なおそ
れでも出てくる超過勤務というものについてはこ
の程度にワクをきめるんだ、いわゆる勤務時間内
におけるところの質的向上をはかる、質的向上を
はかって、量的にはこの範囲でとどめるんだとい
う一つの内容を具体的に示していただきたい。そ
うすることによって、私たちは四〇％というものは
必ずしも適切ではありませんけれども、これが教
育現場に優秀な人材を迎えるという一つの今後の
日本の教職員の魅力ある勤務条件の改善のワンス
トップとするならば、この法案がそういう方向で
解決するならば、成立を期待しておる、かように
考えるわけでございます。

○参考人(中口武彦君) 簡単に申し上げたいと思
います。先ほどから各参考人も申されましたし、

私も触れましたですけれども、教育という仕事
は、相手が生まれた人間、子供でありますので、決
して数量ではかれない仕事であることは皆さんも
よくおわかりだと思ひます。実は私も夫婦とも
も教員でありますけれども、昨晩も家に帰ります
と、妻は一生懸命あすの指導計画などをやってお
りました。またそういう話を二人でしておりまし
と、電話がかかってきまして、実は私どもの学校
はきょう遠足でございましてけれども、遠足のこ
とについて子供の親からいろいろ質問などありま
した。そのことを受け答えしました。こういう実
態が幾らでもあるし、それから教育の成果をあげ
る、ほんとうに子供に伸び伸びとした教育を施
し、学力をつけていくということになりますと、
私どもの勤務というのはなかなか四十四時間では
はかれないという問題が出てくると思ひます。先
ほど申し上げましたように、私どもはいわゆる超
勤手当制度の確立ということを長年望んできてお
りますけれども、かりにそうなりまして、だか
らといって、私どもの仕事がいかにこの中で
すべて解消されてしまうということではないと思
ひます。しかし、これはまさに教育活動そのもの
であるというふうに考えますので、その点につ
きましては、かねがね私どもは、この分については
教師の勤務の特殊性というところから手当を要求す
る、あるいは手当を支給してもらいたいというこ
とで考えているわけです。これはどうしても教育
という仕事の特殊性からいまして、なかなか学
校の中ではかり知れないということがあります。
こういうことを申し上げておきたいというふうに
思ひます。

○参考人(横枝元文君) 専門性を持つ労働者とい
う意味での教師の勤務の自主性、創造性というも
のを基本にするということを申し上げたわけですが、
そういう自主的、創造的な勤務態様を持つ教師
のそれでは勤務時間なり勤務の状態はどうであ
らうのかという御質問だと思います。それからお答
えいたしますと、これには二つの行き方があるわ
けです。それは西欧あるいは欧米諸国がかなり多
くつておる行き方というのは、教員の本務、義
務というのは授業にあるということ根拠に置い
て、国が先進諸国では多いわけですが、ですから
その場合には、たとえば中学校の国語の教師であ
れば、国語の授業を二週二十五時間、これが教師
の雇用の最低の義務ということになる。その場合
には一週二十五時間の授業をやるということが義
務であり責任であり拘束である。それ以外の時間
というのは、その二十五時間の国語の授業を全う
するためのみならずから研究をする、それは学校で
やるか、自宅でやるか、あるいはまた図書館に
行ってやるか、そういうことは全く自主的にやつ
ていくというこのあり方です。ですから、この
方法を採用するならば、教師の拘束勤務時間とい
うのは授業時間であるというふうに割り切った行
き方です。しかしこれは、いま直ちに日本の現状
にそぐうかといったときには、できません、率直
に言つて、それはかなり多くの教員定数の増をし
なければならぬわけですが、たとえば先ほど申し
上げた養護教員、事務職員が全国二万の学校に一
人もいないのですから、それで教員は授業だけに
責任を持つという欧米諸国のこれを取り入れたと
するならば、学校の事務は停滯して、あすの日の
学校運営はできなくなるでしよう。ですから事務
職員、養護教員、学校警備員、こうしたもののま
ず職種に対する定数をぐっとふやさなければなら
ない。それと同時に、課外活動というのがあるま
す。クラブ活動と言っております。日本の場合に
は、体育の教師であればほとんど土曜日、日曜日
は対外試合とかいろいろなこと無報酬のまま
引っぱり出されております。外国の場合にはどう
かといへば、こういうものはコーチとして別に雇
っているわけです。ですから体操の教師は一週二
十時間という体育の時間に責任を持つ。それ以外
のクラブ活動については、野球の選手のための活
動は野球のコーチがくる、バレーであればバレー
のコーチがくる、それをパートで各学校が頼んで
いる。そういう形態をとっておりますから、これは
一つの理想図だと思ひますけれども、日本の現状

にいま直ちに適用しようとしたならば、かなりそ
うした施設、設備とともに教職員の定員の増加、
パートのそうしたコーチの養成なり委嘱というも
のが付随してきますから一挙にはできないと思
ひます。

そこで、もう一つの行き方は何かというと、日
本の今度の人事院の意見書の中で幾分述べられて
いるわけですが、教員は自発的、創造的な仕事で
あるということからして、授業時間をこえたあと
の時間についてはできるだけそういうものが生か
されるような措置を、ということが一点です。で
すから、この方法というのが現状における最良の
最大の方法だと思ひます。

そこで、そういたしますと、ほんとうは一日八
時間、週四十四時間というものを拘束している
ところについて問題がある。これは拘束時間でない
というようにしておく必要がある。拘束時間ではな
いが、教師は授業だけではなくいろいろなこともや
らなければならない、教師の本務とは何か、教
師の現状行なう仕事は何かということ明確に
した上で責任の範囲を明らかにする。その行き方
が一つあると思ひます。ですから、今度の法律
案の場合には、それを全く矛盾の形で両方重複を
させておるわけです。授業に責任を持たせるのだ、
あとは自発的、創造的にできるだけ生かしてい
きなさいといながら、一日八時間、週四十四時間
というものは拘束ですよ、こう置いているので
すから。だからして、文部省は今日までのような
指導をしているかといへば、授業はその先生は二
時に終わった、しかし五時までは勤務時間と。四
時に自分はどうしてもきょう帰りたい、その中で
組合の会合があるから行くと言つたならば、一時
間の賃金カットをするわけです。ですから、五時
までの勤務で、授業が終わって学校に残つておる
必要がなくても、残らなかつたならば、一時間早
く帰つて組合の会合に行つたということが知れた
ならば、それは一時間の賃金カットということ
三百五十円か四百円かを俸給日には引かれるとい
う、こういう制度を指導しているわけです。こ

なつてきますと、これはもういまの教員の自覚性も自主性ももちろん生かすすべもないわけですし、一日八時間、週四十四時間というものは学校内にくぎづけをされて、もしも外へ出ようとするならば、校長の許可を得て、どこその研究会へ行くというときには承認されれば出られる。そういう承認のワケというものが非常に限定されておると思います。ですから、非常に片手落ちの現実指導がなされておる。五時までの勤務を一時限カッとするれば一時限賃金カッをする。六時まで勤務してもそれに対しては超過勤務手当は出さない。こういう全く不合理な現状というものをこの法律では何ら打開ができない。そのままの形で持続させようとしている。ですから、この法律は問題である。先ほどの御質問に対しては、いま言ったような西欧諸国の行き方が一つある。日本の場合にいま直ちにそれはとれないが、せめて人事院が意見書に言っているのを実行に移すということは、少しでも自主的、創造的な方向へ教師を持つていくゆえんではないかというふうに思うわけですね。

○鈴木力君 大黒参考人に簡単に二、三お伺いたしますが、さっきのお話の中に、教職員の地位の向上をはからなければならぬということがありました。そこで、あなたのお考えになつていらっしゃる教職員の地位というのは、現状はどういう現状で、将来望んでおる教職員の地位というのはどういふことを考えていらっしゃるのか、ひとつ伺いたい。

それから二番目は、人事院との間に協議をしてきめるといふこと、そこでこの法律の無定量の労働になるかどうかといふことは信頼関係だ、こういうお話をなさつた。信頼関係といふのは、普通であれば相互信頼関係でなければならぬわけなんです。しかし、この法律では、命令をするほうは信頼関係にはないわけですね。相互信頼関係であれば、命令をするという、勤務を命ずるというところが出てこないはずなんです。一方勤務を命ずるというところが出てきておつて、受けるほうに信頼

関係にあるというそのお考え方は、どうも私にはぴんとこないのですけれども、だから、時間外勤務を命ずることができないという方向と命令することがないという方向と、先生の考え方による信頼関係といふことは一応は考えられるけれども、そういう点からこの法律を読んだら、どういふことなのか。

その次には、人事院と文部省がきめるといふことは、国家公務員である国立学校の先生方をさしていらつしやるわけですね。ほとんど大部分は公立学校なんです。人事委員会と教育委員会がきめるといふことになっておる。この場合に、いまの教員の給与関係についての人事委員会の機能がどういふ形になつておるのか、お調べになつたことがございますか。

その三点お伺いたします。

○参考人(大黒勘吉) 教員の地位の向上、現在の教員の地位を一体どのように評価しているかといふことなんです。これは人によつていろいろある人生観がございまして、自分はこう思つていふ、あるいはあの人はこう思つていふ、いろいろありますけれども、とにかく、デモシカ先生といふことがあつたといふことは、これはやはりあまり先生の地位を高く社会が評価してないのじやないだらうか。そういうふうなことで、私は先生の現在の地位を残念だと思つて、自分自身で思つていふわけでございます。したがつて将来は、デモシカ先生なんていわれないようにお互いに研修に努力するともに——といひましても、やはり待遇改善といふことをやつていただかないと、優秀な人材が教育界には集まりませんから、そういう意味で思い切つた優遇措置をすることによつて、先生の地位といひますか、あるいは労働基準法適用除外といふことは、ある意味では教師の勤務の実態をいろいろな面で拘束しているように逆に考えたらいいと思つて、思い切つて教職員独自の給与体系やあるいは勤務時間といふものまでつくつて、そうして教師の地位を向上させていた

きに、初めて教師自身の企画のもとに私は教師の地位も向上するのではなからうかと思ひます。それから無定量的勤務ですが、ちよつと私あまり頭のいいほうでございせんから、そういう相互関係といふことは、なるほど私も思ひますけれども、しかし私たちの立場で考えてみましたときに、われわれは普通の一般の労働者と違つて、労使が対等の立場で相互にものをきめるといふことができない。いわゆる教育公務員であるといふそういうふうなことで、われわれのことに關しては第三者的機関である人事院が私たちのそういうふうないろいろな面についての要求権といふものをかわつてやつておるという、そういう面が私たちにかわつてやつておる人事院なんです。それは信頼していいのではなからうかといふように思ひます。それと、それはそれで、それはそれで、やはり無定量的勤務云々といふのがございまして、これはやはりさつき申し上げましたように、労働法以外の法律を適用できるのではなからうかと思つておられます。

それから給与問題ですが、えらい頭さうすやうでまことに恐縮でございまして、そういうふうなことにつきましては、私は詳しい調査あるいは研究といふようなことをしたわけでもございせんので、お答えすることができません。

○鈴木力君 一番あとのほうは、お調べいただいたいなければそれでやむを得ませんが、くどいようではありますけれども、ちよつと繰り返していまの二つの点をお伺ひしたいのですが、一つは、デモシカ先生が何かといふのは、これは表現はどつちでもいいことだけれども、要するに、教職員自身の給与体系が新しくできて、それから教職員そのものの勤務の態様が新しく法制度化をされて、教職員の社会的地位といひますか、経済的地位といひますかね、地位の向上はそれとときなんだと、そうおしやる。私も同感なんです。だがいまのこの法律とあなたのおしやつた地位の向上とは直接は関係がないわけですね。だからいま提案をされておる法律と全然別の給与体系と全然別の

勤務態様の制度化をするといふこととはどういふふうに結びつけてこの法律を賛成なさつたのか、その関係を少しわかりよく説明をしていただきた

い。

それから第二点についてはこれは簡単です。いまは教育公務員であるために労使対等の交渉ができないから人事院との協議といふところに頼るのですと、もしそれが労使対等で交渉ができるならばそれが一番いい、そういうお答えであつたか何つたのですが、そういうふうな聞いてよろしいのですか。二つだけお伺ひをいたします。

○参考人(大黒勘吉) 本法案が私たちの主張している勤務時間云々といふところまではなるほどどうたつておりませんけれども、とにかく教職の特殊性を認めたといふことにおいてはこれは言えると思ひます。教職の特殊性を認めたといふことはとにかく他のいろいろな生産に従事して生産物を生産しているといふそういう労働者ではないと、そういうふうなことで教師の自覚をこの法案は私に言わせましたら自信とあるいは誇りといふのですか、そういうものを持つことができないといふふうには私は思ひます。そういうことで、しかも将来なおこれをよりよい方向に持つていくといふことはつきり言明しているわけですから、そういうことで将来に明るい希望が持てるということでございます。で、その勤務時間云々の問題は私たちが前々から要求していることでもございまして、一日八時間、週四十四時間といふあの最低基準といふものがあるほどわれわれのその勤務時間の一つの大きなワクになつておるわけですから、いまその教員の勤務態様のものを考へてみましたときに、ほんとうに時間をこえて働かなければならぬといふような自主性とか創造性を考へましたらそういうこともあるわけではございまして、だからできたからという時間をお短かく、一日六時間というふうな方向に持つていくのがいいんじゃないかと思ひます。そういう運動を私たちは進めておるわけですね。いまその前の給与面、そういう面がまず今度法案でできたわけ

でございますから、それと同時に教員の地位を高めるためには単なる給与だけではなしに、そうした今度は勤務条件のほうにも持っていく、そういうような希望を持っていくわけですね。

それから二つ目は……

○鈴木力君 二つ目は簡単なことで、あなたのおっしゃったまま教育公務員のために労使対等の交渉ができないから、したがって文部省が人事院と協議するところ、期待しているのだという趣旨の説明があったでしょう。それを裏返して言えば、あなたが労使対等の交渉をすることができれば、ほんとうは人事院との交渉、人事院と文部省との協議というのには満足できないというふうに関心するわけですね、そう聞きたいのだけれどもどうかと、こういうことです。

○参考人(大黒敷君) 労使対等の立場に立つてものを考えるという事は、教育という公務員ではあまり私はそういう考え方が私としては考えられないので、それで……

○鈴木力君 もう一つだけ伺います。わかりました。あなたの考え方はわかりましたが、そうすると教師の社会的地位ということ、それなりの月給はもらえなければいけません、少なくとも自分の職務についての発言権は保留すると、そういうことだと伺ってよろしいですね。

○参考人(大黒敷君) 発言権は保留するのじゃないと思いますが、対等の立場でものごとをきめられるというふうなときには協定を結ぶということなんではないですか、その対等の立場に立つ、対等の考え方がいろいろあると思いますけれども……

○大松博文君 まず最初に、大黒参考人にお伺いしますが、先ほどいろいろ説明を聞きまして、まあ大体わかったのですが、その上にもう一つ、念を押して聞いてみたいと思います。

いまも言われましたが、教育は人であり、そしてまた人材なくして教育はあり得ない。だからして魅力あるものにして教員を確保しなければいけないという具体的なお話でございます。それと私

がいつも思っているのは、現在の学校におきますクラブ活動、こういう中で、先生方が土曜日であろうと、日曜日であろうと、休日であろうと、春休み、夏休み、こういうときであろうと、自分のことは考えずに生徒また学生、こういう方のために、こういう方をよくしてやろうというところからして、自分の小づかいからやろうという子供にあめ玉を買ってやったり、そういうジュースを買ってやったり、こういうことをやられておられる方がたくさんおられる。こういう方がそれだからといって、何か金をくれとか、こういう方に限ってほんとだの方がそれはいくらもあっておられない、こういうことを私はいろいろ考えましたときに、こういう方こそ何かしてあげなければ、ほんとうにかわいそうだ、お金の毒だという気持ち、私はいままでもよく持っておりまして。そうしたところが、今度のこの法案は教員の処遇改善という点から見て、きわめてこれはすぐれた法案だと思ふ。だからして、この点をもう一点、大黒参考人にもう一つここについて何か御意見を……

○参考人(大黒敷君) それこそ教育のこれは特殊性、教職の特殊性でございます、自分がほんとうにこの子供の将来を思えばこそ、いま先生のいらっしゃるようなそういう子供と教師とのいわゆる接点というものがあられるわけでございます。したがって、そういうような点でただ単に時間的に一時間幾らとかいうような、そういう体系をやっていくこと自体は、やはり私は教育職にとつてはなじまないことと思ふ。そういう意味で今度のこの法案ができたというところが、いわゆる私たちの待遇に結びついていて、そして教師がそういうふうな点にかく一般ほかの人々と違った職であるという認識が、この法案によって私はできると思ふ。そういう自主性といいますが、あるいは自覚、誇りというものができて、そこでまた教育がさらに向上していく、そういうふうなことで今回のこの法案は非常に私は賛成しておる次第でございます。

○大松博文君 今回のこの法案によりますと、教員は一定量の勤務を強いられるという方が一部にございます。しかし十分な歯どめ措置がなされておる、だからして、かようなことはないと私思いますが、この無定量的勤務が強いられるようなことがたとえあるだろうか。何かございまして、具体的に何か、そういうことをお話し願いたいと思ふ。

○参考人(大黒敷君) 無定量的なことが具体的にあるかという、その具体的に無定量的なことが主体がある、あるいは無定量的勤務を命令するということが、もう考えられぬことで、そういう具体的なこと、私の知っている範囲内ではございません。

○大松博文君 まあ私もないと思ふますが……次に、横校参考人にお聞きしますが、日教組の考え方というのは、超勤と調整額との二本立ての考え方のように私も思ふ。そうして、この人事院の調整額支給の基準になっている考え方というものは、これは八時間勤務の内外を問わず、包括的に評価して、そうして超勤手当とか休日給、これを支給せずして、調整額を支給するというものだと思う。だから、横校参考人が二本立ての制度とは全く違ふものではないか。もう一つ、私が従来の人事院勧告、この人事院の公務員給与に関する勧告について、これにつきましてこれを尊重し、完全に実施すべきものである、こういうことを強くいままでも要求されておるわけでありまして。だからして、この公務員の給与勧告は、昨年からは、これは完全実施される。今回の人事院の意見、これは勧告と同様の意味を持つものであるというところからすれば、これを尊重すべきものじゃないかと思ふ。

○参考人(横校元文君) 最初、前段でおっしゃいました人事院の今度の勧告なり、それを受けた法律案の内容というのが、教職調整額というものが八時間の内外包括してというふうになっているという御指摘だったと思うんです。もちろん、私も現在法律そのもの、それから人事院の勧告

は、そういう意思といふか、そうした考え方に基づいて出されていると思ふ。ただ、日教組の場合、いま大松先生が御指摘になりましたように、そのことは問題ではないか。と言いますのは、やはり、時間の内外、特に超勤勤務というのは外のことを言うわけでありまして、外の中に測定が可能なものと困難なものがあるわけですから、困難なものについての包括額として調整額を支給するというのが当然ではないかということも申し上げておるわけなんです。それで、それ以外のは、先ほどから出ました歯どめにつきましても、これは十分でない。というの、これは御承知と思いますが、民間の組合で超勤労働をやる場合に、三十六条で協定を行ないます。三六協定というのを、超勤勤務はこういう項目でこれだけの時間やるということが協定になるんです。民間労働者の場合でも、遅何時間以上やるとはならないという限度が、きつと歯どめがつくわけなんです。その歯どめが、さらに超勤勤務手当が出るわけなんです。超勤勤務手当はもらえるものであつても、なおかつ、民間の場合には、たとえは日立造船あたりが一カ月十五時間ですか、十五時間を超えて超勤勤務をさせてはならないということで限度がきつと入っているわけですね。ところが、教員の今度の場合には無報酬でありながら、さらに何時間以上やるとはならないという、そういう限度が何にもない。ここに歯どめが何にもないというところを申し上げておるわけなんです。

それから人事院勧告の尊重の問題です。これもよくおっしゃるんですが、一つの言い方としては、昨年からようやく人事院の勧告を、尊重といいますが、実施されるようになりまして、これを実施していただくには非常な大きな犠牲があつたんです。これは、私に言わせれば、政府が、昭和二十三年に人事院が設置されたときから、きちきち勧告を実施してきているということであるならば、いまのような御指摘を政府からされたときにや、こちからもたじろぐんですけれども

も、二十三年に人事院が設置されて以来二十年間、一度も実施をしないでおいて、そうして実施していただくためには私も決してやりたくてやっただけではないストライキという行為を四年間連続してやって、文部省からおしかりを受けて——おしかりどころではない、大きな処分を受けて、賃金カット、それから首を切られたり、そういう大損害を受けながら、ようやくまあ政府が実施したということなんです。それを実施した現在、わしも尊重しているんだからおまえも尊重せよと、こう簡単に言われるのはちよつとどうかという感じがするわけなんです。けれども、やはりその点については私はそうした単純な言い方ではなくて、本来は教師も憲法二十八条で、最高裁もいっておるように、勤労者なんです。教師も教育という仕事に携わる労働者に間違いないわけですから、この憲法二十八条にいう勤労者の賃金、労働条件というものは団体交渉によつて決定すべきものである、このことは憲法二十八条に明確に書かれているし、昭和四十一年に出されたILO・ユネスコの共同勧告である教師の地位に関する勧告の中にも教員の賃金、労働条件は労使の交渉の過程を通じてとりきめられるべきであるということが八十一項であります。そこにも明記をされているんです。ですから私もこのほんとうの立場は、これは人事院というふうなものに依拠して、依存をきめていくものではなくて、やはり政府と国家公務員、地方公務員と地方行政庁、あるいは私も教育公務員の賃金、労働条件の基礎をきめるのは文部省、政府でありますから、そこを交渉してきめていくというのが本筋だと思ふのです。ですから、そういう方向に持っていきたい、その過程に人事院の勧告をするという制度が現在あるから、そこでその制度に対して、日教組としては、人事院に対して、勧告をなさるならこのような勧告をすべきである、こういう勧告をすることが教育の実態に即しているんだというのを再三にわたって申し上げているわけなんです。申し上げたにもかかわらず、今度の勧告

は必ずしもそれに沿っていないというときに、私も人事院の勧告というものを頭からこれを文句なく聞かなければならない義務というものは本来労働者というものにはないんだ、だから政府は労働者のストライキ、公務員のストライキを禁止したかわりに人事院をつくつたのだから、その人事院の出す勧告は、政府はこれに聞く義務があるでしょう。けれども私もストライキ権は要らないから人事院にお願いするといつて人事院を頼んだのではなくて、ストライキ権を持つておりたというのにもかかわらず政府がかつてに取り上げて人事院をつくつたのですから、人事院に拘束されるのは、これはストライキ権を奪き上げて人事院を設置した政府こそ拘束はされても、それに初めから反対をしている労働者側が人事院の勧告に従わなければならない義務はない、こういう立論を持つていられるわけです。

○二木謙吾君 井上参考人にお伺いをいたします。教育の重大性については私が申し上げるまでもございませぬ。教育の振興ということは非常な国にとつても、また国民にとつても大事な問題でございませぬ。これには施設設備の整備あるいは環境の整備等、いろいろな問題がございませぬが、何と申しても私は先生にその人を得るといふことが一番大きな問題であらうと、それには先生の労働条件をよくする、また先生の待遇をよくする、こういうことが一番大きな問題ではなからうかと思ふんです。今回人事院の勧告は四割でございませぬが、私もこれはこの四割で満足するものではありません。しかし国家財政を勘案しての第一回の処遇で四割と、この勧告は組まれたものである、かように考えておるものでございませぬので、今回の処置は教職員にとつて相当程度の処遇の改善である、こうお考えでございませぬか、どうでございませぬか、その点井上参考人に。

○参考人(井上忠夫君) 先生のおっしゃったことはごもっともだと思います。私も四割というのは必ずしも実態調査の結果から見ても当は得

ておらない、それならばこの穴埋めだけおいても六・一%の相当額があるではないか。しかしながら教育が国の一つの施策であり、今後の日本の教育をどう持っていくかという大きな変革の七〇年代を迎えているときに、たかが二%だけでわれわれは反対をするといふことは、教育専門職として必ずしも正しくはない。四%でもやむを得ないであらう、他の産業とのバランスも考えて。ただしこの四%が現行の勤務態様よりもさらに悪くなるような内容を含んだものであつては私も了解しませんが、こういうことを主張したわけではございません。したがって、前段私どもの意見の中に申し述べましたように、この歯どめがどの辺にこの四%を優秀な教員を教育現場に導入する一つの改善策の一環として踏まえていくならば、私もはやむを得ずこれは了解をする、このように考えておるわけでございます。

○二木謙吾君 次に横校参考人にお尋ねをいたしますが、この法案が通ると超過勤務が強制をされる。また業務命令等が過酷になる。こういうお話がございませぬが、もう少しこの点について具体的に御説明をお願いいたします。

同時に、千葉先生からの質問であつたかと思いますが、校長さんなり、あるいは教頭さんなりから、この法案を通して、こういう陳情が非常に多い、それについてはどういふお考えか、こういう質問があつたときに、校長、教頭は管理職手当をもらつておる。またこの法案が通ればそのほうの手当ももらへるから、本人個人的な考えでそういう陳情が出るであらう、こういうような御返答であつたと私は記憶いたしておりますが、私の考え方を申すならば、その学校における世論、その学校における先生方を代表しての陳情であらうと、かように考えております。どうですか。

○参考人(横校元文君) 第一の問題は、この法律が通れば、無定量勤務が強制される、非常にいまよりも命令行為による業務がさらに強圧になるといふことを具体的に説明せよといふことであります

すが、これは現状でありますと命令ができないわけなんです。現在の法制下で命令をしますと、これはもう直ちにその裏づけとして超過勤務手当の請求権が生じます。今度はこの法律が通れば、命令をしても超過勤務手当の請求権はありません。と同時に、現状ですと、そういう裏づけが必要であるがために、命令行為といふものはしないように文部省が指導をしております。超過勤務は命じないといふことを全国の学校長にこれは指導なさつていふ。今度はこの法律では人事院と協議して文部大臣がきめたことについては命令することができるといふことになつていふのですから、今度は大手を振つて命令行為が可能になるわけです。そこにはいままでとは違つた仕事についての強力ななせられ方が起こつてくるというように申し上げます。一つの例を申し上げますと、この例が必ずしも適切かどうか私判断できかねるのですが、まあ聞いていただければ……たとえば人事院と協議をいたしまして、文部大臣が指定する内容は何だろかといふように想像してみますと、もちろんこれは想像の域を脱しませんけれども、たとえば職員会議とか、それから学校行事といふようなものがその中に盛られるのではないかと非常に推定をします。これはそういうことがかりに指定をされたといふと、ちよつと一昨年であつたかと思ひますが、島根県の松江で起こつた事柄なんです。二月十一日、建国記念日が日曜日にあたつた年がたしか一昨年だつたかと思ひます。通常そういう学校で行なうべき行事といふのはきめられております。しかし、それ以外に、校長さんの考え方によつて、紀元節行事をやりたい、紀元節復活といふことを非常に希望された人があつたとすれば、これは紀元節行事をやりたいといふことも起こつてくる。ところが、日曜日に教師や子供に、正規の授業計画でないことですから、強制はできないのです。けれども、勇断にも二年前に、松江市であつたと記憶しておりますが、その校長会が相談をいたしまして、そして、松江市の

小、中学校では日曜日の建国記念日に建国記念式典を学校行事としてやるということをおきめになりました。そうして各学校に持ち返って、職員に対して建国記念日に式をやるから全教職員は出てこいというのを通達しました。子供にも全部登校せよということも言いました。そのときに教師が、この建国記念日というのは、これだけいろいろな問題があつてのことだから、その建国記念日に紀元節行事をいまの時期にやるというところは適切でないということが職員会議で多くの教師から述べられました。そうして建国記念日には、校長が独断でやるというならば教師としてはそれに協力できません、正規の学校の仕事でないのだということを言つたのです。校長は、出てこないのなら業務命令を出すぞというこ

て、過半の学校ではやめましたけれども、今度この法律が通りましたら、今度は大手を振って、あすは建国記念日の式典をやる、あるいは一月一日元旦の式典をやるから出てこいと言つたときに、行かないと言つたら業務命令違反、超過勤務手当の請求権もない。おまへは四割やつてあるのだから、こつぱいことだ、いまのようなことが幾らでも行なえる状態が出てくるということなんです。まあ一つの例として申し上げたのですが、そういうことが従来この法律が通つたあとでは違ひわけです。そこに強制行為というものが従来になく行なわれるという心配があるのです。

それから、第二点目の校長、教頭の人が通してくれというのは、これは校長、教頭さんが個人的に、自分が管理職手当をもらひ、その上にこの調整額をもらへるからということで賛成しているのではなかつて、学校を代表する意見だというようにおつしやうたわけですが、これはもう私がそうじやないと言つても、二木先生はいやそうだとおつしやるかもしれないわけですが、しかし、日教組といふものはわりと民主的に運営をしておつて、今度の法律案等については、この解説

参考人は先日、文部省で西岡政務次官との問題について会つていらつしやるわけですが、そのときの話し合いの経過、内容を簡単に御説明いたしたいと思ひます。

○参考人(横枝元文君) それはいつのことでしょう。日教組ですから、文部省の——いま大臣とはなかなか会えませんが、西岡政務次官なり、あるいは宮地初中局長などは数回会つておつたので、そこでどういふ話をされたかとおつしやるが、いつごろのことか、おそろく、もう三回か四回会つておりますから、一番最近のお話を申し上げたいのでしようか——一番最近であります。たしか人事院の意見書が出されたその日でありましたか、その翌日、二月の何日に文部省でお会ひしたと思ふんです。そのときの話の内容といふのは、やはりこの意見書の内容からして、日教組としてはこれをそのまま承服するわけにはいかないというのを私のほうから申し上げました。で、どこに問題があるのかといつたときには、これを法律案にされる場合には、ぜひ次の三点に留意してもらいたいということをこちから申し上げたんです。

命令といふことならば、違反すればまた業務命令違反で処分されるかもしれない。処分まで受けるのはぐあいが悪いだろうから、どうしても出ろという命令ならば、校長さんに命令として書いてもらひなさい。そしてその命令書をもつて出ていって、そうしてそれを持って日曜出勤、休日出勤の超過勤務手当を払いなさいと言ひなさい。そうしたら校長は払ひ義務があるのだ。そこまでやつたときに初めて、これはやはり命令はぐあいが悪いということになって、校長会で引つ込めました。それで、建国記念日行事はやりますから教師の皆さんでできるだけ協力をしてもらひたい、しかし強制はいたしませんということになつ

その第一の問題は、これは超過勤務を、一日八時間、週四十四時間をこえて勤務をさせる業務の内容を決定するにあつては日教組と協議をしておつてもらひたい。もちろん人事院と相談されることを否定はいたしません。けれども、これは当事者である日教組の代表と協議をしきめるといふことを一つはぜひお願いをしたい。

それから第二には、そのようにしてきめて、そして四十四時間をこえて超過勤務命令を出して行く、その場合にはその超過勤務を行なつたそのことに対しては、それに相当する超過勤務手当を支給するといふことをぜひ法律をつくられる場合には入れていただきたい、それが第二点です。

もう一つは、これは全体を包括しているんですが、一方的に決定をして、一方的な超過勤務命令は絶対にしないようにということだったんです。これに對しまして、西岡政務次官が、それから局長も同時に一緒におられましたからおつしやつたと思ふんですが、日教組と協議をしてやるということはおつしやつたとお答へができません、これは、文部省は人事院と協議をしてやる、けれども、日教組もどうぞそれは人事院に行つてものをおつしやることは自由だけれども、文部省と正式に協議してきめていこうということについては、文部省は何としてもうんというところはできません。文部省は何かという意見は聞いてもよろしい。けれども、そういう協議をするといふことはとてもできない。

命令といふことならば、違反すればまた業務命令違反で処分されるかもしれない。処分まで受けるのはぐあいが悪いだろうから、どうしても出ろという命令ならば、校長さんに命令として書いてもらひなさい。そしてその命令書をもつて出ていって、そうしてそれを持って日曜出勤、休日出勤の超過勤務手当を払いなさいと言ひなさい。そうしたら校長は払ひ義務があるのだ。そこまでやつたときに初めて、これはやはり命令はぐあいが悪いということになって、校長会で引つ込めました。それで、建国記念日行事はやりますから教師の皆さんでできるだけ協力をしてもらひたい、しかし強制はいたしませんということになつ

その第一の問題は、これは超過勤務を、一日八時間、週四十四時間をこえて勤務をさせる業務の内容を決定するにあつては日教組と協議をしておつてもらひたい。もちろん人事院と相談されることを否定はいたしません。けれども、これは当事者である日教組の代表と協議をしきめるといふことを一つはぜひお願いをしたい。

それから第二には、そのようにしてきめて、そして四十四時間をこえて超過勤務命令を出して行く、その場合にはその超過勤務を行なつたそのことに対しては、それに相当する超過勤務手当を支給するといふことをぜひ法律をつくられる場合には入れていただきたい、それが第二点です。

もう一つは、これは全体を包括しているんですが、一方的に決定をして、一方的な超過勤務命令は絶対にしないようにということだったんです。これに對しまして、西岡政務次官が、それから局長も同時に一緒におられましたからおつしやつたと思ふんですが、日教組と協議をしてやる、けれども、日教組もどうぞそれは人事院に行つてものをおつしやることは自由だけれども、文部省と正式に協議してきめていこうということについては、文部省は何としてもうんというところはできません。文部省は何かという意見は聞いてもよろしい。けれども、そういう協議をするといふことはとてもできない。

いうようには思ったのです。ただあのときには、与党である自民党のほうの文教委員会が、何ほ日教組と文部省が一致してもそれはけしからぬというところで、これは別の法律になったというように聞いていたわけなんです。この点は参考人としてぜひお願いしたいのは、こういう問題はできるだけ使用者の側に立つ行政当局と、そうして被使用者の側に立つ組合の側とが相談をして、めったに一致することのない日教組と文部省が一致したときにはせめて応援をしていただきたいということをお願いしたいと思うのです。

○内田善利君 いまのお話を聞きまして大体わかってまいりましたが、これからは文部省側とは、こういった問題について話し合いをしていかれるお考えですか。

○参考人(横校元文君) 日教組といいますが、やはり教師の賃金、労働条件の改善と民主教育の推進のために結成をしている団体でありますから、この法律がいかになりましようとも、引き続き文部省には要求も申し入れも持つて行き、交渉もできる限りやっていきたいというように考えております。

○内田善利君 この時間割が増し賃金の件ですけれども、労働基準法どおり要求されておるわけですが、この割増し賃金の超勤を完全に時間で掌握できると、そのように考えておられるのか。

○参考人(横校元文君) これは完全に掌握できるものではないのとあります。これが教育労働というものの特殊性でありますから、ですから、自主性、自覚性に基いた教育労働の場合には、校長なり、そういう管理者が確認できない、みずからが自発的にうちへ持つて帰って、まあ私も教師としてよくやったことではあります。ほとんど子供の探点なんというのはいちへ持つて帰って夜寝床でやったという経験があります。こういうものを換算をして超過勤務手当をよこせなんというところは私も考えていないのです。これはやはり教師としての、子供の教育のために、平素の授業をりっぱになし遂げていくために必要な仕事として

もうこれはやむを得ない。けれども、そういうものに対して今度包括的な調整額等の支給というところは、これは非常にありがたいことだというように思います。けれども、今度は学校内で研究会をやります。それが七時、八時になる、あるいは職員会議をやつて、きょうは八時までやりましようというところで職員会議をやる、あるいはあすは日曜日だが体育会をやりますというので、休日出勤をして朝の七時から夜の六時まで運動会をやる、こういうことはすべて測定が可能なものなんです。ですから私もそういう測定が可能であり、当然校長としても管理がきく得る、そうして命令行為も伴う、こういうものについては超過勤務手当という制度を確立することが当然であるというように思っているのです。

○内田善利君 もう一つ、いままで時間数で教育者の労働量といふものを考えてきたわけですが、給与のほうは時間数はまず考えないですね、資格と、あるいは経験年数あるいは専門性といったようなことで給与を決定しているわけですから、この点はどのようにお考えですか。

○参考人(横校元文君) いまおっしゃった教員の給与の、きめられたまえですが、これはもちろん現象的には教員の賃金といふのはきめる場合に学歴、資格、経験年数、こういうようなもので決定をされていきます。しかし、その決定の以前の問題として、勤務時間はあるわけですね。これは一日八時間、週四十四時間労働という勤務者で、こういうことが前提になって、その労働者でこういう資格を持ち、こういう経験を持つ者は幾らと、こうなっているわけですね。ですから、時間勤務の量といふものについては考慮外というて決してそうではないわけですね。これは私、きょう前提で、最初に申し上げたとおり、戦後の公務員法体系といふものが定額労働を基本にして打ち立てられているわけですから、一日八時間、週四十四時間働く者としては、その賃金は行政職の高校卒は幾ら、大学卒は幾ら。それから教育職は幾らと、こういうことはきめられているわけですね。

○内田善利君 大黒参考人に一言質問したいと思いますが、無定量の超過勤務は起こり得ないというところなんです。まあこの要綱でしかたにありますが、超勤勤務といふのは「教育職員にはなじまない」と。「なじまない」といふことが使われておるわけですね。「なじまない」といふことが使われておるわけですね。調整額を出して調整をしようとする、こういうことになっておると思うんですけれども、非常にいま矛盾を感じるわけですが、その点についてはどうですか。

○参考人(大黒勲君) 超過勤務の問題ですけれども、いわゆる教師が自主性、自覚性に基いて子供の教育に携わると。そういう一方と、あるいは超過勤務命令によって時間を一時間なら一時間その人には給与が支給されて、超勤手当が支給されて、本人が自主的にほんとうに創造的に創造性に基いて、あるいは時間をオーバーして従事してもそれに対しては支給されない。何かこういうことと自身が矛盾するような感じがするわけですね。やはり教師といふものは、総合的に考えて、そして総合的ないわゆる待遇と、それが一番高いいんではなからうか。実際、超過勤務を命令をして、そしてそれに従って手を出さなければならないことになればどうしても時間そのものをはかっているわけですね。そればならないし、時間、一時間をやったら、教育効果とかいうようなものを考えたときには、またそれも非常に何といふんです。時間と、あるいは生産者が従事しているほうの生産で、一時間で何ぼつくったというふうな、そういうようなことは教育の効果そのものもお金でもはかりにくい、そういうような感じがするのです。とにかく総合的に教育の実態に即して給与をきめる、そういうふうないき方が一番いいのじゃないか、そういうふうなように思います。

○萩原國香子君 超勤手当の問題をお話し合いたしながら、どうやら超勤手当出さんならんような事態になったようでございますので、簡単に質問をさせていただきます。大黒参考人にお尋ねをしたいと思います。

でございますが、あなたのお話の中に、女性が非常に多くなった現状だ、こういうお話がございました。ということは、男子にとっては引き合わない職場になったと、こういうお話がございました。それで女性ならこれは引き合っているのです。どうか、この点をお聞きしたいと思っております。大体、教員の質について男女差をあなたは認めていらっしゃるのかどうか、それが私の質問の第一点でございます。

それから、国家公務員がただいまどれくらい一月に超勤としてもらっておりますのか、それを御承知でございますか。そしていま調整額では四千四百円と、私は八千円くらいと聞いているのですが、その開きを一体どういふふうにお考えになっておられますか、この二点をお聞きしたいと思います。

それから横校参考人にお尋ねをいたしたいと思っております。でございますが、組合幹部といふものは、常に末端の職場、教師の声を聞いて対処しなければならぬと思っております。したがって、組合幹部の独走は厳に慎むべきだ、そういうことについて横校参考人は、非常に私たちは民主的にやっている、だから六十万部も刷ったのだ、こういうお話でございました。ところが、きのう私のところへ、こういうたくさん、山みたにいろいろな超勤についての問題が来ているわけでございます。ところがそれがいろいろ違うわけでございます。まず、こういうのがございます。「握りめしをくれて、カキの種を取るような教職特別措置法はやめること。特に労基法とわれわれの関係を後退させないこと。」これはきのうきたばかりでございます。その次に「現職文教委員会審議中の教職特別措置法案は、私たち教職員の労働基本権を奪い、無定量の勤務を押しつけるものであって、断じて許すことはできません。貴職のお力で、この法案を廃案にされるよう要請をいたします。」これが二つ目。そして、最後には「今国会に出される教職員

以上三点についてお三人方からひとつ私の納得のいくような御答弁がいただきたいと思います。

○参考人(大黒勲君) 男、女平等ということは、これは憲法でちゃんと規定されておりますので別に私は、女子の教育界への進出をとかやく言うものではないと思いますけれども、実数としてとにかく

から測定困難なものについては、包括的な調整額等も出る。それから測定可能なものについては、超過勤務手当を、こいう二本立てでいくのが一番教員現場の実態に即しているから、そいう法律をつくってほしい、そのような勧告をしてほしい、これが全体の意思結集でした。ところが、人

つとも同じような考え方なんで、日教組でまとまっている意見の中の一端一端が出ているわけなんです。ですから、私は決してそのはがきについては、まあ満足していると言っては何ですが、組合員もやはりそう考えている、やはり日教組の本部で思っていることと間違いないという確認が

上げますと、私が例にあげました学校は、竜南小学校という小学校があります。私の記憶に間違いがなければ、創設してから六年目になるのじゃないかと思いますが、比較的學校としては静岡市内では新しい學校に入る。こういうことでよろしゅうございますか。

○萩原幽香子君 そのだけの問題じゃないでしやうね。

○参考人(中口武彦君) もっと新しい学校もありますけれども、そういう学校でも日常茶飯事のようにおそくまでかかっていることを聞いております。

○小笠原貞子君 各参考人の意見を伺いまして、非常に私はびっくりいたしました。たとえ大黒参考人の意見を聞けば、こんな教育のニートピアが日本に現在あったのかというふうにびっくりいたしました。その実態をまたいろいろと調べさせていきたいと思います。ということで質問をさせていただきます。

残りの三人の参考人の意見を聞きますと、現在も超過勤務というものが相当になっている。そして教育者であるがゆえに、ほんとうの教育をしたいからこそ、この超過勤務制度というものをはつきりさせて、そして教師としての使命を果たしたいという立場での御発言がございましたので、私は非常にそれには同感の感じを持ったわけでございます。

そこで、この超過勤務手当の問題になりますけれども、よくなじむとか、なじまないとかいうわけでは、とりわけ超過勤務手当制度は教員になじまない、こういうことが言われているわけですね。しかし、一方でそういうことを言いつつながら、国会の発言の中では、人事院の佐藤さんなどもなじむ部分もある、こういうふうなこの間衆議院のほうではおっしゃったし、また、模範参考人のほうからなじむ部分もこれだけあるというふうにおっしゃっているわけですね。そこで、中口さんのほうから、現場として、また、原告の立場で、たとえば、裁判所ですら、日教組が言ったとかいうことになくとも、裁判所の立場でも測定できるというものがあつたことがはつきり出ているわけだと思ふんですね。で、測定できるというものはなじむわけですから、超過勤務というものは、その測定できるというものは、裁判の場合にはどういうふうに言われているかというようにことをひ

とつ伺いたいと思います。

○参考人(中口武彦君) 私どもが超過勤務を行なっていました中身は、内容は、いわゆる勤務時間からはみ出た職員会議、それから先ほど申し上げましたように、運営委員会とか、企画委員会とか、学校によって言い方が違いますが、それから、校長が主宰をいたします委員会、それから、いろいろなものについて超過勤務を行なっていました。そのほか、もう一つは、当時、私も静岡県では、県の条例で勤務時間を八時半からというふうになっておりましたけれども、学校は若干県と違っていますので、学校によっても八時半、八時十分、八時半以前に始業するといふ学校がたまたまあつたわけですが、その部分については私も私どもは提訴いたしました。で、裁判所では、職員会議、修学旅行、運営委員会、あるいは先ほど申し上げましたけれども、運動会ですね。中学の場合、体育祭とか文化祭と申しておりますけれども、それらのものについて、裁判所は、超過勤務手当を支払えというように判断をいたしました。もちろん、校長は超過勤務を命ずることはできないということではありますけれども、いまだ申し上げましたものにつきます。は、いずれも校長が職員に対して、超過勤務なさいということ、明確に指示をした、命令をしたというふうなことはございませんけれども、裁判所は、以上のように判断をして判決をいたしました。

○小笠原貞子君 実際にこういう具体的な例を出されて、測定可能だと考えられるし、裁判所でも測定可能だというふうに判決して、それに従って超過勤務手当を出せというふうに言われている。とすれば、それを支払わないというものは、まさに労働基準法に違反しているといふことがまず言えると思ふんです。ほんとうに守らないほうの、そのところをはつきりさせることと一緒には、先ほどの中で、裁判所のほうに提訴しているという者に対して、いろいろ引き下げろというふうなことを言われているというのをちよつと言

われたわけなんですけれども、そういう事実というものを、どういうやり方で、どういうふうなことを言って裁判を引き下げさせようとしているかという、その事実を出していただきたい。

○参考人(中口武彦君) この超過勤務を取り下げようというところは、かなり以前から行なわれておりましたし、最近では昨年の秋、高等裁判所の判決が出る直前に、非常にあちこちで数多く見られた事実です。それらの方々の中で、残念ながらこの訴訟をおろした方もいらっしゃいます。もちろんおろさない方も大ぜいいらっしゃるわけですが、それども、そういう勧誘と申しますか、取り下げを言われた方のお話を伺いますと、たとえば三月の定期の教員の人事異動がございまして、この点で、あなたの希望どおりできないぞとか、あるいはあなたの将来のために、これはおろしたほうがいいんじゃないかというふうな言い方で言われておるというのを私どもは聞いております。で、これはいわゆる将来のある現職にいる教員だけににとまらないで、すでに退職された方にもそういうことがいまでも行なわれている。これはつい三、四日前に、私がある人から間接に聞きました。この方は退職されて二年たちましたけれども、この方は先日も、ある校長から取り下げたらどうだというふうな話があったというふうなことを、本人の口から直接伺うことができたわけでありまして、私も、これはきわめて当局のやり方というものが不当なものだと思つておるわけですね。また、あま情をもう少し申し上げますと、高等裁判所の判決が出る直前でございまして、ある学校の婦人の教師から、これは私どもの市の教員組合の書記局にあつたことですね、校長が、いわゆる超過勤務の取り下げ書の形式をつくりまして、あなたにこれに署名、捺印をして、あとは封筒に入れて切手を張って投函すればよろしいというふうなものをつくつて渡された、こういうことがあります。で、御本人はもちろんその意思はありませんでお断りをいたしましたけれども

も、このようなことが行なわれておるわけですね。私ども静岡市教員組合の執行部では、いろいろ検討いたしましたけれども、この点につきましては、いままその校長が差し出した者の中で、原告の原告番号というのが入つておる。私どもはもう十年近く前のことですので、現在の校長がそんなに一々職員の原告番号を承認しているというふうなことはあり得ないのではないかと。しかるに、そこまで記入をして、あとは署名、捺印というふうなことで持つてきているというところは、これはやっぱり校長一人の考えではないかではないかと、このように判断をいたしているわけですね。こういう事実がございまして。

○小笠原貞子君 いま聞けば、取り下げる用紙まで印刷して、判を押せばそれでいいというだけのこと、そういうところまで手の込んだやり方をしているというところまでは、ちょっとこれはもうしつかり聞いておいた方がいいかと思ふし、これは労働基準法に違反して、支払うべき賃金を支払われない上に、裁判を受けるという権利、憲法に保障されたその権利さえも圧迫しているという立場で、私はほんとうにこれはたいへんなことだ、校長との信頼関係なんというものは、こういうのがいるんじや信頼関係なんというものは事実できないわけでございます。そういうのが校長のうしろに、市教委なら市教委がついてやっているというところになつてくれば、その市教委自身がまた大きな問題になるわけですね。また、たとえば市教委が主宰で何かやつたとか、市教委という立場でそういうような提訴をしているのを引き下げろとか、いろいろ差別をするとか、そういうふうな市教委の立場でやっているというふうなものはありませんか、心配ないですか、伺いたいですが、これ、中口参考人に。

○参考人(中口武彦君) 私ども非常に残念に思うわけですね。先ほど申し上げました、二年ほど前に退職された方からこれも何かつた話ですが、二年たつた今日、取り下げの話があるだけではないで、退職した直後にもそういう話が

あったということも同ったわけですが、これはちよつとごらんになりたくかと思ひますけれども、このリコーピーは、毎年八月に静岡市の教育委員会が、静岡市の教育に尽くされた先生方に感謝をささげるといふ意味で、感謝状及び記念品を贈呈する、こゝういふことをやっておるわけですから、昨年度と一昨年度の名簿の写しでござい

ます。先ほど申し上げた女の先生は、超勤訴訟を取り下げなかつたせいかわかりませんけれども、この感謝をささげる会に招待されなかつた。あと、同じような年配の婦人の方が、同時に同じ学校で退職されたそうだけれども、この名簿に載っておるかと思ひましてさがしてみただけですけれども、やはりその方もこの名簿に載って

ないといふようなことから、これは私一人の邪推であれば幸いだけれども、やはりこゝういふことがこゝういふところにまで及んでゐるのではないかとこゝういふに考へるわけです。○小笠原貞子君　さういふように、裁判をしてい

るといふ、そのことのために招待しないといふことは、もう犯人扱いにして差別しているといふことになるわけですから、これまた一つの大きな問題だと思ふですね。さういふような市教委だと、これは静岡というのはいへんかと思つたんですけれども、さういふ市教委だったら、今後、この法案が通ればこゝういふにやれるぞといふことで、また現場の校長先生も、残念ながら、これが通ればこゝういふにやれる、いままでさう言つていた先生方をこゝうやって押えらるゝといふような動きですね、具体的に。悪く言へば、校長先生、手ぐすね引いてこれだけののを待つてゐるということも言へると思ふんですけれども、さういふような動きが出てゐるんではないか。さういふような市教委の指導するところではちよつと心配なんです、さういふ動きはど

うでございませう。○参考人(中口武彦君)　幸いにしてまだそのよう

な事実を私もキャッチしてありませんけれども、ただ、最初にちよつと触れましたように、ある小学校の校長が、その職場の婦人教師の前で、女の先生方は非常に甘い、五時や六時で騒ぐなんていうのは困つたことだ。今度の教特法が通れば、それこそ二十四時間勤務にあるといふことも考えなきやいかぬのだ、こゝういふようなことを発言して、非常に職場の婦人の方たちがそのことで不安に思つたり、あるいはおこつたりしてゐるというのを聞いております。

○小笠原貞子君　時間がないので、最後

に大黒参考人にお伺ひしたいと思ひます。先ほど、初めの御意見のところでは、無定量な勤務は起り得ないと思ひました。そして、各委員からそれじゃその歯どめといふのはどこにあるんだ、さういふ心配がないといふのはどこから出てくるかといふれば、常識的に考へれば校長が上司の命令でやるようなことはない、社会通念に逆行するようないふことは教育現場では行なれないと信ずる、信頼するといふような、非常に全部全く根拠のないところで信頼されてゐるわけなんです。さうすると、私たちが根拠のないところでこの法案は審議できないわけですから、超勤勤務が起り得ないといふ歯どめがこの法案のどこにあるといふふうにお考へになるのかといふことと、それからいままでおたつの日本教職員連盟といふ組合の中で実態調査といふものはどういふ種類のものをどういふふうに行つたのか、そして最近どういふ調査をやられたのか、そして最近この問題について組合員にどういふふう

に調査をされて結果を集約されてゐるのかといふことをお聞きしたいと思ひます。○参考人(大黒勲君)　歯どめの件でございませうけれども、いわゆる文部省が人事院と評定してきめる、さういふこともあります。また単に評定してきめるといふことじゃなしに、人間としていふ健康あるいは福祉を害することのないように、さういふようなことではつきりさういふような歯どめ策としてこれは考へてゐるし、事実この法案

ができたらいわゆる国家公務員同様に措置要求ができるわけですから、私はさういふことで考へて、決して無定量な勤務は起り得ないと私たちが思つてゐるわけなんです。

それから、この件につきましてのいろいろの調査でございませうが、私たちの組織には人事院報告がされた、その法令を、この教特法案をいわゆる文部省その他で詳しく説明した資料が出ましたけれども、さういふような資料を、それぞれ県の役員会、さういふところに送付するし、あるいは中央の役員会、さういふところで都合五回ほどいろいろな件について相談をしております。さういふような結果が数的には何人が賛成で何人が反対といふことを出してはおりませんが、私たちのところから組織としては、今度の法案といふものが教職の抜本的な改善につながることに自信を持つて言へる、そしてこれができたら私たち自身

がほんとうに教育愛に燃えて、さういふような手ぐすね引いて超勤勤務を命令しようといふような、さういふ校長は決してない、さういふ信頼のもとに、私たちはこの法案に賛成をしてゐるわけでございます。○小笠原貞子君　私が言つたのは、実態を調査するんだといふことについて、この資料こゝういふふう

に流したとか、文部省から聞いたらどうだとか、この考へはさうなんだといふんじやなくて、おたつの組織の中で教職員の方々が実際に超勤勤務といふのはどれくらいあるかといふような、おたつの実態を調査されたかといふことを伺つたわけなんです。○参考人(大黒勲君)　私たちの組織で実際に先生方がどれほどの超勤勤務を命令され、実際にやつてゐるかといふような調査そのものはまづしてはおりません。○委員長(高橋文五郎君)　これにて参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。

参考人の皆さま方に一言御礼を申し上げます。今日は、御多忙のところ、長時間にわたりまして本委員会の審査に御協力をいただき、まことに

ありがとうございました。委員会を代表いたしましてあつくお礼を申し上げます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高橋文五郎君)　速記をつけて。

引き続きまして、本法案に対する質疑を行ない

ます。本法案に對し、質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○千葉千代世君　これは時間の制約上、審議の

一環として冒頭に質問すると、こゝういふ趣旨です。○参考人(樋口弘其君)　ご存じのことかと思ひますが、建議の内容については「労働基準法が他の法律によつて安易にその適用が除外されるようなことは適当でない」、そのような場合においては、労働大臣は、本審議会の意向をきくよう努められた。これが第一項目でございませう。それから第二項目は「文部大臣が人事院と協議して超勤勤務を命じうる場合を定めるときは、命じうる職務の内容及びその限度について関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められた。」、この二つでございませう。

○千葉千代世君　その建議の中の一、番大事な点は、労働基準法が他の法律によつて安易にその適用が除外されることのないように、こゝういふこととでございませう。さうしますと、いま審議しようとしておりますこの法律はこの意見が生かされてないで、労働基準法の三十六条、七条を除外することになってゐます。さうすると、基準審議会としては、具体的にこれが生かされてない

場合にはどういふ措置をおとりになる考えですか、今後。

○参考人(樋口弘其君) ご存じのように、労働基準審議会は三者構成になっております。その三者構成の意見が一致したところでこの建議が出されたわけでありますが、いま御発言のありましたように、今度の法案は、法案の形式上はともかくとして、実質的に労働基準法の改正にあたるような部分があるので、そのことについて審議会の内部におきましていろいろ意見をまとめて建議の形に出したわけですが、したがってその建議がこの法案においていかなる形で生かされ、かつまた法案審議の段階においていかなる形で御議論がなされるか、こういうことについて審議会といたしましては引き続き建議のあともこれを監視する、注目してこれを見ておる、そういう態度をとっているわけですが。

○千葉千代世君 三月の十一日に労働基準審議会が開かれ、そして労働省から法案の説明がございました。その説明を受けて、労働側委員のほうから、建議の内容が生かされていないのではないかと、そういう御意見がございました。したがって建議が生かされていないから、これは再建議すべきじゃないかという御意見があった。そうすると、それに基づいて、その問題点を指摘して、これに反対する委員はなかったと聞いているわけですが、そうすると、いまあなたが述べられたように、国会の審議の経過を見て措置をするということは道当ではないかというところをお述べになった。そうしてみますと、この国会の審議の段階を経て、それから法案を提出すべきが順序ではないかと思うのですが、いかがですか。

○参考人(樋口弘其君) ただいまの御質問の趣旨がちょっとわかりにくいので、もう一度お願いしたいと思ひます。

○千葉千代世君 三月の十一日の日に労働基準審議会が開かれて、労働省から法案の説明があった。その説明を受けて、労働側の委員から、先ほどあなたがおっしゃった、建議の内容が生かされて

いない、端的に言えば再建議すべきであるという主張があった、こう聞いておりますが、御存じでしょうか。

○参考人(樋口弘其君) 法案の説明がありました。際において、最終的に確認された態度といたしましては、先ほど申し上げましたように、この建議を生かすより今後国会の法案審議状況を監視する、こういうこととございます。つまり、いろいろな意見がございましたけれども、すでに問題が国会に移って、審議会としてはこの国会の状況を見守るほかはない、こういうことが結論でございます。

○千葉千代世君 樋口さんはその会議にはお出になつていらつしやいましたか。

○参考人(樋口弘其君) 私、まあ所用がありまして、第一回の審議には欠席したと記憶しております。また、出席しない場合においても、事務局より緊密な連絡を受けていると記憶しております。

○千葉千代世君 よくわかりました。そうすると、樋口参考人は、正確に会議の内容を把握してここに出席される、こういう意味で再度伺つてよろしうございます。

いま私が質問いたしました、労働側委員から、建議の内容が生かされていない、再建議すべきである、こういう意見があった、それについて使用者側あるいは公益側からは反論がなかった、つまり建議の趣旨が生かされていないということについて主張したのに対して反論がなかったと、こういうふうに私伺つております。そうして、その結論として、いま参考人の方が述べられたように、国会の審議の経過を見て、建議が生かされているかどうか、再度基準審議会に審議しようとの意見が一致した、こういうことでよろしうございますか。

○参考人(樋口弘其君) 審議会の詳細な内容については、私申し上げる権限はございませんが、いま私が申し上げましたような経過をたどりまして結論が出てきたわけでございます。いま御質問のような御意見が有力であつて、そのように決定

されたとは理解しておりません。

○千葉千代世君 そのときに、その内容について、あなたがお出になつていないとなれば、そこを、いま私が追及して一言一句云々すべきじゃないと思ひますが、先ほど参考人が述べられた中で、この内容を、会長が経過を確実に労働大臣に伝えるということと意見は一致されてますね。よろしうございますか。

○参考人(樋口弘其君) その審議会の経過については、当然、会長及び事務局のほうから労働大臣に連絡してあると考えております。それでけっこうでございます。

○千葉千代世君 それはわかりました。そうしますと、先ほど私が申し上げました問題は、審議会では、国会の審議の段階の様子を見て、そうして経過を見てですか、建議が生かされているかどうか、そういうことについて、再度基準審議会に審議しよう、こういう意見があつたということをお聞いておりますが、それが非常に大事だと思うので、もし、それが確答できない場合には、その件について、お出になつた方なり、しかるべき議事録を出していただきたいと思いますけれども。

○参考人(樋口弘其君) その件につきましては、国会で審議中であるから、国会の審議の状況を監視すべきである、こういう結論になつたということとしか、私伺つておりません。また、そのように審議会としては理解しております。

○千葉千代世君 国会の様子を監視するということは、建議の精神が生かされているかどうかを監視、ですね。逆に、監視ということばが私もちょっとどうかかわりませんけれども、審議の成り行きを見る。その見る方向は、労働側委員のほうで、この三十六条、七条が生かされていない、生かされるような方向で見る、こういうことですか。たいへんこじつけになりますけれども、そこがはつきりいたしませんと、ちょっと次の質問に入りにくいので、恐縮ですが、もう一ぺんお答えをいただきたいのですが。

○参考人(樋口弘其君) 私が、あえて監視する

いうことを申し上げたのは、そのような意味でございまして、石井会長は、静観するということばを使つておりますが、われわれ審議会としては、この建議が生かされるということについては、労働側委員の方をはじめとして特に強い注文がありましたから、それだけに国会審議の状況に対しては深い関心を持つて見ている、こういう意味でございます。

○千葉千代世君 そういたしますと、これからいろいろ問題が出てまいりますし、衆議院でも審議されて、ああいふ強行採決をされておりますね。そういう点について、この法案の審議の経過は、これから慎重審議していく、そういう段階で、その方向を見て、そうしてもう一ぺん再建議という方向をお考えになりませんか。そうすれば、参考人がいまおっしゃつたことは、ほんとうに生かすならば、その様子を見て、それから後に政府は法案を提出すべきではないか。このように考えますが、いかがでしょうか。

○参考人(樋口弘其君) 御存じのように、この審議会は三者構成でございます。われわれといたしましては、できるだけ理想的なものを建議したい、こういうふうに考えているわけでございます。この建議が出されている、こういう経過をお考えになつていただければ、ただいまのことはおのずからわかるのではないかと、かように考えております。

○千葉千代世君 どうも私はわかりが鈍いので、重ねてその点、恐縮ですが、ちょっとおぼやかされるようなんですよ。国会の審議の経過を見て、そうして再建議をする。そうとなれば、それから法案を出すべきが順序じゃないかということなんです。でなければ、法案の説明を受けた意味が何もないことになるし、もう一つ言わしてあげれば、これはたいへん強く主張しております根拠としまして、昭和四十三年の五月九日に、中央労働基準審議会の石井会長さんは、衆議院の文教委員会にこう言つておられるのです。現行労働基準

法は、労働基準に関する憲法ともいふべきものであつて、この基準を下回る特別法は、原則的に許されない、といわれているわけですが、非常に金銭の重みがあると思うのです。そうすると、今回のこの法律案も、労働基準法を明らかに下回つていますね。下回るところが、適用除外というたいへんきつものですね、これをえられない内容になつてゐるわけなんです。そうすると、二月十二日の基準審議会の建議でもこのことが提議されてゐたわけですね。石井会長さんが四十三年に言つたことが根拠に流れて、これも当然のことです、きつとあるわけですから。そうすると、その後この法律が国会に出された段階で、見解が変わつたかどうかということになつてくるわけですね。これがあやふやになれば、そういう意味でたいへん恐縮ですがそこを明らかにしていただきたい、こういうふうに思つております。

○参考人(樋口弘其君) わかりました。基準審議会といたしましては、人事院の申し出がありまして、その人事院の申し出に基づいていろいろ検討を重ね、かつ法案化の過程においては、文部省の原案が出たときにこれを審議院に報告を求めてそこで質疑をし、かつその質疑の結果に基づいて建議して、その建議の主たる内容は、この法案の御存じのように第七條の後半に「この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について充分な配慮がされなければならない」と、こういう部分の追加の字句を挿入することによって法案に影響を及ぼしてゐると思つております。かつそれだけでなく、この部分についてさらに労働省と文部省との間において覚え書きをつくつて、その覚え書きにおいてこれを補足、確認すると、こういう非常に慎重な、しかも法案に対して建議が効果あるような態度を十分とつてゐると、こういうふうに理解してゐるわけでありまして。

○千葉千代世君 非常に大事な問題ですが、時間を急がれておりますのはしやうですが、この法案の作成にあつて文部省は、労働基準審議会の

皆さんあるいは労働省の皆さんの意見を聞いてゐるのかいという点もありますが、これは審議院に譲りまして、最後に、もう国会の会期もこの五月の二十四日で終わるわけなんです。そうすると、この期間内に、厳密にこの法案を審議してゐると、しやうとすると、この文教委員会です。そういう場合に審議院として、今後建議の内容とこの法律案の内容とを照らし合せて見解を示されると、こういう日がないんですかあるんですか。あるのが本体でしやう。かりにこの法案の説明を受けた段階で意見があつた、そうして今度はこの法案を、国会で審議されるというその内容をききつとやはり出された。そうすると、内容と建議と照らし合せてみて、そうして見解を示されるということがほんとうですね。そうすると、日程的に言つて五月二十四日が会期のぎりぎりだ、そうしますと、その日があるのか、やれるんですか。やる日があるんでしやうかないんでしやうか、どういふことになつてゐるんでしやうか。

○参考人(樋口弘其君) ただいまの御意見は、私も審議院があまり容喙すべき事項ではなくて国会そのものの御関係のことだといふふうに考へておりますので、私個人の意見はございませうけれども、ここでは申し上げるのを差し控へたいと思つてます。

○千葉千代世君 それではあなたの個人的見解でけつこうですが、労働大臣は当然この中央労働基準審議会に対して諮問すべきだ、諮問の内容については労働法の除外の適否、適当であるのかないであるのか、いままでのずっとこの内容から見えてきますといふと、石井会長が示されたよりな中に、すべきではないと、除外すべきではないと、こういうことがおきかされるような場合には、労働大臣は労働者の権利を守るためにあるわけですから、弾圧するためにあるのぢやないでしやうしね。そうすると、守るためにあるならば当然この中央労働基準審議会に対して諮問すべきであると思ひますが、いかがでしやうか、あなたは諮問し

てもらいたいのですか、いやですか、どうですか。それだけ。

○参考人(樋口弘其君) 石井会長の御意見が引き合ひに出されましたが、石井会長の御意見のとおり、労働基準審議会は労働基準法の根本的な改正にかかわるような事項についてはいつでも関心を持つております。今度の場合には正式の諮問という形にはなりませんでしたが、実質的には労働基準法の改正にかかわる重要な問題である、こういう認識に立つてまゐりますから建議すると、こういう形をとつてまいりました。その効果がまあある程度出ておりますから、私はそれが審議会として、先ほどからくどく申し上げておりますように三者の意見が一致したという点にひとつ御注目をお願いしたいと、こういうことでございませう。

○鈴木力君 時間がないので大事な点だけを簡単に伺ひたいと思つたので、いま千葉委員の質問にお答えをちやうだいしまして大体経過はわかつたんですが、そこで、この建議の文書についての意味をひとつ伺ひたいと思つた。

第一は、「労働基準法が他の法律によつて安易にその適用が除外されるようになつては適当でない」と、その「安易にその適用が除外される」というこの意味は、一つは、労働基準法という法律があつてその条文があるけれども、よその法律によつてその条文が内容的に変わるということが適当でない、そういうふうに読みたいわけですね。つまり、その二つの意味と、労働基準法の持つてゐる本質的な性格が変へられるといふことは適当でない、その二つの意味があるのだと思ひますけれども、そうですかといふことが一つです。それから時間がありませんので、お伺ひしたいことをもう續けてお伺ひいたしますが、その第二項のうちの「関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい」と、この第二項のあのほうが結んであるわけですね。この意図は、具体的にこまかいことはお伺ひいたしませんけれども、少なくとも

もこれは、たとえば労働基準法の三十五條、三十六條の原則ですね、要するに、超過勤務を命ずるという場合には過半数以上の労働者の云々という手続があります。手続は別として、要するに、それに従事する労働者のその意図というものがくみ取られないとこれはできないのだという意味が含んであると、こう思ひます。そういうふうにはこれ——その他の条項もございませう、労働基準法の一貫して貫かれておる精神は労使対等という精神で貫かれてゐると思ひます。したがつて一番あとのこの表現はそういう趣旨にのつとつての表現であると解しますけれども、その解釈してよろしうございませうかといふ二つをお願いしたい。

○参考人(樋口弘其君) 第一点でございませうが、「労働基準法が他の法律によつて安易にその適用が除外される」と、これはおっしゃる通りに、形式的にも実質的にも二つの場合を含んでおると了解しております。

それから第二番目の御質問の点は、「労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい」と、これはまあここに書いてあります意味ですといふいろいろな形が考えられるわけですが、要するに、関係教職員の意向を反映すること等により勤務の実情について十分配慮すると、こういうような表現に覚え書きのほうはなつておりますが、もちろん教員組合あるいは教員組合でない組織されないものも含めまして、現場にいる教員の意見が適切に反映されるような意味合いである、こういうふうに理解してあります。かつまた、この場合のわれわれの意図といたしましては、そういう法律を単につくるだけでなく、その運用を含めてこの第二項の項目が生かされるようにと、こういう意味合いであります。

○鈴木力君 大体わかるんですが、もう時間がなから端的にお伺ひするんでして、きわめて恐縮なんですけれども、手続はともかくとして、したがつて字句の表現はまあいろいろな表現があると思ひます。覚え書きやその他については、法

案の審議の際には私は担当のほうにお伺いをするわけですから、ただこの建議書のあとのほうの趣旨ですね、表現とか手続は一切別といたしまして、端的に労働基準法の基本原則である労使対等——この種のものは労使対等ということが貫かれていっていると思うのです。その趣旨に立つてこういう建議がなされていると、私はそう解釈しているわけですから、そこはそれでよろしゅうございませうかということをお伺いするだけです。

○参考人(樋口弘其君) 労働基準法の適用が除外されることになっておりますから、地方公務員についてはですね、したがって、その除外された場合において、教員が不利益にならないような措置という措置だ、こういうことで、現状においてマイナスにならないように、こういう意味でございませう。その点はおっしゃるとおりでございます。

○内田善利君 それでは時間がないようですから、一言質問したいと思いますが、いまのお話聞いておりました、中央労働基準審議会が三者構成で意見が一致したから建議したということですが、この法案はここが出発点になっているように思うのです。非常に重要な点ではないかと思うのです。三十六条、三十七条の適用除外ということが一番最大のこの問題点ではないかと、そのように思っておりますけれども、まあ三者構成で意見が一致したということですから、そしてそのあと国会審議の状況を監視する態度をとっておられることですが、一体国会審議の状況を監視してその後具体的にどうやっていくことを目標としておられるか、この点だけお聞きしておきたいと思っております。

○参考人(樋口弘其君) ただいまの御質問にありましたように、適用除外によって無定量、無制限の超過勤務が行なわれるとか、そういうようなことがないようにしたいというのがこの建議の趣旨でございますから、したがって、今後国会審議の段階において、たとえば具体的に先ほども申し上げました第七条の条文の追加事項がどのように生かされるか、あるいはこれは将来の問題として、

この具体的な運用がどのように行なわれるかという点を審議会として引き続き見ていきたい、こういう意味合いでありまして、将来この法律の、まあこれは国会の、立法府のことでございますから、その成り行きいかんによつては建議が生かされないようなことがあるかもしれない。しかし現在の場合においては、審議会としては一応できるだけの手を尽くしたんだから、これを将来監視するといふ、私ことばを強めましたけれども、石井会長の実現ですと、これは静観ということでは見守つていきたい、そういうことでございまして、文字どおりそういうふうに解釈していただければいいのじゃないかと思ひます。それが審議会の基本的な態度で、それ以上のことについては、これまでの審議会においては議論がなかった、あるいは議論があつてもその意見を、その議論を審議会の意見として公表するといふようなところまでは至らなかったと、こういう経過でございます。

○小笠原貞子君 時間がないので、簡単に二点だけ聞きたいと思ひます。教師といふことも労働者であるという側面は否定できない。そうすると、そこが労働基準法適用除外ということになれば、非常にこれは重大な問題であるし、また労働基準としてもこれは重大な問題である。そこで、その労働基準としてこの法案にこれが具体的に保障されている——三十六、三十七條をいふけれども、保障されているといふふうに法案をごらんになっていらつしやるのかどうかという事です。

それからもう一点は、運用面で歯どめができるとか、いろいろ言われておりますけれども、具体的にどういふものかを考えているのかとか、またその根拠とされているものはどうかということも考える。私たちは無定量に押しつけられる非常に危険性があると、こゝろ見ているわけですが、もしもそういう無定量な労働時間、超過勤務といふものが押しつけられたりして、まさに適用除外によつて労働者の権利が侵害されたといふような場合には、非常に責任ができてくるわけですね。そういう

場合にはどういふ処置を考えていらつしやるのか、その二点についてお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(樋口弘其君) ただいまの御質問にありましたように、この建議がなされました経過の議論の中におきましては、このような法案ができて、いざ具体的に実行する場合に、教員の労働強化を招くだろう、こういうような御意見もかなり強く出ておりました。しかしながらそういう御意見に對しまして、また逆にこの法案が実施され、適切な歯どめ措置が講じられるならば、現在の教員給与にとつてはプラスになるのではないかと。あるいは教員の身分保障という意味においてはプラスになるのではないかと、こういう御意見も出ておりました。それらの審議の結論として建議の線が出てきたものであります。

もちろん御質問のうちに、この問題は労働基準審議会だけで審議してもなかなか解決のつかないところがある問題だといふ審議会の内部にも意見がありました。したがって、限られた、つまり労働基準法に直接関係ある事項に限つてやつたものでございませうから、必ずしも理想的なものであるとは言いたくないといふことは言えると思ひます。しかしながら、具体的にいふと労働基準法の立場から見て、労働者の権利が侵害される、こういうようなことが起きた場合には、あらためてまたこの建議の第一項にあらますような形で本審議会の意向を聞くということにならうかと思ひます。

○委員長(高橋文五郎君) ありがとうございます。

○鈴木力君 この法案について中身に入る前に、人事院の総裁と文部大臣のお二人からこの法案を提出する目的が何かということをはつきり御両者から伺いたい。

もう一つはこの法案を、法案提出は人事院でありませうけれども、この前段が人事院でございませうけれども、こゝへ持つてまいります背景について率直にお伺いしたいと、こゝろ思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 意見の申し出をいたしましたのは私もでありますから、まず私から先に申

し上げさせていただきますと思ひます。

鈴木委員はずっと過去の経過を御承知でありませうけれども、私どもが昭和三十九年に給与勧告を出したときに、当時ちょうど先生方の超過勤務問題がたいへんやかましくなつておりました、それに関連して勧告に伴う報告書におきましてその問題に触れたわけですが、正規な超過勤務命令を出した以上は超過勤務手当を支払ふのは当然であるといふことを一本打ち出して、片や、しかし先生方の勤務の実態といふものを考えてみると普通の行政職の場合とは相当違ふものがあるように思われる、それは文書には出ておりません。それはわれわれの心の中で、文書に出ておらず、それは勤務時間等をめぐつて根本的に先生方の勤務の実態といふものを検討し直す必要もあるだろう、二本立てで現行制度のもとにおけるべき姿と、それから将来にわたつての問題点といふものを指摘をしたわけですが、その当時いろいろ後段の点について国会あたりでも御質疑がございましたけれども、まあ一口にいへば、いわば学校の先生方のお仕事については超過勤務手当といふようなものはなじまないといふような問題も含まれておりますよといふことを申し上げてまいりました。私どもは昭和三十九年以來ずっと検討を続けてまいつたのでありますが、その間に文部省案といわれるものが三十四年か何かに一べん衆議院に出まして、これはそのまま不成立に終わったわけですが、私どももその際には文部大臣の横にすわられまして、一体どう思ふかといふようなことをずいぶん責め立てられまして、これは私どもとしては完全な及第点はあげられませんが、これは人事院が責任を持つて今後検討すべきであつて、ということをお願いした。しかし当分のうちとか何とか、そういう暫定立法的なまかまかになっておりましたから、及第とも言えないが落第とも言えないといふことを申し上げた経過がございませう。しかし私どもはやはり火をつけた張本人としてはやはり基本的な検討を続けていく責任があるといふわけですから、ずっと三十九年以來今日まで基本的な検討を

続けてまいりました結果、今回の意見の申し出になつたわけでございます。結局学校の先生方の勤務の実態というものをとらえました場合に、詳しくいへば幾らでも申し上げたいことがありますが、要点だけは申し上げて申し上げれば、普通の行政職員のような時間計測になじまない点があるという事は事実でございます。したがって、時間計測に基づく何時間超過勤務をしたから幾らというふうな超過勤務手当の制度もこれまたなじまない。そこで先ほど申し上げましたような先生方の勤務の特殊性というものを根本的にこれをとらえて、いわゆる勤務時間というものの内と外というふうな区別なしに、勤務時間の内外の超越した一つの再評価というものをしようじゃないか、そこでその再評価の結果として、これはたとえば時間の密度からいへば授業時間のあととは普通の行政職の場合に比べると密度が薄く、しかし授業時間内は非常に密度が濃く、あるいは夏休みの場合においてもこれは行政職の場合とは違つた一つの時間の管理のもとに立っていらつしやるというふうなことから、先生方の本来の職務のあるべき基本点は創意と自発性というものであるものではないか、教育というものは教員方の創意と自発性というものにまつところが多いのじゃないかというふうな事実をも、それらも申しました点とからみ合わせて考えて、勤務時間の内外を問わず再評価いたしました結果は、前の文部省案のように勤務時間をはみ出た分について包括的ないわゆる超過勤務の包括支払いというふうな意味の四〇では筋が通らない。勤務時間の内外を通じてその職務の再評価をして、これは単なるつけたりの手当じゃなしに、本俸そのものを引き上げると、四〇の調整額というのがあるわけですが、したがって、その調整額は諸般の手当にはね返りますから、実質的にはこれは六〇の実質になつてくる。そのほかさらに退職手当等においては平均二十五万円のプラスになる、年金についてもさらにプラスになるというふうなことになるけれども、これは先生方の職務の評価を

した場合においては正しい評価であるということに踏み切りまして、したがって、先ほど申しました時間計測にはなじまないという点から、普通の勤務時間をこえて何時間というふうなことを基本にする超過勤務手当というものは、この際これは支給をしないことになる、いわば現在裁判官とか検察官に同じような制度がございます。超過勤務命令はあつても手当は支給しないという制度が現在あるわけでありまして、そういう制度の形に持つていくのが正しい姿ではないかというふうに考えまして、基本的にこの考え方を棄てて、ここに意見の申し出を申し上げたというのがかいつまんでのお話になるわけでありまして。

○国務大臣(秋田大助君) 教育が国の基本をなす一つの非常に大事なことである。そこでこの教育が安んじてその職についていただくというところが、これはまた基本的に大事なことだと思ひます。それにはやはり教職の方々の労働関係その他給与関係、これをやはり適正なものにすることが必要であることは申し上げるまでもないことで、この点につきましては政府並びに文部省、ずつといろいろ心配も考へて、過去においていろいろ措置もつたわけでありまして、いまだ解決をみていない。その際いろいろと関係方面にも意見も聞き御相談もしておつた。人事院から教職調整額という制度を、もっと新しい意見の申し出がございました。この内容は御説明申し上げるまでもなく、いわゆる超過勤務手当の問題解決に関連をいたしました。教職に従事される方々の本俸と包括的にこれは考へらるべきものであるという趣旨のもとに御提案されたものでありまして、われわれとしては先ほど申し上げました教職に従事される方々の待遇全体の改善を考へるという点におきましては、必ずしも全面的に満足をするというものじゃございませんけれども、その趣旨に沿つて一歩前進をしておる、またその給与待遇改善の全面的改善の一環をなすものであるという点を十分くみ取れますので、その人事院のお申し出を尊重をいたし、

○政府委員(宮地茂君) これは、この法律案の内容の中心は、調整額になつております。したがって、調整額を支給するということが、中心の趣旨にかんがみまして、法案の内容もさらに検討を加へまして御提案を申し上げた、こういういきさつであり、そういう考へ方でございます。

○鈴木力君 普通の法律ですと、大体この第一章は、この法律の「目的」と書いてあるんです。したがって、その法律を読むと非常にわかりやすい。この法律に限つていふことは悪いですが、これでもないで、「趣旨」といふことが書いてある。これはもう文部省のほうだと思ひますが、あえてこの「目的」といふことを落として、法律は「趣旨」に変えた意図は、何ですか。これは大臣に聞いて置く。

○政府委員(宮地茂君) いま御指摘のように、この一条に「目的」とあるのは「趣旨」、いろいろございまして、この「趣旨」は、目的、端的な目的を含めまして、先ほど来人事院総裁、秋田大臣がおっしゃいましたような趣旨を書いたほうがよいであらう。「目的」そのものよりも、もっとふえんと申しましたように、一条にございまして、職務と勤務態様の特殊性に基づいて勤務条件について特例をつくるんだ、その特例の内容としてのこまかい目的をあげるよりも、一条はそういった「趣旨」のほうをより適切であらうというふうに考へましたし、さらにこれは人事院の御意見をほぼ踏襲したわけでございます。

○鈴木力君 適切と考へて提案をされたことはわかるんです。提案者が適切と考へない法律は一つもない。だから、文部省が適切と考へたかどうかというのを私は聞いています。読むほうの側がわかりやすいように書けというつもりで聞いているわけなんです。ところが、私は、従来の法律と比べて、読んでみて、非常にわかりにくいわけだ。どこを言つて、どこが目的なのか、さっぱりわからぬ。特に、さつき背景はまあ伺ひました。背景はよくわかつた。ずばり言つて、この法律の目的というのは何ですか……。

○政府委員(宮地茂君) これは、この法律案の内容の中心は、調整額になつております。したがって、調整額を支給するということが、中心の趣旨にかんがみまして、法案の内容もさらに検討を加へまして御提案を申し上げた、こういういきさつであり、そういう考へ方でございます。

○鈴木力君 それは教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づいて給与等の勤務条件を一般公務員と違つてやるんだという趣旨で、その中心は調整額である。もちろん、調整額を出しますのにつぎまして、超過勤務手当を出さないということに関連しまして、先ほど来、樋口参考人に御質問のような労基法の三十六条とか七条とか、そういったところへ関連してきますが、端的に何かとおっしゃれば調整額、しかし調整額を支給するのが目的でございますと一条に書いたのでは、この法律案の趣旨としては、あまり端的で狭過ぎるというふうに私も考へました。先ほど申しましたように、人事院の意見はほぼ踏襲いたしておりましたので、もし、私のほうは文部省として申しましたが、人事院総裁のほうで御意見があれば、そちらからまたお尋ねいただきたいと思います。

○鈴木力君 私は文部省の意見をいま聞いたんだ。そこで、人事院総裁に、これは御答弁は要りませんよ。これからだんだんに質問申し上げていきますけれども、私は、いまの文部省の答弁のようないくつかの趣旨を従来から繰り返してきたからこういう法案が問題になるというのを、まず、総裁、ひとつ聞いておいていただきたい。つまり、この法律は、目的と言つたら、もう少し詳しく言つたら、こういうことでしよう。従来、教育職員には超過勤務を命じないたてまえになつておる。今度は命ずることができるとさっぱり入れ変えるわけですよ。これが目的の一つでしよう。これは、この勤務の態様とか、いろいろなことは使われまふ。どういふことが使われようとも、いままでは超過勤務は命じないというたてまえに立つておつた。ところが、それが、あとで法律の内容についてはまた別に伺ひますからよろしいですけれども、少なくとも部分的であり、手続はど

うあれ、新しく今度は超過勤務を命ずるという道を開いたということです。開いたがそのかわり超過勤務手当は払いまじやないということが一つなんです。そうして調整手当を払いますよというものが一つです。すばり言ったらこの三つに組み合わされていまして、これを。そこでいまの文部省の局長が善意に答えたというふうにはなっていないのです。非常に善意に答えていっているとおぼえる、非常に善意に答えておいて、超過勤務を命ずるか命じないかというところは、法的だと思えていない文部省だからこういう法律が出ると問題になるんだと、そのことを私は人事院の総裁によく聞いておいていただきたい。

そこでこれからだんだんに質問を申し上げていきます。つまり私が一つ申し上げたいのは、大体的に文部省の認識がよくわからない。今度は幸か不幸か人事院と文部省が意見が一致したようでありましたから、そうなるまいかと私も人事院の真意についてもよくわからぬことが出てきたわけなんです。そこでこの辺についての見解を伺いたいです。まずこれは人事院がいろいろ勤務の態様を調査されたとか、あるいは学校の先生方の勤務は特殊な性質があるとかいろいろ説明をされております。これの一つ一つについてはあとでまた伺いますけれども、一体いまの学校職場、先生方が仕事をしておられる学校という職場を、人事院はどう把握してこの意見書を出したのか。それから受けて立つ文部省は一体学校という職場をどういうものを持っているかと思つて出されたのか、そしていまの学校という職場をどの程度に皆さんが認識をされていらつしやるのか、まず人事院の総裁から先にお伺いをしたい、そのあとで文部省からお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 学校という職場ということは、結局そこに勤務される先生方の性格把握ということになると思いますが、先ほども触れましたように、学校という職場と、たとえば税務署という職場と比べてみた場合に、これはもうはつきり違ひ。先ほども触れましたように、税務署の職員が自主性、創造性に燃えてやつてもらつたらこれはえらいことになるのです。先生の場合はむしろそれがとうとういことになっている、そこにたいへんな違いがあるというところをまず大きなポイントとして申し上げました。それから、さつき一条のことはおことばにありましたけれども、答弁は要らぬというお話ですけれども、これはほんとうにいじらしいところがあるわけなんです。私もかねがね意見の申し出、あるいは勧告の際には、少しでも適切つたら承知しないぞ、完全実施をしろよということ政府側に常に申し入れておるものなんです。さつき答弁の答弁のとおり、われわれの意見の申し出の第一のところを「趣旨」と書いたのですから、それを忠実に取り入れた、これはいいらしいこととして御寛容を願いたい。そしてぜひこれが完全実施になりますようにこの機会に強くお願いをしておきたいと思つております。

○国務大臣(秋田大助君) 学校というところは児童生徒の人格をつくりあげる仕事をいたします人的組織並びにそれに付随しておる物的組織の総合体である、かたき言いますとそういうふうな考えられるかと存じます。しこうしてその中核をなすものは申すまでもなくそこに勤務をされる教職員の方々だ、そこで、その教職員の方々は生徒児童を人格的にいろいろ教育をされる場であり、教職員の方々が気持よくそういう仕事ができるように、その責務を果たし得るような環境整備をするとともに、教員自身がいろいろ直接教育上の活動をされるのと同時に、やはりこれに付随する多少の事務的なものがあるかと思つて、そういうものも両方がこん然一体をなした総合体の場である、こういうふうな考えをよろしいかと存するのでございませう。

○鈴木力君 気持ちはよくわかるのです。いまの大臣のおっしゃいました、職場でいろいろあるけれども教職員の気持よく責務を果たせるような職場を願つておる、このことは私は非常に大事ななことばだと伺います。ただ文部省が、いまの職場がそういう職場になつていくかどうかというところを点検なさつてみたことがありますか。ただ抽象的にそう申し上げてもなかなかお答えにくいと思つて、具体的に少しこれは事例的に伺います。その中で、それがすべてだということではありませうけれども、いまの大臣のおっしゃるような学校の職場のあり方とおおよそ現在の学校の職場というものは相当違ひはないかと私は思つておる。そういうことについて若干お伺いをしたいと思つて、これは、現実の問題といひますか、実際の問題をお伺いするのですから、大臣にはたいへん御苦勞をおかけしますから、大臣でなくつて局長さんでもお答えはけっこうでございませう。

○政府委員(宮地茂君) 私どもが昭和四十一年に教員の勤務状況を調査いたしましたそのときの調査事項で申し上げますと、大きく分けて指導活動事務、さらにいわゆる事務、次に補助的なもの、さらに社会教育、PTAのような仕事、付随的な業務、まあいろいろ大きな大きな分け方ができるかと思つて、教育関係では申し上げるまでもなく授業等の……

○鈴木力君 教育関係の以外に何かあるかと聞いています。

○政府委員(宮地茂君) 指導関係は除きまして、お尋ねのそれ以外の事務でございませうが、管理教育関係の事務、さらに学級の経理等の事務、その他の事務、いろいろ分かれるかと思つて、さらに詳細にということですからもっと詳細に申し上げますと、管理教育関係では職員会議が中心であらうと思つて、学級経理関係では学級費とか教材費とか給食費とかいろいろたつたような経理事務、さらにその他の事務といたしましては、先生方の給料とか、いわゆる庶務分掌といつたような、いろいろたつたような事務がございませう。

○鈴木力君 いろいろたつたような事務がございませう。その他これは事務と言へばよいが教務と言へばよいかは、この分類にすればよいかと誤解しませんが、PTA関係の仕事、PTAの会計経理、これはまあ経理事務でございませうが、PTAのいろいろなお世話をはじめとしての、その他同和関係の仕事とかいったような社会教育関係の仕事、これは学校の先生の主たる仕事ではないと思つて、事務ではないでしようけれども、そういう仕事もございませう。

○鈴木力君 それでは小学校を例にとりまして、小学校で備えつけなければならない帳簿は何種類か、知つていますか。

○政府委員(宮地茂君) いろいろございませうが、法律的には学校教育法施行規則十五条に主たるものが掲げられておりますので読みます。「学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。」

- 一 学校に關係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績審査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

大体、こういうものが規定されております。

○鈴木力君 何種類ですか、合計で。

○政府委員(宮地茂君) 種類もいろいろな種類の分け方がございませうが、施行規則で一応分けておりますのは、いま言いましたのは一から七号までに分けておりますので、大きく分けまして七種類と申し上げた方がよろしいかと思つて、

○鈴木力君 時間がかかるから読みませうけれども、私どもの見てるところでは百二十四種帳簿

ら、なぜなっているかわからない。それはやはりこの学校という職場は安易にものを持ち込めば何でもやれるということ、そうしていつからそういうことになったのかといえますと、これは局長に伺いたいのですけれども、業務命令の解決が文部省が違つた解釈を出してからこうなっているのです、職場が。いま業務命令といいますが、職務命令について文部省の解釈で統一して指導されている解釈がありますか。職務命令とはどういうこととだということを指導されているでしょう。指導されていなくてもいいのですが、職務命令についての文部省の見解をひとつ伺いたいと思うのです。

○政府委員(宮地茂君) 教師は子供の教育をつかさどるわけですが、学校も一つの組織体でございしますので、学校運営上いろいろな事務的なものもございします。そういう意味で主たる仕事は確かに教育でございしますが、従たる仕事として学校運営上のいろいろな事務がある。その限りにおきまして、そういうものを学校としてどうしてもやらなければいけない。ところが、先生として率先してやろうとおっしゃらない、いたし方ないときは業務命令を出してやらせるということ、先ほど先生がいろいろ例を出されました何とかのポスターを張るとかいうことまで業務命令の対象にはならないと思います。

○鈴木力君 そのことはつきり局長確認できません。文部省の解決にこう出ている。特別権力関係というものを持ち込んであるわけですね。そうして「教育委員会は法律、条例の根拠なく学校運営に必要な規則を定め、また学校運営について必要な個々具体的な命令を発することが出来る。同時に校長も所属職員に対して法的根拠なく事務分掌を命じ、出張を命令し、日宿直を命じ、休暇を承認し、訓告を発することが出来る。」この文章は文部省から出ているのですよ。そうしてこういう文章で指導されているから、局長はいま、たとえば緑の週間のポスターは業務命令の対象にはならないと、こうそれは確認をいたしましたからいい

です。しかしそれならば全部通達を出し直さなければいけない。学校長が引き受けてくると、これのボスターを全部書かしてくれと、それが思ひやうにかなければ職務命令だと、こういう形にいまなっている。この職務命令の解釈が出てからいまの学校が、さつき私が申し上げたようなものず引き受けておいていままなっているという事か。その辺について御見解はどうですか。

○政府委員(宮地茂君) まことに恐縮ですが、先ほど文部省が言っておられるとおっしゃいました点は、おそれ入りますが何でございましょうか、何か通達か何かでございましょうか。

○鈴木力君 いや、これは文部省の解説です。ここで何の何と題は言いませんが、あとであなたにこそそり教えます。だからそれを否定なさればよろしいのです。いまのこの解釈を否定なさると、直ちにでも職務命令とはこうだというやつをはつきりと文部省が出し直さない。その意図があれば、まず私のいま質問申し上げている一つはそれで解決します。いかがです。

○鈴木力君 いや、これは文部省の解説です。ここで何の何と題は言いませんが、あとであなたにこそそり教えます。だからそれを否定なさればよろしいのです。いまのこの解釈を否定なさると、直ちにでも職務命令とはこうだというやつをはつきりと文部省が出し直さない。その意図があれば、まず私のいま質問申し上げている一つはそれで解決します。いかがです。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど先生がお読みになられましたのをあとから教えてやるといふことで、それからあとで教えていただくという事です。が、私どもこの学校の先生方が、まああまり職務命令というのは出ていないと思ひますが、たとえばいろいろこれは先生方から御非難もございしますが、教員の方々がストライキをするといふたようなとき、あるいは仕事があるのに放課後外へ出ていかれるといふたようなときに職務命令は出されておられると思ひます。しかもそれが何ら法律根拠もなく、校長の恣意によつて何でもかんでも命令ができるという事では、これは民主主義国家、法治主義国家ではあり得ないと思ひます。したがって、それが書きまされたものか、あるいは文部省の職員のだれかが書いた著書にそのとおりにあるのではないかと、いまお聞きしながら想像しておるのでございますが、不勉強な個人のひとりよがりて書いておられるものと思ひすれば、これはまあ

個人の著書ですから、通達を出したとか何とかという事でなく、著書とすれば、そのその上司が下僚に命令するといふようなことではなくて、勉強が足りないれば勉強が足りないではないかという注意を与えたいと思ひますが、先生が先ほどお読みになられたものは、何ら法律根拠なくして日宿直等を命ぜられるといふことですが、日宿直等は法律根拠もございします。でございします。で、趣旨は何でもかんでも校長の思ひのまま命令ができるというよりなふりに解釈しておそれないと思ひます。その点、何かお読みになられた点を聞いておられます、そういう意味のようにもおそれましたが、その本、著書でありましたら、あと、いま申しましたような措置もとりたいたと思ひますが、公の立場で私どもその通達を出すとか、あるいは教育長あるいは課長会議等で指導いたします場合に、少なくとも法律根拠なく恣意によつて何でも出せるといふたようなことは絶対に言つてないと思ひます。またそうあるべきだと思ひます。

○鈴木力君 そこで、趣旨はわかった。しかし、私は、いまこれを伺ったのは、私どもの知つて限りの、この解釈が相当適用しているという事実を知つてから、それで何つたわけですか。しかし、いまの局長のその御答弁を、私は局長の答弁のほりが正しい。ただし、これはだれか個人的にやつておられることだから、文部省は知らない、このままにしておいたのでは、何となしに人を使つて、適当なことをやらして、おれは知らないといふた昔の悪代官みたいなことになつてしまふ。そこで私は、この場で局長にはつきりと職務命令を与えるという場合の根拠は、これとこれとこれをだ、職務命令を与える範囲は何だといふことをこの委員会にはつきり示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) こういふ職務命令は具体的に何と何と何だといふことは、ちよつとむずかしいと思ひます。やはり一般的に教員の職務とされておられるもので、緊急やむを得ない必要がある場合に出せるものだと思います。しかし本来、本来と申しますのは、この事務は教師の仕事でないといふよりなことで、事務に對して命令を出すのはいけないといふことであれば、私どもはそのように解釈いたしません。先ほど申しましたように、学校教育法に、教諭は教育をつかさどる、事務は教育でないといふよりなことで、いろいろ端的に割り切らうといふよりな考えもございしますが、この点につきましても高等裁判所の判例もございまして、主たる業務でない、従たる業務についても、これは当然上司の命令によつてそういう事務に従事することは適法であるといふよりな判例もございしますから、先生がおっしゃっておられるお気持ちには十分わかりますが、いまの何か著書にでもございしますれば、たとえば具体的にこういふことについて、どこの学校でこういふ職務命令を出したが、それはたして適當かどうかというよりなございしますればお答えしやすうと思ひます。

○鈴木力君 これは進行上委員長に伺ひますが、いま私の指摘しているこの命令が適切かどうかを全部聞いていふんです。——しないほうがい。それで大体全部私が聞けと言われたけれども、全部聞いて何日かかかるかわからない。進行上委員長の御意見も尊重しまして、せつかくの局長の御親切だけでも、一つ一つどうのといふことは、お伺ひするのはやめまします。ただし、ここで私ははつきりしておいてもらいたいことは、いまこの教員の職務とされているもので緊急を要するもので、これはもう疑い余地がないわけですね。疑い余地というものは、ことばは悪いが、全然問題がないわけですね、当然のこと。その次の事務について、事務だけでは命ずることができると言つて、その限界を示していないところ、ある文部省のなかで、あるいはいま文部省にいない人でもいいけれども、法律的な根拠がなくとも命令を出せるのだといふと、それがずっと広がつていく、そういうことなんです。だから従たる業務といふものは、先ほど局長が、たとえば帳簿なら帳簿で、こうとあつたでしよう。そういうものが、文部省できめていろいろなものがあるわけですね。その事務は教育に従たるものだとするならば、職務命令を発し得るものはこれとこれなんだと、あるいは一つ一つ例示をしないと、従たるものは何でもいといふことに野放しになれば、私が指摘した疑念というのは晴れない。したがって従たるものではない、一体それは、おそれよう性格のもので、どういふ種類のものかと、そういう性格の説明をしてもらわれないとこの問題は解決しないし、私の質問も前進はしない。

○政府委員(宮地茂君) 私どもは学校教育法に規定がございしますように、教諭の仕事といふものは児童生徒の教育をつかさどるといふよりな書かれておりますから、これが教師の基本的な主たる業務と心得ております。しかしながら先ほど来申し上げましたように、学校も一つの組織体でございしますので、子供の教育だけしておれば、その主たる仕事だけしておれば何もしないといふことでは、いけません。学校の適正な運営がなされないと、いふよりなことから、たとえば学校營造物の管理運営に必要な一般によく校務といわれるやういふもの、あるいは学校の施設、物品、文書、やういふたよりなものの管理保全、外部連絡、まあこういふたよりなものを従たる仕事と考えますが、主たる仕事のほかにこういふ従たる仕事について、これは命令はあり得る。たとえば端的に申しますと、宿直とか日直とかいふことは、その間に子供の教育をするわけではございしませんからこれは従たる仕事と思ひますが、宿日直、これはだんだんと学校のいわゆる無人化といふことで宿日直等をしないようになつておられますが、しかし宿日直が相當の学校で行なわれておられるのは事実でございします。こういふたよりなものは主たる仕事ではない、子供の教育そのものには直接関係しないけれども、先生としてやつていただいでよい仕事ではないか、こういふふうに考えます。

○鈴木力君 これは非常に重要なことですから、私はこのいまの提案されている法律がかりに実施

をされるという事を想定いたしますと、いまの学校という職場に対する職務命令というものが、それが一つの学校運営に非常に大きないろいろな問題を派生しているわけですから、このところは非常に重要なところですから、おそれ入りますけれども私が質問申し上げている間に、いま口で聞いても私もなかなか手当てもよくいきませんから、文書にしてきっちり出してもらいたい。職務命令とはこういうものでこういう範囲のものに限るということを出していただいて、さらにその内容についても質問申し上げたいと思う。ただし、いま宿直はこう言いましたけれども、局長わかつていてごまかすというのであればはなはだどうもよろしくないと思うから申し上げますけれども、いま宿直は単なる職務命令でやっておるのですか。

○政府委員(宮地茂君) ちょっと頭が悪いせいか先生のおっしゃる趣旨がよくわからないのですが、単なる云々とおっしゃいましたが、宿直日直は自分が希望して自分で好きにやっておるのではなくて、形としては命令の形をとっております。

○鈴木力君 私がいま聞いている職務命令というのは、手続をとらずに校長が職員に出せる職務命令の範囲はどうかと聞いているわけでしょう。そのときにたとえば宿直という例を出すわけでしょう。宿直直についてはそういう種類の職務命令だとは私は思っていない。これは調べてみてくださいます。そのいい悪いは別としても、大体労働基準法がいま適用されているのですから、ただ三六協定の手続は経ていまして……。それから学校管理規則ですか、服務規定ですか、市町村の教育委員会の規則が規定の中にちゃんとある、そういう場合はということが。そういう手続を経ているものは、いい悪いは別としてもいま私は言っていないのです。そういうのはっきり明確でないもので職務命令を出せるというものの範囲がどこなのかというところなんです。そのときに手続的に中身のよしあしは別としても、一応手続的に手続を経ているというものを例に出して説明されて私の質問

に対する答弁にはならない。そこでそれはそれとして、私はいま申し上げたように非常に重要な性格を持っておりますから、後刻職務命令についての境界でもいいし、職務命令を出し得る従たる業務でもいいですよ。それに対しての境界はどこだというやつを文部省見解として出してもらいたい。どうですか。

○政府委員(宮地茂君) 鈴木先生のお気持ちは具体的に何と何をいうことに近い内容ではつきりせよということでございますと、私のほうはなかなかむずかしいと思います。しかし一応私も責任を持ってお答えできる限りのものは書いてお出しいたします。しかし、ちょっと先生がおっしゃいます御期待のように具体的に二十、三十あげていくということではなくて困難だと思えます。

○鈴木力君 楽かむずかしいかということ聞いていますのじゃないのです。困難であるかもしれないけれども、そこが明確にならないとこの法律の審議ができないということなんです、私の言っているのは。そこで一々具体的に何という帳簿はいとか何とか、そんなことまでは文部省見解として出せという、そんな無茶なことは言っておりません。ただ従たる業務といつてもいままでは従たる業務といふだけで必要があれば出せるのだというからどこまでも無限大に広がっておったわけですから、そこでそういうものがない。先ほど一例では、たとえば最の週間のポスターは命令の対象にならないということをやったでしょう。そうすると、おのずから法律なら法律でもよろしいし、法律がなくとも学校教育という方針からの境界というやつがあるでしょう。その境界を文書にして出せと、そういうことです。

○政府委員(宮地茂君) 出します。

○鈴木力君 それではこの件につきましては後刻それを出していただきましてからまたあらためて御質問申し上げます。

そこで私は今度はちょっと角度を変えてまして、いまの雑務の問題は職務命令の正式見解が生まれ

てからまた繰り返すことにいたしましたして、文部省はほんとうに教育を進めようとしている、そういう職場をつくらうとしている熱意があるのかどうか、若干の問題について伺いたいと思います。これは大臣には恐縮ですがけれどもお伺いしませんから一応聞いておいてください。そして先ほど大臣がおっしゃったことと、ほんとうの教育行政というものが一緒なのか一緒でないのかという御判断をいただいて、そのころにはまた大臣に御質問申し上げます。

たとえば、これは文部省の統計にあることですから聞く必要はないことなんですけれども、教育を進める場合にいまの学校がどういう現状になつておるか。どこかの学校でもよろしいです。たとえば一日の行事というか、一日の学校の何というかタイムテーブルと申しますか、そういう形がどういふふうに戻っているのか、サンプル的にでも文部省をわつてみたことがありませんか。

○政府委員(宮地茂君) Aならばという学校で、いまおっしゃいますのは、日課表みたいなものだと思いますが、私も一、二の学校では見せていただいたことがございますが、遺憾ながら、あまり学校に視察というのを私やっております。で、ご一、二個所くらい、かつて見た記憶はございます。

○鈴木力君 一、二個所でよろしいんですが、見られた所感はどうですか。

○政府委員(宮地茂君) 所感は、別にあらためてどうという感じは受けてませんでした。

○鈴木力君 私はさっき大臣に聞いておいていただきましたというのには、総裁にも聞いておいてもらいたいです。局長のいまの答弁なんです、問題は。しかし局長は、悪意にはとりません、非常にこれは正直で、私はその点は敬意を表しますけれども、試みに私が、これは新潟県のある学校で、この間、いまやっておりますのを書いてまいりました。御披露申し上げますと、八時三十分から八時三十五分まで職員朝会、八時三十分から八時三十五分まで学級指導、八時四十五分から九時二十五

分まで一校時目の授業、九時三十五分から十時二十分まで二校時目の授業、そして十時二十分から十時三十分まで業間体操、十時四十分から十一時二十五分まで三校時目の授業、十一時三十五分から十二時十五分まで四校時目の授業、そして十二時十五分から十二時五十分まで学校給食指導の時間、午後一時二十分から一時二十五分まで、五分ですが業間体操、一時二十五分から二時十分まで五校時目の授業、そして二時二十分から三時十分まで学級指導、三時十分から三時三十分まで清掃指導――掃除ですよ。三時三十分から四時十分まで課外活動、ここで四時十分には生徒とお別れをする。あとでいろいろ問題があると思いますが、この学校の勤務時間は四時三十分まで。大体しかし、局長が一、二しか見られないうことで敬意を表するんですが、大同小異ですよ、これと。それで何ら感想も所感もございませんという文部省の責任局長が言うから日本の教育はほんとうに振興する条件が進まない、こう言ううと少しことは過ぎますからこの点は取り消しますかね。しかし、そこまでは少なくとも神経を配る行政を私は望むというところなんです。しかし、それはこれからでもやってもらえばいいんです。

そこで伺いたい。いま私が申し上げた一日の日課表で先生たちが働いていらつしやる、小学校の例です。ここで一体、いま言われた従たる業務についての先ほど局長の述べられたいろいろな事務があるのです。どの時間にやられると思えますか。

○政府委員(宮地茂君) まあ四時半に終われば、その先生が、たとえば事務職員が少なくて、あるいは極端に言えない場合には、棒給を払わなきゃいけないといったようなときは、昼休みか、あるいは四時半後におやりになっておられるだろうと思います。しかし、いまおっしゃいましたのは、ある一人の先生の日課表ではなくて学校でしゅう。しかし、担当教員のそれぞれの御本人の教師自身の日課表がもう一つあるわけですね。した

がいます、それぞれの教師が全員いまのそのスケジュールどおりではなくって、個々の先生で若干の違いがあるかと思いますが、まあ先生がおっしゃるのは、だから事務をやる時間はないではないかというのを例示しておられるんだと思いますが、その点は私も事務をやるのは当然だ。四時半過ぎて、五時でも六時でもやればいいのだという意味で所感をもちたいと言ったわけではございません。それとは別に、事務等で先生方が従たる業務に追われるというそのことは私も承知いたしております。したがって、毎年教員の定数を充実にするというところでいろいろ作業もいたしておりますし、定数法の改定で事務職員等は充実しなきゃならぬといった、そういう点では非常に感じは持っておるわけでございます。

○鈴木力君 もう定数についてもどうにかしなければいけないという話は何べんも聞いておる。しかし、明治以来こういう現状は学制が変わっても学校の職制は続いている。ただ私はもう先回りして言いますけれども、局長はいまの定数法ならば定数法という五年計画がある。あの計算どおり歩いておれば満点だと思っているわけでしょう。そうでしよう。だから、前より一步か二歩進めば定数法でも、定数でも前より前進したという解釈に立つのです。私は定数法のときにも言ったことがある。前から幾ら進んだかと言えない。必要なところどこまで進んでいるのか、到達しない点がある。ただだからという角度からものを見ないといけない。こういうことを言ったはずですね。ところがそのところが定数法努力しておりますと言われども、いまのような現状でしよう。事務はともかくとして——ともかくというこじやないの、たとえばいま事務の話があった、法律によれば事務職員は置かなければならないとあるわけですね。それで、それを逃げて道をつくっておいで、特別な事情ある場合はとかなんとか、あれはどっちがどっちだったかちょっと忘れたけれども、少なくとも自分の置かないことができる、こう書いてある。これは逃げておるわけでしょう、いま

深刻なことを。ここには幸い大臣もいらつしやるし、総裁もいらつしやるので、これができるならば、まず第一に少なくとも自分の置かないことができるというより事務職員の、その「自分の間」くらい取つたらどうなのか。その努力がいまの定数法が満期にならないうちはできませんとかまえておる。私には学校という職場を事務的な職場にしか見ていない、教育を進める職場と見ていない。そういう指摘をしたい。これはまた御討議いただければいいのですが、そこで重ねて局長にお伺いいたしますが、いま事務の話はまたあとで触れます。教育を進めるといふ場合に、いま私が、大体教員は教育をつかさどるといふのは、学校教育の本務である。これはさっきも局長おっしゃったとおりですね。学校教育をつかさどるといふことが本務なんであって、その本務が八時三十五分から始まって四時十分までやっているわけですね。その間は学校教育をつかさどっているからいいわけですね。しかし、そこで文部省にお伺いしたいのは、一体文部省は、先生たちが授業をする場合に、一教科一時間の授業をする場合にその事前の準備はどれだけ必要だという計算をしているのですか。それは準備は必要ないとされているのですか。どつちですか。

○政府委員(宮地茂君) 準備は必要であると思っております。

○鈴木力君 そうすると、いまの私が読み上げた一つの例からすると、先生たちはどこにその準備をすればいいんです。

○政府委員(宮地茂君) 恐縮ですが、私どもが四十一年度に調査いたしました全国的調査でお答えしたいと思っております。これは教員が、先ほど来先生もお尋ねの、どういう仕事をしておるかというのを調査いたしました。一人当たり週平均を出しました。その結果を大ざっぱに申し上げます。小学校は勤務時間内に一週四十七時間五十分働いております。そのうち指導活動、いわゆる教師としての本来の時間は三十六時間五十九分というようになっております。それから事務活動に二

時間五十八分、約三時間でございます。したがって、管理、教務、学級経理事務等の事務に三時間、というところは四十七分の三でございます。そういう一応調査は出ております。しかし、これ教師は担当事務をやらない、だから、事務職員もふやす必要はないという意味で申し上げているのはございせん。実態を調査した結果、事務はたいへんだらうけれども、本来の仕事と事務とを比べますと、四十七時間五分の内訳は七割弱がいわゆる管理、教務、学級経理事務等の事務になつておるといふ全国調査の結果をもちましてお答えにかえさせていただきます。

○鈴木力君 私の聞いていた意図をよく……、こつちの説明が悪いからそうかもしれないのですが、それは調査をすればそういうことですよ。そうなるのです。いまのタイムテーブルからいって、事務の時間をやっていることはわかるが、私はいま事務のこととはあとにして、こういつて聞いているのです。教育活動ですよ、教育活動で一週間に三十六時間五十九分、一応の調査でも。その調査の結果を私は間違いないと言っているのです。そうだろうと思ふのです。ところが、小学校の先生が一週間に授業時間はどれだけか、六年生の先生で。

○政府委員(宮地茂君) 標準的には六年で六学級の学校で週当たり三十三時間という事です。

○鈴木力君 そうすると、現状は三十六時間であるということとわかる。私が聞いているのは、これでいいのかという議論をしているのですけれども、お間違いない聞いていただきたいのです。三十三時間授業時間がある。それで教育活動をやっている時間をかりにいまの数字でいくと三十六時間五十九分、個人差がありますから全部が全部こうだと言えないにしても、そうすると、三十三時間の授業に対して授業前後の活動の時間が全部で四時間しかない。四時間に一分足りないから四時間にして、その四時間で授業をする前に教材研究をしたり、資料を集めてみたり、それから授業が済んだら生徒のさつきの話にも出ましただけ

れども、テストの始末をしたり、あるいは作文の添削をしたり、そういう授業時間に本来どだけかかるかということが、これは文部省わからなければいいのですが、わかつておるなら文部省の見解もたしたいのですけれども、どうですか。

○政府委員(宮地茂君) これは個々の先生によって違ふと思ふので、どうもございせんが、先ほど申し上げました四十一年度でやりました約九万人余りについて調査いたしましたその結果で平均値で申しますと、そういう子供に教育をするための予習的なそういう時間は一時間、週当たり勤務時間内で八時間というふうになつております。ですから、六日で割れば一時間余りが生徒にあずかるための予備研究というのですか、あすの授業のために前日教師が費やしているのが毎日一時間余り、これは全国調査の平均値でございます。

○鈴木力君 私が聞いているのは、その実態はそれくらいしか時間はないのです。タイムテーブルからいっても、それでいいと思つておるのかどうかということをお伺いしているのです。

そこで、文部省のいろいろな専門の部局があるだろうから、一体、授業一時間するために、本来の教師が満足に研究や準備をするために一時間当たりどれくらい時間が必要かということの研究の、調査の結果があるかということをお伺いしている。なければならぬでしょう。

○政府委員(宮地茂君) あとのほうの御質問のそういう調査があるかということにつきましては、調べてみたいと思ひますが、おそろくないだろうと思ひます。

それから、前段のこれでもいいと思うかという御質問につきましては、私も心の中では決してこれで満足だとは思っておりません。しかしながら、やはり法律で定数は国会で定めていただき、それを実施している、そういうことで年々改善していくということ、現在の定数法自身がもう満足であるというなら今後直す必要はございせんが、私どもはやむを得ず現在の定数法があるのでも、もっとも教師の定数、事務職員の定数はふ

午後六時三十八分休憩

午後七時四十一分開會

前に引き続き

休憩前に引き続き、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案（閣法第六三三号）（衆議院送付）を議題といたします。

本法律案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木力君 さつき文部省に職務命令の考え方といいますが、職務命令の性格と限界というのを文書で出すようにお願いしたのですけれども、まだ出ませんか。

○政府委員(宮地茂君) 恐縮ですが、ただいま整理しておりますので、先生の御質疑中にお出し申し上げますので、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○鈴木力君 それでは、さっきのタイムテーブルから教員定数等のことについてお伺いをいたしましたので、いずれにしても局長に、局長にというよりも文部省自体にはつきりと、これはもうわ

かってもらいたいのは、統計でつじつまが合っても教育ができないということを確認してもらいたい。たとえばつき私が言いましたように、四時十分まで子供と一緒に暮らしておって、四時半

には勤務時間が終わる。こういう状況でいつ教材研究をして、いつ子供の作品やその他のあと始末をするのかという質問でありましたけれども、過去の調査の実態はこうだという答弁は聞きました。

た。問題は、いまの過去の調査がこうだということだが、私が聞いたような実態をまだ改善できないでおるのですからね。したがって、いまの定数法で帳じりが合つておるといふことでは教育行政とは言えない。その定数法を役人的に言えば五年間

という期間があるから、それでそれなりにはつじつまが合う。しかし、教育の場はそういう帳簿を、あるいは帳じりではつじつまが合わない。いまからでもすぐとりかかるという意欲がなければ、とてもじゃないが、この教職の特殊性などと言っておたって、それは職場には反映するようなものにはならないと思う。したがって、その点では、そういう点で私は要望したいわけです。

もう一つの角度から、これは考え方を變えてもらいたいという意味で聞くのですけれどもね。たとえば一つの例をあげますと、体育館なら体育館というものがあるでしょう。施設設備——まあ施設のうちに見ますとね。そうしますとね、体育館

があるかないかという問題は、行政的な、役所的な考え方からすれば、子供一人当たり何平方メートルある、基準に合つておるからありますと答える。そうでしょう。それは確かにその予算の基準かなにか知らぬけれども基準がある。それで

足れりとしているのがいまの教育行政の実態ではないかと思うのです。しかしそれでいいのかということを私はお尋ねしたい。たとえば体育館をつくる場合のその基準に、その学級規模と体育の授

業時間数と体育館の使用頻度、そういうものから計算をしてみたことがあるのかないのかですね。あるいは計算してみようとする意図があるのかなのか、その点について伺いたいと思う。

○政府委員(宮地茂君) まことに恐縮ですが、所管外で、私そこまで詳細なことを存じませんので、さっそく所管局長を呼びましてお答えしたいと思ひます。

○鈴木力君 呼ばなくてもいい。私はその所管の局長をいまこの夜中に呼んで、そうしてパーセンテージがどうかという数字を聞きたいという目的で言っているではありませんから、したがって所

管の局長がいなければいなくても、わざわざいまさら来いというような酷なことはするつもりはありませんが呼ばなくてもけっこうです。ただし、私は初等中等教育局長に、その数字の關係については管轄外でもよろしい、所管外でもよろし

い、しかし初等中等教育をほんとうに条件をつくるために熱意を持つなら、傾向として、私は体育館というのは、体育館を一つの例示的に出した話でありますから、必ずしも体育館でなくてもよろしいんだけれども、要するに、役人的な統計のつじつまを合わせておればそれでいいという行政が、その姿勢が直っていないということなんです。同じ体育館を考える場合にも、教育を進める場所がほんとうに教育的な機能をテーマにした施設ということの考え方が貫かれているのかどうかというところ、体育館の例では私は貫かれていないと、こう思う。そういう点についてはやっぱり文部省全体ともう少しこの連絡をとりながらも文部省の行政の姿勢を、姿勢といいますか着眼点を基本的に変えるということをやってもらいたい、そういう意味でいまの例を申し上げました。そういう意味でありますから、初中局長、今度は所管外でないことについて一つ伺います。

もう一つ私は、もう一つと言いますか、例はいかほどもありますけれども、一つの例だけを申し上げますが、その教育の職場を非常に苦しめているものに文部省内の不統一がある。これはむしろ

政務次官にお答えいただいたほうがいいかもしれません。同じ局内でもあるかもしれませんが。たとえば教育を進める場合のいろいろな条件をつくるための予算やなんかの編成部門と、あるいは実際

のこの教育課程をつくったりするそちら側のほうの指導部門との間にはんとくに連絡がついているのかついていないのかということです。それで一例で具体的に聞きましょうか。いま小学校

の六年生でしようか、たぶん。はつきりしませ
んけれども、教材に生物の観察の一つの材料に
鶏の卵をふ化させて、そしてその鶏の卵がひよこ
になっていく経過を観察をせよというやつがある

でしよう。一方そういうことが生物観察として必要だと思いつけば、それはそれなりに職場には流れていきますよ。ところがその職場にそれならばふ卵器を備えるという準備の手配はどういう形でおこなうのか、その辺はどういう思いやりという

か、どういふその受け入れ側の手配をどうして、そうして新しい教材というものをこちらから送り込んでやっていくのか、卵は一例ですけれども、一応その関係を聞いてみたいと思う。

○政府委員（宮地茂君） いま御指摘の問題を含めまして、その他にも学習指導要領の改定に伴いまして教材基準の改定が必要になるものがございます。したがって、早急に教材基準の改定をすべ

くいま検討中でございます。なお、そのふ卵器ですか、ふ卵器がなくても一応観察ができるというふうには考えられますが、しかしなおそれがあるほうがベターであろうというふこととで、それをきめて改作する女子の検討中であることとをうかがう。

○鈴木力君　これは、私はさっきからどうも総裁や大臣に退屈させて恐縮でございますがね、しばらく聞いておつてもらいたいと頼んでおりますのは、こういうことを聞いておつてもらいたいということですよ。おそらく人事院の総裁も御存じな

いだらうと思う。いま局長は、ふ卵器がなくてもひよこにかえるのを観察ができるとおっしゃった。親鳥が全部おればいいですよ。何でふ化させて、それを観察するのですか。いいですか。それ

からついでだからもう一つ局長に伺いますがね、ふ卵器がなくてもできるということを言われたけれども、ほんとうなのかどうか。それからもう一つは、それはそれとして一応認めたとしてもです

よ、各学区ごとに種卵があると思いますか。有精卵が各学区ごとに買える現状になっていると思いますかというのを聞いています。

○政府委員（宮地茂君） 鈴木先生にお願いたし

ますが、私答えてもいいのですけれども、御承知のように、いま耳から耳へ聞いておりますので、正確を期する意味で、まことに失礼ですが、説明員の答弁で御了承いただきたいと思います。

○鈴木力君 それはけっこうです。
○説明員（久保庭信二君） かわりまして御説明申し上げます。

小学校の学習指導要領の六年の理科の中で、鳥の卵をあたためると、血管、心臓、目などができ

ることを理解させるという内容が確かにございます。しかし、これはその取り扱いのところで、この内容の観察は数日間あたためた程度のものが適当であるということでございますして、ただいま局長がふ卵器がなくとも観察できると申し上げましたのは、卵をひよこにかえすことができるということではなくして、数日間あたためた程度のものであれば、ふ卵器がなくとも観察することは可能だということです。

それからもう一点は、最近の卵は有精卵が非常に少ないのじゃないかという御質問でございますが、それにつきましては、これまでこの新しい学習指導要領の実施につきまして、三年間ほどそのための準備をいたしてきております。その間におきまして、有精卵等の手配につきましても、各県の指導行政の中で、各県には農業試験場等もございますし、農業高校等もございますので、各学校で観察いたしますものは、各学級ごとに用意する必要もございませんので、各学校に一つか二つあれば観察できますので、その程度のもものは手配がつくということが講習会等でも話し合われているところでございます。

○鈴木力君 私はいまの御答弁のようなことを問題にしているんですよ。鶏の卵を何日あたためれば変化をすると、そこまで見つけたらあとつぶしていいんだというこの指導——ふ卵器がなくてもできるというのの答弁には役に立つけれども、子供の教育にはその考え方は役に立つのかということなんですがね、やっぱり成長していくという過程を見る、しかも六年生の子ですから、ひよこになるところまで見なきゃいけませんよ。しかし、それは皆さんの専門家の立場から違うと言え、そういう問題は議論しなくてもいい。ただ、私がここで疑念を持つのは、いまの種鶏卵というか種卵というか、各県ごとに試験場もあるし、各学級数やらなくても、学校一つでもいいから、それならばできるはずだという考え方、そういう試験場があれば、学校に学級分七個持っていくのと一個持っていくのと、手数がどだけ違うと思うてあ

なたそういう答弁しているんですか。同じそういうところから取り寄せるという手配をほんとうにするのであるならば、一個持つていくなんという

よりも学級数持つていったらどうなんです。それをわざわざ、学級数分要らなくてもいいんだからと、こう言うところに、どうも私どもは文部省のそういう指導は無責任だと思ひんです。しかも、人事院総裁や、それから大臣は御存じないかもしれませんが、私がこういうことをいま聞いておりますのは、実に鶏と卵でこれを問題にしようと思つてゐるわけじゃないんで、実例を聞いているわけです。実例を申し上げて問題にしておりますのは、いまそういう手配をしましたと言ふけれども、現場では、手配されてそれがそうなつておるかという、学校の先生方で一番頭が痛いのはこの種卵を求めることです。いつの幾日にどのこの授業に入るかということがそれぞれに県の試験場がわかつて、それなりに配給といひますか、持つて歩くような、そういう手配まで済んでいるのですか。全く実情にも何も合ひはしない。しかもそれを、いまだよいなことを言えば、かつて文部省が教育課程とか、教材の改定をしたときに、ほん

とうからそか知らないけれども、音楽でハーモニカを取り上げたらどんなことがあったかというと、あのころの新聞記事を思い出してみればいい。今度の鶏の卵をこの教材で取り上げたということが、私は別にどうこうは言いませんよ、かつて文部省にあったようなことがまた勘ぐられたらどうします。行政の權威なんというものはどこにも生きてはいないのです。しかし、これはいま本題ではありませんから、事のついでに申し上げておくだけです。だが、私はそういうようなことを、全く実情に合わないようなことを持つてきて、学習指導要領は国家基準でございますというこの態度なんですよ。さっき私は私は職務命令のことを聞きました。その次に、常に口があげばといえますかね、これは国家基準でございすと言ふ、この權威的な押しつけ方なんです。いまのような全く実情に合わないようなことをぞろぞろやつておる

んだから、それならば一応これを検討してみても、
実情に合うように先生方にやってくれとなぜ言
ない、この点はどうです。

○政府委員(宮地茂君) 学習指導要領はもちろん各学校で教育課程を編成される場合の基準でございまして、教師が教えられる場合には、いろいろな教師としての創意くふうをこらして行なわなければいけません、しかし一応の基準といいたしましては学習指導要領で定める。その基準にはあまり詳細なことは書かれておりません。したがって、基準の趣旨をくんで、いろいろな先生が実情に即するよう、子供の教育に何が一番ベターであるのかということは、指導要領を基準として、それ以上に実際の教育においてくふうをこらしていくというところで、文部大臣の権限として学習指導要領は文部大臣が定めることになっております。

ういう基準がございせん」と、悪意ではなくても先生方はこれが一番いいんだというふうに思われても、必ずしも適切でないものもございます。必ずしも悪意でそうしているわけではございませんが、そういうようなこと。さらに青森県のいなかと鹿児島県、東京といったようなところでのいろいろ水準の違ったものが教えられるということも、これは国民教育の立場からよろしくないといったような観点から学習指導要領が基準として定まっておるわけでございしますし、基準さえあれば、基準どおりでそれ以上は全然教師の創意くふうはないかといいますと、相当教師の創意くふうの余地はあるし、創意くふうを生かすことによつてより適切な教育が可能であらう、こういうふうに考えております。

○鈴木力君 それならば、文部省の指導態度を変えなければいけないということですね、いまおっしゃるようなことなら。これは一つの基準で、あとは実情に合うように先生たちがやってくださいという趣旨なら、さつきどなたですか、答えたように、わざわざ講習会に行つて、県には試験場もあるはずだから、学級数なくとも一つだけは取れ

るんだからそれをやれと、そんな講習会はやる必要はない、卵にこだわる必要はないでしょう。だから局長の言うような方針ならその方針なりに指

導してくれなければ困るわけです。ところが局長のところにいる職員が、専門家と称する人たちが出向いていっては、相当の無理をしてもこれをやるようにという指導をずっとやっているわけです。そうしてその理由づけは、国家基準でしょう、頭にきておるものは。それは多少創意くふうをしなさいという余地はそれがありますよ。それはあるというけれども、きわめて限られた範囲の中の創意くふうでしょう。たとえばいまの卵、ふ卵器がない場合に、ふところであつためるかなんか、そんなことの創意くふうの範囲しかないわけです。だからもしも卵というものを出すなら、これが実情に合わなかったら別のものでやりなさいとか、そういう指導がなければいけない。もしそういう指導をしておつても職場はそう受け取っていないとすれば――聞いていますか――そういう指導をしておつても、私が見ておる限り職場はそう受け取っていない。したがって、いまからでもおそくないから、指導要領というのはそういう趣旨のもので、実情に合わない場合は先生たちがみずから自分でくふうしてやってください。そういう指導をあらためてし直すことの用意がありますか。そうやるべきですよ。

○政府委員(宮地茂君) 学習指導要領は御承知のように基準でございますが、ただこの基準というのは一種の参考例にすぎないんで、まあよつてもよらぬでもないんだといったものではございません。まあその辺が非常にむずかしいところでございますが、たとえば教育課程は教師が編成するんだ、国がそんなものをきめるんじゃないくて、教師が、自分らが一番よく知っておるんだから自分らでやるんだ、国の基準はあるといつてもせいぜい参考程度でいいんだというふうなことになりますと、これはかりに善意から出ておるとしまして、そう教師の方も神さまみたいな人ばかりがおられるわけじゃございませんし、國家的な水準も

保つ必要がございます。そういう意味で、基準というものは単なる参考なんだというふうに解されたい。ではいろいろ弊害があるということで、私も学習指導要領は基準だと、それは強制力を持つというものを法的にもそのように解釈できず、そのように指導もいたしておるわけです。しかしながらどうしても現実に即さない。たとえば教科書で前国会でも公害の問題がございました。ところが教科書には、これはまあ教科書を教えるのか教科書で教えるのかといったような議論もこの委員会でもございましたが、しかし教科書には書き込んではいけなかったという意味では、教科書に書かれていたものは正しいとして教えていくわけですが、しかし公害問題等で公害基本法ができ、いろいろ公害についての諸法律ができる、しかし教科書はまだ間に合っていないといったようなときに、前国会のようにはいろいろ問題がございました。私もそのうらときには教師として創意工夫をこらして実情に合うように当然教えられざるを期待する、しかしながらそれが進んで、だからそのように教科書といえども、学習指導要領といえども、単なる参考だというふうに進んだんでは困るということでございます。その点はなかなか説明がむずかしいと思いますが、趣旨はそういうことであらう、そういうふうに私も指導しておるつもりでございます。

○鈴木力君 私は何も単なる参考だというふうにいふ言つた。国家基準というものはこれが基準でございまして、さつきのような実情に合わないことがどんどん出てくる、こう言うのでは、それをあなたが実情に合うようにすればいいんだと言われども、実際のあなたのところにいる職員は、実情に合おうまいがこれは国家基準なんだと、そういうふうにとれるような指導業績が実際にあると言ひのです。その例に私はいま鶏の卵を出したのです。実情に合わないければ何か別のものでふりしてくだされと言わずに、県の試験場からでも何とかすれば、足りなければ学級数なくともいいからこれとやれると、

ややこだわつた言ひ方をしているのです。そういう指導があるからおかしいと私が言っている。それはおかしと言へば、単なる参考と、こうあなたがすぐ言い返すのがおかし。私は単なる参考で、それでどつちでもいいのだと言つてやしない。ただし国家基準というものをあまりにもかたくなに教え過ぎているところに、それはあなたたちは教師だつて神さまでないと言ひ。それはそうだと思います。私がこれほど皆さんの実情に合わないことをやっていることを指摘すれば、文部省の役人だつて神さまでないと言ひ。お互いに神さまでないものと神さまでないものが、片や条件を整えようとする任務を持っていうとして、片やその任務にこたえて教育の実績をあげようとして、片やその関係にあるわけでしょう。おまえたち神さまでないからよほどこつちが締めてやらなければ、あなたも自分が神さまでないもの、言ひ方をすると、先にいままの教育行政の問題があり、そして私が一番先に人事院総裁と大臣に聞いておいてもらいたいと言ひ。いまの申し上げたのはこの姿勢がある中で、いまのよりな答弁の中でこの教特法が出てくるから問題になると、私はそういうことを言っているわけですね。だからいまの指導行政なんかについてもやはりこれは点検をして見直す必要がある。すべて教育行政といふものは教育をほんとうに進めるためにそれをアドバンスしたりその条件をつくつたりする。そうなんですよ。それがさつき体育館の例をあげれば体育館もそう。事務的には一人平均幾らというにはなるけれども、授業時間数と学級数といふものは全然配慮していない。それが教育を進めるための行政の府の姿勢なのかどうかというのを聞いていくわけですね。指導面から言へばいまの卵の例のように出てくるようなものです。この点については、教師は神さまでないという気持ちにはよくわかる。しかし御自分も神さまでないという気持ちで相当御自分のところを点検してみる、自己批判してみると、その姿勢がないと、とてもじゃないが教師の特殊性がどうのこう

のと議論してもそういう議論にはとてもいけるような状況でないというのを私は指摘しているわけなんです。文部省のほんとうの気持ちはどういうことなんですか。

○政府委員(宮地茂君) どうも学習指導要領なんかこの教特法の結びつきが、ちよつと先生のあつしやるのは私はどうもよくわからないのです。

○鈴木力君 よくわからないところに文部省の欠陥があるということなんです。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど来先生がいろいろあげられております基準、これは教員の定数にいたしましてはやはり最低の基準的なものは保障していかなくてはならない。しかしながら、その基準を生かして個々の学校でやりになるのは、県教委があり、市町村教委があり、また各校長が、またその学校の教員があるというふうな考えです。ですから、私も定数につきましても、これは先ほど休憩前に申し上げましたように、教員の定数にいたしまして、あるいは施設の基準にいたしまして、教材基準にいたしまして、今日たまたまあるものが理想と決して思つておりません。しかしながらいろいろ今日のわが国の経営、財政状況、その他あらゆることを勘案して、まあこの辺でしんぼうをしておこうといったようなものが教育関係では多いと思ひます。したがって、そういうことでございまして、いわば最低であるいはそれに近い保障をしておるということ、だからといってそれで満足しておるのかとおっしゃれば、決して満足はいたしておりません。だから、学習指導要領の改定もあり、さらに基準改定もあり、定数法の改定も私も努力をしなければいけない、こういうことでございまして、したがって、学習指導要領にいたしまして、先ほど説明員から県の農事試験場があるとか学級に一つとか、そこまで学習指導要領に書いてあるわけじゃなくて、その補足的な説明をいたしてきただけですが、もちろん私も教

科課目のそれぞれのこまかい問題につきまして、専門家としての理由があるのだと思ひます。その点に立ち入る能力がございせんが、もちろん先生も御指摘のように、私も行政官がきめたことが一番いいと思つておりません。学習指導要領にしまして、何百人という先生方におきめいたいて、文部省としてはそれをきめておるということ、説明するまでもなく御承知と思ひます。でございまして、多くの基準というものは、少なくとも今日の状況として、最低ないしそれに近い、しかし将来まだまだその改善をしていくという意思があつて現行の基準ができておるということでございます。

○鈴木力君 どうも私はよくわからぬですね。最低を保障するということは、やはりつづです。それは私は決して一ぺんに満足するような状況になるとは思つていない。また教育の条件づくりということはどうも、だからその満足できないということについては私もよくわかる。ただこのうけは最低でいけるのだということ、私がいまあげた事例を、最低の基準でこれなんです、保障しているのだと言ひその根拠が私にはわからないということですよ。体育館といふことは体育の授業をする場所です。どうです局長、それはわかりませんか。体育の指導をする場所です。体育館といふのは学校の。そうじゃないですか。そうでしょう。どつちですか。

○政府委員(宮地茂君) 小学校は体育館といふほどのものはないと思ひます。屋内体操場といった程度で、館と称するほどのものじゃないですね。しかし、それはお尋ねされるまでもなく、またお答えするまでもなく、これは子供らの体育をやる場所でございます。

○鈴木力君 そこで、体育館と言つたのは、私もこれ言ひ間違ひで、正確でなかつた。屋内体操場ですね。体育の指導する場所です。さらに二十学級あつて、性格はどうなつていくか知らぬけれども、かりに一個学級が一週間に三時間体育が

あるとすれば一週間に六十時間使われるわけですから。そういう学校で体育館が一つしかない。しかし、それは非常に大きいから二個学級ぐらいは一杯にできるというところもありますよ。おそらく全校の生徒のうちのその屋内体操場を使って体育のできるのは授業時間数の何分の一にも当たらないということがあるわけですね。そう言くと、屋外も使えるじゃないかと、こうすぐくるだろうと思つてますよ。屋外も使える。しかし、たとえば冬季なんかのときの雪のある地域はどうするか、ふぶきのために体育の授業ができないという学級が一年にどれだけ出ているのかですね、それを考えてみると、最低基準というのはいくらか、ということを文部省は真剣に考えなきゃいけないと思つてますよ。まあ、これ以上あまり聞きませんがね、こまかいことを知らないとおっしゃる。それはそれでよろしいと思う。局長が一々指導要領のページまで暗記していろと私は言ひはしません。ただし行政の責任のある局として教育行政の視点だけは間違つてもらっちゃ困ると思う。そうでしょう。私は何べんも口をすっぱくして言うように、役所的に帳じりが合つておればいいんだというこの考え方を捨てて、教育をやっておる実際のところにはたしてこれが合うのか合わないのかという視点からそれを検討する、その視点の置き場所を変えないと、永久に局長と私のいまのような議論が続くわけですね。そして永久に職場は混乱しているわけだ、足りなくて。大体いまの教職定数にしてもそうですよ。これが最低で何とか間に合つていこうというその考え方がどうして私は本気に教育を考えたらわからないということ。大体そうでしょう。小学校は学級担任制だ。なるほど専科教員置いてもいいんですよというけれども、実際にいまの定数の配置ではどうにもならない。そうして前の時間に体育をやつて、さらに屋内体操場がないものだから、足りないから外でやつて、その道具を片づけて、次の時間が理科だと、さあ理科室へ飛び込んでいって実験の準備をするなんというところ、さっき私の言つたタイム

テーブルでできると思ひますか。幸いにして行政当局がなまけておるために、いまの教材教具の達成率というのは四八%でしょう、小学校は。これは文部省の統計にそう出ているから間違いないと思う。要するに、理科の実験の準備をするそのものがなにか間に合つていだけの話なんです。それで最低間に合つていようとすふいておるこの文部省の教育行政の姿勢が基本的に直らないと、どんなに口をきいたって、なるほどそうですね。うすかというふうな雰囲気には、そういう条件は出てこないということですよ。これは私は政務次官によく聞いてもらいたいのです。どう見ただ、私は何べんかこういふことを言つたはずだ、この場所でもですね。たとえば土木にしても、予算や、日本の国の経済や、いろいろな事情がありまして、ここはがまんをしなければいけませんと言つても、しかし予算が足りないから鉄筋を省略したという橋はないでしょう。予算が足りないからセメントを少し減らして砂で埋め合わせましたというそういう土木建築はありやしませんでしよう。橋ならば、皆さんは目に見えるものならば完備しなければならぬという、これが最低の基準なんです。ところが教育は目に見えないから、何でもやらせれば何とかやつていけるわというところが基本的な皆さんの態度じゃないですか、文部省の。だから、足りなければ足りないで、学校はとにかく授業時間やつていりし、諸報告の中には、授業時間、年間に何百何十時間やりましたよと、職員の出勤の諸統計はこれこれですと、その統計を集めて満足しているわけですね。教育は統計では出ていないということをもう一ぺん文部省は真剣に考え直さなければいけないと思ひます。私は、だからほんとうにこの教育の場をその理念にふさわしいという、いきなりそこにかないかというとしても、少なくともそちらの方向に進めていくという場合には、いまのこの教育の職場なり、あるいは行政のあり方なり態度なり真剣にこれは点検してみるべき時期ではないか

ということなんです。それが、教師は神さまでないからよほどこつちがやつてやらなければと、それならてまえが神さまかという神さまでないわけですね。教科書は教科書はと言つても、ここでも間違つておる点を指摘しろと言つたら幾らあるかわかりません。私は、きょうはそれをやるつもりはありません。私は、きょうはそれを持つたしておいて、自分のほうが神に近いような感じでおまえらは神でないというこの態度が、戦前の天皇がものを言つたというそれとどこも違ひはありやしません。いいですか、基本的に、そういう現状からいまの教育条件はどうなのか、教員定数というのは単に先生たちが忙しいか忙しくないかというだけじゃなくて、学習指導要領を出して、これだけの程度のことを教えなきゃいけないのか、それにこたえる定数がいっているのかどうか。それにこたえる教材、教具があるのかないのか。そういう角度からものを見て行政をやらないとだめだということを言つておるわけですね。私がこう言うことが間違ひなら間違ひだと言つてくださつても構つてくれれば、これは政務次官の御答弁を伺います。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。先ほどから先生からの御指摘のあつております点につきましては、全く文部省といたしまして同感でございます。ただ、先ほどから初中局長の御答弁申し上げております点は、先生の基本的なお考えにいささかも反するものではないと思つております。と申しますのは、文部省といたしましては年々概算要求の中で教育条件の向上を目ざして努力をしているところでございまして、先ほど初中局長からもお答え申し上げましたように、まあこれまでのわが国の経済力の向上の過程の中でだんだんと努力をしてきた、これは教育にたいしてはあらゆる分野についても言えるのではないかとおもいます。したがって、何も文部省が、たとえば教員定数の問題にいたしましては、施設の基準にいたしまして、教材基準にいたしまして最低基準を定めた、それによつて満足をしているというのではなくて、いまできる範囲の基準はここであるということを示しているにすぎないわけでございます。ただ、先生の御指摘のように、いささかともわが国の経済力が世界で第三位という時点で立つて、そういう観点から見ればいささか教育条件について欠けるところがあるのではないかとすることは御指摘のとおりであらうと思ひます。したがって、今後私どもの文部省の考え方としては、中教審におきまして、今後の学校教育の拡充整備についての基本的な方向づけについて近く御答申をいたす予定でございますが、やはりこの時点で立つてあらう問題を含めて再点検をするという必要はあらうかと私も考えているわけでございます。

○鈴木力君 もう一つだけ、再点検をしてもらひ、これはほんとうに答弁でなしに早急にやつてもらいたいと思ひます。と同時に、他の行政と同じくと言つても、あまりのんびりして、子供は次から次へと卒業していくわけですよ。教育というものは、そんなのんびりしておられるものじゃないんだということですね。たとえばまあ定数にしても、一番いい例は、事務職員を置かなければいけない「当分の間」と言つておるから、これは法律的に間違ひじゃないわと言つて、いつまでもだらだらしておる。「当分の間」というのは常識で一体いつまでのことを言うのか。そういう態度が私はすべての面に出ておるというところを言つていられるんですよ。事務職員なんか、もうきよからでも置けば置けるわけでしょう、金を出そうとすれば。そういうところに対して私はやっぱり今後同じようなことをするするしておるとすれば、熱意のほどを疑ふと言わざるを得ないわけですね。その点については、まあ大臣いらつしやるんですけれども、真剣に取り組んでいただきたし、私の申し上げている気持ちは、これはそのままとつ聞いてもらいたいと思ひます。こういうことはやっぱりやつております

と法律案についての御質問する時間がなくなりまして、一応この条件として、私は大臣、總裁によく聞いていただけたと思うんです。学校という職場がいま置かれてある現状は、とてもじゃないが役所が考えているようなものとは相当な距離がある。そういう前提で私がこれから御質問申し上げるのです。ですが、労働大臣がいらっしゃらないけれども、労働省はどなたですか。

○委員長(高橋文五郎君) 基準局長……

○鈴木力君 政務次官はいらっしゃっていませんか。それじゃ局長さんだそうですから、実は私は大臣が非常に今晩は御多忙な事情がある、そういうことで、それならやむを得ませんと、こう申し上げて、せめて政務次官にはつき合ってもらえらうと私が言いましたのは、本来であれば労働基準法が他の法律でいろいろと性格が変えられるのか変えられないのか、非常に重要な議論をする委員会です、この委員会が。だから、私は本来の労働省なら、御多忙なので手を抜けないという事情はよくわかりますから、大臣が来ないのはいけしからぬとは言いませんよ。しかし、その与えられている条件では、やっぱり労働省は総力をあげてこの委員会にはつき合うべきだと思ふんですよ、私は。私のほうから言われる前に、大臣はだめだけれども、せめて政務次官はというぐらゐの熱意がこの法案にはあるだろうと思つて私はさつき申し上げておつたんです。しかし、まあ来られないというそうですか、これはやむを得ません。この私の気持ちには、局長さんに小言を言つたつてしょうがないわけです。しかし率直に大臣にはお伝えしておいた方がいいと思ひます。

それだけ申し上げておいて若干伺ひます。

この法案を出すにあたりまして、労働省と文部省との間に覚え書きをかわしたということが先ほど中央労働基準審議会の副会長さんから御答弁をいただきました。その覚え書きの内容はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の覚え書きは、ちやうど手元にごさいますので、読ましていただきます。

きます。

第六五国会に提案される「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(案)」に關し、文部省と労働省は下記のとおり了解し、文部省はその趣旨の実現に努めるものとする。

「記」といたしまして、

一、文部省は、教育職員の勤務ができるだけ、正規の勤務時間内に行なわれるよう配慮すること。

二、文部大臣が人事院と協議して時間外勤務を命じ得る場合を定めるときは、命じ得る職務については、やむをえないものに限ること。

なお、この場合において関係教育職員の意向を反映すること等により勤務の実情について充分配慮すること。

以上でございます。

○鈴木力君 それちやうど書いたものありませんか。普通だったら、黙つておつても文部省から資料として出るのがあるまいかと思ふんですけれども。

それで労働省の局長さんに伺ひますけれど、この覚え書き、それから労働基準審議会の建議ですね、大体共通のものだと思ひます。この建議と労働省の見解というものは相当入つていられるだろうと思ふのです。そこで労働省の基準局長としての見解と伺ひますか、労働基準法を守るといふたてまえから、これに対する御見解を多少これからお伺ひしたいと思ひます。

それは表現はともかくとして、少なくとも建議書にもあるように、労働基準法が他の法律によつて安易にその適用が除外されるようなことは適当でない。これが一つやっぱり立場だと思ふのです。これはこの労働基準法の運用をつかさどつていらつしやる労働省として、この態度について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 労働基準法は原則として、一般の民間の雇用労働者に適用されておるわけでございます。そのほかのいわゆる労働者につかましては、たとえば、国家公務員については基準法の適用を除外いたしております。それから地方公務員につきましても、一応地方公務員のほうの規定において適用を、一部を適用除外していろいろないような状態があるわけでございます。そこで労働省といたしましては、中基審でもそういう意見でございましたが、基準法が同じ法律、ほかの法律によりまして適用があつたりなかったりという現状がまあ現実にあるわけでございます。そこで今回の法律によりまして、地方公務員たる教職員の皆さんに対しては、今回の措置をとることによりまして、基準法の超過勤務手当に関する規定の適用を除外することが妥当だと、運用上妥当だと、こういうような御意見から、この基準法の要するに超過勤務手当は制度的には考へていけなないのだ、こういう基本的な姿勢が示されたわけでございます。そこでこの基本法のたてまえからは、そうなつた場合に、従来適用になつておつた基準法のこの規定が、適用除外されるということにあつたのは、その場合には当然慎重な考慮が必要である。したがつて、もしそういう制度を新しく立てる場合にもございまして、そういう方向でするとした場合においても、基準法の法律の規定の適用をはずすといふことはやむを得ないとしても、その場合にもできるだけ慎重な配慮が払われるべきだといふことが、建議の趣旨でもございまして、私もその基準法を所管している立場からそのように考へております。そういう趣旨で、できるだけこの箇どもを十分つけた上で、適用除外するにあつてはそういう配慮が必要だ、こういうことを考へております。

○鈴木力君 だから表現はいろいろありますが、要するに労働省とすると、基本的にいへばこういうことは望ましいことじゃない、労働基準法を守る立場からすれば、それが一つなんですよ。態度とし望ましいことではない。しかし、何歩か

譲つてということがここに出てきて、労働省のほうに相当押されたのか譲歩したのか、望ましくないといふことがわかりつ、その場合やむを得ない場合について、こういうのがついてきておるわけ。非常に消極的だ、労働省のほうは。私はそう理解しておる。また労働省とすれば、そういう立場に立つべきだと思つておるわけですが、そこで万やむを得ないとしても、慎重に進めるべきだといふその意味はどういうことなんですか。慎重にといふことはゆつくりゆつくりやつていけばいいといふことじゃないでしょうか。要するに他の法律をもつて適用除外する場合にしても、慎重にといふことは軽率にやっちゃいけないといふことの反対用語でしようけれども、最低限度守らなければならぬものは何かといふことは生きてゐるはずだと思ふのです。それは何ですか。

○政府委員(岡部實夫君) その前に、先ほど申しましたことに若干ふえんさしていただきましたが、教職員の問題を私ども審議会でも検討したときに、国家公務員たる教職員には基準法が現在適用になつておりません。そこで地方公務員たる教職員については少なくとも超過勤務の規定は適用されてゐると、そのほかの規定は適用されてない者もあつてございまして、そこで、ただ今度新しくこういう制度を教職員に統一していろいろ考へていこうという場合に、地方公務員たる教職員について基準法の超過勤務の規定をはずすといふ手も一つの考へ方であると、そういうことのたてまえに立つたわけ。そのことはさきほど審議会の会長代理の方も言つておりましたが、審議会といたしましては教職員の基本的あり方についてどうあるべきかといふことは中基審の直接の所管に属する事項でもない、しかしそれが労働基準法に關連した場合にどうするかといふことをその角

度から取り上げていくことに問題をしほらないと、どうもなかなか中基審としての審議の権限と申しますか、その範囲を出てしまふであらうといふやうなことで、いろいろ御議論の末そういうこととしほらうと、そこで人事院の勧告その他か

第六部 文教委員会會議録第十六号 昭和四十六年五月十八日【参議院】

三

ら、今回教職員について超過勤務手当制度を廃止していくことになる場合があります、その結果といたしまして基準法の規定が適用を除外しないことではないかということになるのはやむを得ないことであらうと、しかし、その場合にも私どもとしては基準法のたてまえは労働者の労働条件を保護するというのが基本にございまして、基準法の規定の適用をはずしたけれども、それならば無定量、無制限に超過勤務がやれるという体制がとられるならば、それは非常に基準法の精神からいっても適当でない。そこで建議にございまして、「文部大臣が人事院と協議して超過勤務を命じうる場合」、これが非常に問題だと、この論点をめをびしとしておく必要があるということが議論の中心になりまして、その定めるときはその職務の内容及び限度についてはっきりした歯どめをつけるべきだと、そこで、ただ具体的にどういう仕事に限るとかというのをなかなか具体的に言うことは中基審としても職務の実態が必ずしも十分わかってないので、ここでやることは無理であらうと、そこでその場合に関係労働者の意向が十分反映されるということによってその歯どめを十分に定める。でも、もう一つは、具体的には文部大臣が人事院と協議する場合に、人事院はこのいわゆる勧告、意見の申し出をされたところでございまして、その勧告の趣旨も無定量、無制限に超過勤務手当をするという趣旨ではないということ、その歯どめの一つとして人事院と協議するということになっております。そのときに関係労働者の意向が反映されるということがもう一つの歯どめの大きな要素にならうということで、建議をいただきました。そういう方向で私どもも文部省がぜひ運営をしてもらいたいことを考えたわけでございます。

○鈴木力君 あまり時間取っても恐縮ですから、簡単にお伺いしますけれども、いまの御答弁のうち、やむを得ないという意味は、できれば改正しないほうがいいという意味ですね。それはよろしゅうございいますか。

○政府委員(岡部實夫君) そういう建議等の趣旨から、そこまでは表現上出ておるわけではございません。その中でいろいろな御議論もございしたけれども、先ほど会長代理からありましたように、三者構成の審議会でございまして、そこで共通した意見としては、その適用除外の場合のむしろ歯どめをはっきりさせることが大事だということ意見がまとまったものでございまして。

○鈴木力君 だから、今度は局長さんに聞いてみるのですよ。建議を受けた労働者の局長の立場で、先ほどから何べんもやむを得ない場合は慎重にと、やむを得ないということばを使われている。私は同感ですよ、その点は。だから、やむを得ないということばを使うということは、これはもう他の法律で適用除外をしないほうが一番いいんで、やむを得ないという意味は、それでも無理にという場合かという意味なんでしょう。どうですか、そこは。

○政府委員(岡部實夫君) それは、私どもの基準法の規定が適用されておったのがはずされるということになるわけではございません。したがってそれ相応の理由がなければならぬ。したがって、その理由なり、それによって労働者の保護が全うされるということでない限りは、いまの労働者保護をたてまえとする規定の適用を安易にははずすべきではないと、こういうことでございまして。

○鈴木力君 そこで、端的に、もう一つ、私は労働省の見解を伺っておきたいのは、いま、やむを得ないとか、やむを得るとかいうその議論は別として、要するに給与方法ではずされるわけでしょう。せめてこの地方公務員法というならまだ法律に上下はないにしても、前にそういうことがあった。今度は、一般職の給与方法で労働基準法の適用を除外しようとしているわけですね、まあ手続のよしあしは時間ありませんからあまり言いませんけれども、労働省のこの件についての理解は、教職員であるからやむを得ないという理解なのか、地方公務員、国家公務員であるからやむを得ないという理解なのか、どちらですか。

○政府委員(岡部實夫君) これは、私どもは、今回の措置によりまして、地方公務員法の規定の一部を改めまして、そこで、従来基準法を適用しておった条文をそこからはずして、こういう規定にしたわけではございません。そこで、私どもも、部内における検討のときにも、また中基審における審議の際にも、やはり重点は教職員の職務の特殊性がもたらう議論されましたので、その点が重点的に取り上げられておる。

○鈴木力君 教職員のですね。

○政府委員(岡部實夫君) 教職員です。

○鈴木力君 教職員の特殊性ですね。

○政府委員(岡部實夫君) 勤務の特殊性です。

○鈴木力君 そうすると、これはほんとうは大臣に来てもらわないと、この質問はぐあい悪い質問ですがね。労働省は教職員の特殊性で労働基準法の適用を除外するということを認めたということになりますとね、たいへんなことになりますよ。

○政府委員(岡部實夫君) ただいま申し上げましたのは、若干ことが足りませんが、本来国家公務員たる教職員については基準法ははずれておるわけですから、そこで、地方公務員について一部の規定ははずれております、すでに。一部は適用されておると。そこで、今度は、地方公務員の中の基準法の適用関係について、教職員については、今度、新しい制度によってこういう形のものがとられるというその実情に照らして、基準法の規定の適用がはずされることもやむを得ないのではないかと、いうことでございまして、ちよっと、いま冒頭に申しましたその重点にというところは、地方公務員たる教職員というのを前提としての意味でございます。どうぞその点を……。

○鈴木力君 いろいろ言い回しをするとわけがわからなくなるからね。この際、もう労働省と私どもの間だから、もうすかっとしたほうがいい。はつきりいってこのウエートは教職員にウエート

がかかっているのか、地方公務員にウエートがかかっているのか、どちらかというんです。

○政府委員(岡部實夫君) これは法律関係といたしましては、どうも、そこを、すっぱりと仰せでございまして、地方公務員たる教職員について今回の措置がとられる、そのことを前提としての考えでございまして、そしてどっちかといつて分けることもなかなかむずかしいと思います。したがって、審議の過程におきまして、国家公務員たる教職員、地方公務員たる教職員、こういうことで議論がございましたので、その地方公務員たる身分を持つ教職員というふうに考える。ただ、地方公務員のうちでなぜ教職員についてこういうふうにするかということについては、教職員の職務の実態に着目したと、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○鈴木力君 それはなかなか理解できないですよ。そういうことになる、これは労働省にあまりしつこく聞いてもあれだから、別にまた聞きまされども、教職員の勤務の特殊性ということになると、地方公務員であるか、あるいはその他の職種であるのか——教職員という場合には相当私は共通性が多いと思うのです。だから、これは地方公務員と、地方公務員である教職員と、その他の教職員というものは、そんなに大きく法律を変えざるほどの特殊性というものはあるとは考えられないわけですよ。これはあとでまたお伺いいたします。

もう一つだけ労働省から伺っておきたい。それは、この建議について、建議を受けた労働省として、それからこの覚書きにも大体その種類のことがありますが、建議を受けた労働省として、この一番あとのほうですね、「命じうる」というところで、「関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい」、こういう建議がありますよね、超過勤務を命ずる場合に。それから覚え書きの中では、「できるだけ、正規の勤務時間内に行なわれるよう配慮すること」というあります。だから、「命じうる」と

いうことは、本来のことは、命じちゃいけないんだという態度があるわけだ。命じるときは「やむを得ないものに限ること」とありますが、この場合に「労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい」、これはやっぱり労働基準法の三十六条ですか、この趣旨がやっぱり生きていてと解釈してよろしいのですか。

○政府委員(岡部實夫君) 労働基準法三十六条は、事業場ごとに一応適用される事業主がその労働者と、こういうことになっておりますので、教職員の場合に事業主がどこにあるのか、いろいろあろうかと思ひます。そこで、ただ現実には超過勤務をいろいろ命じていく場合に、その段階段階で、この場合には一応基準が示されておる。その基準に従って個々には具体的な超過勤務の命令が出されると、これは校長先生から出されることになるのではなからうかと思ひますが、そういうふうな段階があるもので、そのそれぞれの段階に於いて一関係労働者の意向が反映されるよう」に、こういう趣旨で、したがって、基準法の基本的な考え方、要するに関係労働者の意見を聞くんだということが基本にあることは間違いないと思ひます。

○鈴木力君 まず大体わかりました。必ずしも同感でない面もありますけれども、おっしゃる気持ちはわかります。

そこで人事院総裁に伺います。この説明書にもありますが、先ほど以来総裁の一番さきの御説明にもありましたね、この教員の勤務のといひますか、特殊性といふことはですね、教職員の勤務の特殊性、多分そういうことがあったと思ひますけれども、一体この特殊性といふことはどういふことを指すのでしうか、総裁から伺ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは先ほど全体の趣旨の問題として申し上げたところに尽きると思ひますけれども、要するに、まあ最近の例として税務署との比較などを申し上げたいへん恐縮いたしましたけれども、自発性あるいは創造性とい

うものは他の職場に比べるとこれはむしろ発揮せらるべき職場である、そういう勤務であるということ、それから時間的・管理的の問題とそれがまたつながるわけでありまうけれども、時間的・管理的の面においても普通の行政職員の職場とは先ほど申しましたような差異がある、まあ大体さうなことであると思ひます。その二つと申し上げてよろしいと思ひます。

○鈴木力君 そうすると、この特殊性という意味は、一つは教職員の勤務というか、教職員のあり方といひますか、一つはこの自主性、独創性といひますか、創造性といひますか、あるいは主体性といひますか、そういうものが非常に尊重されるというところに特殊性といふことの一つのものを置いておるといふことですね。それからもう一つは、勤務の態様に時間的に一々かはれるものとはかれないものと、その辺は、平たいことばで言えはややこしい、そういうところに教職の特殊性といふことを置いていらつしやる、さうお伺ひしてよろしいのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど私は自主性といふことは使ったかどうかわかりませんが、私は同じことだと思ひますけれども、まあおっしゃるよう自主性、主体性といひますと、やっぱりある部分においては、これ、いやがる人もおるわけですが、私はさう間違つてないと思ひますけれども、部面において、私は自発性、創造性といふことばで、そしていまの説明を申し上げておるわけですが、これは決して、これも間違つていないと思ひます。それと、いまの時間的・管理的になじまない仕事であるといふことが結びついて今回の提案の基盤になつておるといふことを御了解いただきたいというわけでありまう。

○鈴木力君 そこで、総裁に伺う前に、文部省どうしました、さつき書面ですというやつ……

○政府委員(宮地茂君) 先ほど原稿を見まして、いま清書しておりますから、あと二、三分したらお届けいたします。

○鈴木力君 どうも進行に困るのですけれども。

私が総裁に伺ひたいのは、さうあるべき姿という気持ちにはよくわかるのです。ところが、さつき以来私が文部省にいろいろ質問を申し上げましたように、どう見ても現在の教育職員の職場というものはあまりにも自発性、創造性、これが尊重されてない。まあ、総裁のおことばに自主性、主体性といふことはをきらう方がいると、総裁は間違つていないと思ひけれども、きらう人がいるのだと、そのとおりだと私は思ふのです、さういふ現実の中でかりに自発性、創造性、さういふことばを使つてみても、きらう人たちがいる中で教育職場といふものでこれが生きることとはなかなかむづかしいのです。だから私は総裁の教育職場といふことは教育職の特殊性といふことを強調なさるといふことについて、私もこの点はきわめて同感な

んで、さうなければいけないと思つておる。したがってその前提のもとに立つてこの法律がずつと行なわれるといふことになりまうと、受ける職場をそこに合わせなければいけないと私は思ふんです。それは総裁のお考えはどうですか。現状はどうあると、これを持つていけばだんだんさうなるんだといふふうにお考えなのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 結論を申し上げますれば、これをこのとおり法案として成立させていただけは、またその道はずつと先々開けていくといふことが結論になるわけですが、たとえば自発性・創造性とか、あるいは時間的・管理的といふことを申し上げましたけれども、私どもはこの意見の申し出の中にうらたうことはしておりませんけれども、これはおそろくお目にとまつたと思ひますが、この説明書のほうでは、勤務時間・管理といふようなことを、その面に触れてのことを取り上げておるわけですが、今回のこの意見の申し出は、教育行政をどうしようといふような非常に次元の高いものともまた申し上げかねる、もう一つその下地になる事柄を、条件の整備といふことを考へておりますから、非常に次元の高い問題としてこれをござんたいだくと、これはまた今回のこの問題ではない、また将来に伸びていくべき問題

だ。しかしその出発点なりその基盤になるべき条件をここにととのえるといふのがこの意見の申し出のねらいであるといふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○鈴木力君 私はいま非常に次元の低い話をして質問申し上げておるんです。その次元が高いところにいけば、それはまた別問題として議論になるだらうと思ひますが、しかし、次元が低からうが高からうが、いまこの法律が提案をされておるわけですね。さうすると、この法律が提案をされて、この法律が適用される職場といふのは、現実にある職場です。その現実にある職場が、少なくとも教師のこの自主性、創造性といふか、自発性、創造性ですか、これがきわめて保障されてない。さういふ場合には、まず保障されるということ、総裁が主張なさる自発性、創造性、これが一本になつていかなと本物にはならないのではなからうかといふことを伺つておるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 私も幸いにして次元の低いことを申し上げておるわけでありまうから御理解願へると思ひますけれども、たとえば最も身近な例を申し上げますといふと、夏休み、この期間を一体先生方はどう過ごしていらつしやるのか。普通の行政職員であれば、やっぱり出勤時間にはちゃんと来てもらつて判を押ししてもらつて、退庁時間が来なければ帰さないといふたてまで、ずつと時間的・管理的が徹底しているわけですね。先生方は必ずしも夏休み中毎日学校に御出勤になる必要はない。それじゃうちで一体何をしておらつしやるのか。遊んでいらつしやるんですし、うか。遊んでいらつしやるかすれば、それは勤務をしていないといふことになるわけですね。その時間は、場所のいかんを問はず、やっぱり自主研修、自家研修と申しますか、さういふ面に励んでいらつしやる。その時間の割り振りをどうしようか、夏休みの間をどうしようかといふようなことは、これはまさに自発性、創造性によつてその間の有効なる利用をされておるはずで、これは現

在においても私はそうだと思う。したがって、何も空理空論をここで述べているわけではない、私はそう思っている。

○鈴木力君 文部省に伺いますけれども、いまの総裁の御答弁なさいました長期の休暇については、必ずしも勤務時間に出動しなくてもいいということに、これは全国的に統一されておりますか。

○政府委員(宮地茂君) これは教育公務員特例法の規定もございまして、教師が自宅研修する場合、一応これは了承を受けて自宅研修をするということになっております。したがって、総裁がおっしゃった趣旨もそのとおりだと思いが、夏休み、どこで何をしておいても学校へも届けないでかかってということじゃなくて、その点はやはり届けてやるということと前提として、いらつしやるのだと思いが、これは教育公務員特例法が二十年前にできまして、そのとき以来の解釈でございまして。

○鈴木力君 だから法律の解釈はいから、そのとおり行なわれておりますかというのを聞いております、全国統一して。

○政府委員(宮地茂君) 行なわれておると信じております。

○鈴木力君 それでは、たとえばある県のある学校が、学校に出動日は幾らで自宅研修はそのうちの三分の一とか、あるいは六日間に限るとか、校長会で申し合わせをしてそうやっておるところがあるわけですよ。二十日間なら二十日間、二十五日間の長期休暇のときに二十五日のうち六日間は自宅研修を認める、それ以外は認めないという決定をして実行しているところがあるわけですよ。それは間違いないこととここではつきりできますか。

○政府委員(宮地茂君) これはただ観念的にいいましてもいろいろ問題が起こるかと思いが、その実情に即して判断さしていただきたいと思います。

○鈴木力君 私はそんなこと聞いているんじゃない

いのですよ。人事院の総裁がおっしゃったように、たとえば長期の休みがある、教育公務員特例法によつて研修の義務がある、それは承認を得るか得ないか、まあ承認を得るというたてまえになつてゐるならそれはそれとしてよろしい、正規に出動をしていない休日があるということに、それが特殊性の一つだと、こういつてゐる、法律の根拠に、すべてそのよになつてゐるかと聞いたら、なつてゐると答へたでしよう。そこでなつてゐるなら二十五日の休みのうちに六日間しか自宅研修は認めない、あとは出動してはんこを押せといつてゐることは、そのやつてゐることは間違いないか、どうか、こう聞いている。実情に合うか合わないかは、その運用の面だ、先ほどあなたが教育公務員特例法にもあつてりつぱにそんなことで、そう言つてゐるでしよう。事実が出される、とそれもつちかはずかしくない方をする、とつちかづかしくはつきりしなければ、この法律の審議が進まぬじゃないか。

○政府委員(宮地茂君) 自宅研修というのはまあ一種の権利であり義務であらうと思いが、したがつて、夏休みには研修をしたい、学校もそれで差しつかえないという場合は、研修は承認されておると思いが、しかしながら本人が三十日間夏休み全部研修したいですと言ひましても、学校の運営上これは何日間、学校でいろいろ仕事もあるからやりましようやということになれば、それも間違つておるとは言えないと思いが、したがつて、実際の運用上具体的にどういう問題であるかということでない、ただ形式的にお答えしてどつちが間違ひでどつちが正しいということは、かえつて誤解を招くのではなからうかという意味で申し上げたわけですよ。

○鈴木力君 これはつきりしなければ、いま人事院側の言われたこの法律の前提と文部省の言ひ前提と違つたら、勧告を完全に実施したという先ほどの大臣の説明は違つてくる。たとえば夏冬休みのように長期の休暇のときには、出動の手続を経ることなくして、それぞれが承認を得れば

研修ができる、こういうことになつてゐることが特殊性だと言つてゐる。ところがいまの実態は正直言つて私は六日と言つたけれども、ある場所においては一日も許されないとある場所もある、いやというけれども、あなたやといふから私は聞いている。もしそれがあつたら間違ひかと私が聞いている。そうしてほとんどの日は出動の手続をさせられてゐるところが大部分なんですよ。ほんのわずかな何日かは研修でよろしい、あとの日は出動の手続をやつて別の業務をやりなさいという業務まで言ひつかつてゐる。中には形式的に出動をさせて、業務をやらしたかつたことだけとおつても、いま総裁の言つたようなことにはなつてゐないほうのほうが多い。だからそういう総裁がおっしゃつたようなことと違つたような場合の例は、それは教特法の趣旨からいっても、あるいは教職の特殊性からいっても、その行き方が間違ひだとなつたおっしゃれば、それで私はわかるんですよ。それをあえて固執して間違ひでない、出動はどつちでも命じらるんですよ、こういうことになれば、総裁のおっしゃつたこの前提がくずれる。私は審議をするためにどつちがほんとうなんだということを言つてゐるんですよ。

○政府委員(宮地茂君) 夏休み、冬休み、三十日とか十日あります場合に、べつたり三十日平生と同じように出てこいというこは、これは間違つておると思いが、しかしながら、六日の研修は少ないとか、あるいは三十日間全部研修というのを申し出たのに、それを許さなかつたほうがいけないんだとかいふことにはならないと思いが、ですから、あまり極端な例を引きましても、これは実態に即しませんので、総裁がおっしゃつた趣旨は、もし間違つておれば総裁から御訂正いただきますが、総裁のおっしゃる趣旨と私が申しおるのとは間違つてないと思ひます。要するに教師は、夏休みになれば子供は当然休業になります。だからといって教師も全く休業なんで、家で研修という名で何をしておつてもよいという権利

を与えられるものではないと思いが、したがつて、何日間か研修をしたいということでも承認をとれば研修は許されるということだと思いが、用事もないのにともかく毎日出てきて勤務簿へ判を押せということであれば間違ひであらうと思いがす。

○鈴木力君 総裁はいま聞いておられたけれども、総裁がこの特殊性と自発性、創造性とおつたのは、たとえば夏休みのような場合にはそれぞれ出動の手続をとることなく、ただし承認を得てゐることはあつたと思ひます。それはそれでいいと思ひますよ、いまの場合、承認を得れば、これは研修の日に使へるんだということが前提になつてゐるわけですよ。ところがいまの文部省の局長のほうは、そういうこともあり得るけれども、出動を命ずれば命ずることもできるんだと、ただし三十日べつたりは無理だけれども、六日間ぐらい研修ということは、それはまた場合によれば、それもいいじゃないか、こういうことでは、それならかりに二十五日が休みのうち、何日までが受当で何日過ぎが受当でないのかというこになつてくると、それは出てこないで、しょう、答弁が、極端に言へば三十日全部はだめだ。それじゃ二日ぐらいはいいじゃないかとこになつてくれば、いまのように校長が申し合わせをして、あるいは教育委員会の指示があつたかどうか知らない。六日まででは自宅研修を認めよう。あとは出動日ですぞ、勤務を要する日の手続をとつて勤務に服せといつてゐる実態が、このほうが多い。しかし少ないは別として、もう、そういうやり方を前提にしてやつた特殊性と創造性なのか、自発性なのか、最初総裁がおっしゃつた創造性と自発性なのか。これをはつきりしないところの法案の趣旨といふものは説明と中身が違つてくるから私はくどいことを言つておるんですよ。

○政府委員(佐藤達夫君) それが食い違つたために、この法案の運命にかかわりますとこれはたいへんなことになりまされども、私が申し上げておりますのは、次元が低いと先ほど申しましたけ

れども、その低い次元の中でちょっと高いところを申し上げておる。といひますのは、要するに私はもはまあ第一に率直に言つて国立学校をわれわれは所管しておるわけですから、国立学校の場合のことは大体承知しております。したがつて、お休み中の大部分、むしろ多くの日数は自宅研修に使われておるという事実も私は認めておるもんです。それから、それを前提として申し上げる。しかし今回の意見の申し出において、何も先ほど申しましたように意見の申し出の本文にはそういう点は触れておりません。この説明書の中でその点に触れてのことは述べましたといふことを先ほど申し上げた。その説明書をお読みいただければ、たとえばいまの点についてはいわゆる夏休み等の学校休業期間については、教育公務員特例法第十九条及び第二十条の規定の趣旨に沿つた活用をはかることが適当であるといふことを申し上げた。たとえば、かりに出動しろとおっしゃつて、学校で先生が夏休み中お詰めになつていらつして、授業がない。そして出勤時間から退庁時間までとにかくかりに学校にいらつして、何をなさるかといふと、その学校内における先生の勤務といふのは、おそらく私は自発性、創造性に富んだ勤務をしていらつして、勤務の場所といふのは、これは当面の問題にはなりませんけれども、一番典型的な例は自宅研修、学校内におけるそれはあります。創意と自発性に富む学校内における勤務といふこともあります。夏休みでない、普通の授業時間のある人はこれは違つてははずだといふふなことも申し上げ得ると思ふ。むしろ希望的な意見の表明が説明書の中にあらわれているといふふうにお取りいただいたければ、この法案は無事に通過することと思ひます。

○鈴木力君 そのすると、総裁は国家公務員の学校の実情を調査して、把握して、その上に立つてこの意見書が出ている、こういうことですね。しかしこれは地方公務員に及ぶわけなんです。この法律にもそう書いてある。ところが地方公務員の実態は、いま私が文部省に質問したような実態。そこでその食い違いがあるわけです。私は総裁がおつしやるように、確かに国家公務員の教職員は長期の休業は、総裁がおつしやるような勤務態度を持つておると、私もそう思つております。私もそうなるのが正しいと思つております。そういう前提のもとにこの特殊性を論ぜられることは、これは私はその視点といひますか、論点は私も同感な面が相当にある。ところが私が言いたいのは、地方公務員の学校の中に、さつき私が申し上げたような実例がうんとあるといふこと。そうすると、局長は極端な例では困るみたいなことを言うけれども、それなら極端な例といふなら、それは間違ひだといへばそれで話は済むわけですからね。だから私は必ずしも自宅研修でなければいけないといふことも言つてはしないんです。問題は、大部分は勤務、出勤の手続を経て、勤務手続を経て勤務に服する日だといふ決定が行なわれておると、それではいまの国家公務員の調査の実態に基づいた特殊性といふものは、地方公務員の特殊性に当てはまらないのではないか、そのことを私はお伺ひしているわけです。その点はどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 特殊性は現在でも確認できると、それはいまの一例として、われわれの把握した事実によつてそういうことはもちろん申し上げ得るわけです。しかし、それは地方の方々にもやはりあつてしかるべき姿であらうといふことも、これは言えるだらうと思ふ。したがつて、そこにあるべきことを念願する意味で、本来からいへば私どもが意見の申し出なり勧告なりをいたします場合に、所管外の地方のことまで考慮してやるのはあるいは越権のさたかもしれない。しかし、いかなる場合にも、お話が出ますように、地方のことは一体考慮してやつていくのかと、普通の給与勧告についてもそういう御批判がありましますから、それはわれわれとしてもそう遠慮する必要はない、やっぱり関連のある限りにおいては、それに触れた意思表示してもよからうという気持ちも込めて今度の意見の申し出は出しているわけですから。たとえば歯どめの問題にいたしました

も、これは国家公務員の付属の先生方についていへば、歯どめの問題といふものは、私はそう深刻な問題ではないと思ひます。率直に言つて、しかしながら、それが地方に波及するといふことは当然考えなきゃならん。また、それが自然の形であろうといふことになれば、歯どめについてもよほどここで力を入れてそれをつくつておかなきゃならぬだらうという気持ちから「文部大臣が、人事院に協議して」といふところまで入れているわけでございます。その気持ちは御了察を願ひたいと思ひます。

○鈴木力君 その総裁の気持ちはよくわかる。そこで文部省にお伺ひしたいんですが、これはまあ政務次官でもけっこうです。いま人事院の総裁がおつしやりましたように、国家公務員の長期の休業、これだけじゃないんだけれども、これが一つの例として話が出たわけですから、同じ出た例を使ひますけれども、国家公務員の実情をお調べになつておる。そして地方公務員にもこれが影響を及ぼすといふことは前提として考えられておる。しかし、地方公務員はそういう実態になつていくと、希望的にそうなりたしと祈つておるのか、どう言へばいいのか、正確な表現はよく言えないけれども、地方公務員も国家公務員のような状態になることを希望しながら、この特殊性といふものを一応表現をされている、こういうふうには何つておる。そうすると、文部省も、これに答えるならば、地方公務員も国家公務員の長期の休業の勤務の態様にならうという方向に今後切りかへるといふ文部省の答弁がなければ、このところは、地方公務員も国家公務員も合わせたこの法案といふことは、この食い違いがいつまでも埋まらないわけですから。文部省の考え方を聞きたい。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど人事院総裁がこの人事院の意見のとおろをお読みになられました。が、教育公務員特例法第十九条、二十条の規定の趣旨に沿つた活用をはかることが適当であると考へると人事院でおつしやつておられる、この趣旨は、私どもも同感でございます。

○鈴木力君 その趣旨が同感なら、実際の運用もそのようにするかといふことを聞いておるわけですから。そこで、私がさつき言つたように、六日は出勤だとか、何日は出勤だとかいふことに強制をしておいて、研修日はそのうちの何日だといふような、これは国家公務員の教職員の勤務の態様には、それがいいんだ、それがいいといふことが前提でいまの特殊性というやつが、これだけじゃないけれども、一つの例をあげれば、こうなつていく。そうして、人事院は地方公務員もこうなれかしという希望を持つておる。その希望のもとにこの意見書が出ているわけです。そのときに、文部省がこたわつて、それもまたそれで一つの道なりと、こういうことになれば、どうしても人事院の希望は達せられないといふことになる。だからそこはもうはつきりしてもらいたい。

○政府委員(宮地茂君) 決して私のほうは、こたわつておりません。だから、先ほどお読みしましたような人事院のお考えは、全く同感で、異論はございませんといふことをはつきり申し上げておるのであります。

○鈴木力君 そのすると、これはくだいよりだけれども、だめを押しておきますが、どうも局長さんははつきりしたことを言わないでいて、あとでまた自分の考えでゴリ押しをするくせがあるように見えて、いけません。これは私の誤解であるかもしれないから誤解であればあしからず前もつておわびを申し上げておきます。これははつきりしなければいけないのです。理屈じやなしにあり方なんです、あり方。要するに長期の休業が研修を主としてやれる休業を持つておるんだといふ前提に立つておる、それならば地方公務員もそうならなければいけないのだ、そこでもしそうならぬという実態があればそうならぬように指導するといふ文部省の基本方針がここに一つほしと私は言つておるのです、どうですか。それは言えない——それは言えないところに問題がある。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど来たたびはつきり申し上げておるように、人事院のおっしゃっておられることは、私どもは異論はございません。したがって、そのように指導をする必要があれば指導もしていきたいと思います。

○鈴木力君 あればというのはいくらも……私があると言っているんですよ。そういう場合は指導すると、こう言ってもらわなければ。私があるというのを、何か言いか言っておると思っておるのですか、いいですか。

○政府委員(宮地茂君) 人事院の意見の(一)の、いまお読みしておるところは勤務時間の管理という個所でございますが、それには異論がございませんで、この趣旨に反して、極端な例ですけれども、画一的に、ともかく仕事があつてもなくても夏休みでも出てこいという校長があるとしたら、おそろく私はそういう校長は絶無と信じておられますが、あればそれは人事院のおっしゃっておられる趣旨にも反するし、私どもの期待にも反しますので、そういうのがありますればそういうことのないようにという指導はいたします。

○鈴木力君 まあこれは時間がかかりますからこれでやめますけれども、私はしょっちゅう職場を歩くせががありますから、もしそういう職場に今後ふつかった場合には、局長の怠慢だということに解釈してよろしいですか、これをだめを押しておきます。

○政府委員(宮地茂君) 私どもも指導いたしますが、何ぶん学校はたくさんありますので、先生がいらっしゃったところでそういうところがありますれば、御指摘いただければその学校に教育委員会を通してでも具体的に指導いたしたいと思つておられます。

○鈴木力君 まあこの辺でこの問題はやめておきます。

その次に、教職員の待遇問題ですね。これは人事院の説明には待遇を特にどうこうという文句がたぶんなかったかもしれませんが、しかし、もつぱら、この法案の論議をされますと、待遇が

よくなるのだ、それから総裁はいらっしゃらなかったと思うけれども、参考人の方の中でもこれが将来の抜本的な教員の待遇の改善に足がかりになるのだとかいふような考えがある。そこでまあそれもあるし、それは何れでも金がもらえれば待遇がよくなったというかも知れない。

そこで私は総裁に伺いたいのは、一体教育職員というもののに対する待遇上といふますか、その考えは、これは大臣のほうにも伺いたい。最初に大臣から非常にいいことをおっしゃっていただいたけれども、まあ重複して言うのは悪いから私のほうからお伺い申し上げますけれども、いまの教育職員の経済的な待遇の面から見ますというところと全く侮蔑的な待遇だと私は思う。

そこでまず具体的に伺いますけれども、教職の特に(三)表で伺いましよ、小中の。小中の教職の最高の給与の金額が、人事院に比べると、どなた——どなたという固有な名詞は要りませんけれども、局長なのか次長なのか、課長なのか課長補佐なのか、そのどのどの辺に当たりますか、まず伺いたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 教育(三)表の中小校長の場合には一等級に格上げされておりますけれども、一等級の水準をいましては、行政職との関係といたしましては管区機関の課長、四等級程度、それから最高額につきましては管区機関の筆頭課長と申しますか、行政職における三等級、まあ田の俸給表でございまして、こういうところと均衡させております。

○鈴木力君 それは数字ですか、金額で言うのですか、グレードで言っているのですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) まあ金額につきましては、教育職員の場合には非常に幅が長くなつておりますけれども、行政職の場合には幅が狭くなつておりますので、校長の場合にはしたがって行政職における四等級から三等級への線といふこととでございます。

○鈴木力君 最高の金額というのはいつしかあり

ませんからね三等級の。その一つは、行政職に持つていくと何等級の何号俸になるかということをお聞いしておるのです。

○政府委員(尾崎朝夷君) 教育(三)表の最高号俸は一等級の二十九号俸でございますが、これは現在十二万六千五百円となっております。で、これはいま申し上げましたように管区機関の筆頭課長、行政職三等級の最高号俸十八号は十二万三千六百円でございます。これよりやや上回るといふ形になつております。

○鈴木力君 それで大体課長ぐらいが適当だと思ふ根拠はどこですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 待遇につきましては、従前からのいきさつ等もございまして、教員といふますか、それぞれの職員の資格要件、つまり学歴、資格等を参照しまして均衡をとつておるといふこととでございます。

○鈴木力君 そりすると、いまの教員の資格は大卒ですね。大学を卒業して免許状を取らなければいけない資格要件があるわけですね。そりすると、行政職の資格要件と学歴等を勘案をして、やはり課長級、これ以上上がると教員のほうは少し過ぎると、そういう考え方がこの資格要件では成り立つのですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 現在の義務教育の先生方の資格要件としましては、現在御承知のとおり大学卒が一般的でございます。これは昭和二十八年以後の先生方につきましては御指摘のとおりでございます。昭和十八年以降は御承知のとおり三年卒の専門学校としての卒業生でございます。それ以前は、これも御承知のとおり中等学校としての師範学校卒の方々が先生方になるというところだと思つております。

○鈴木力君 そりすると、昭和二十八年の大学卒のほうからずつといへば、それが完成した場合に、行政職と比べると、どこへ行けばどこになるのですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 行政職の場合のポストの充員方法という関係がやはり次第に高学歴化し

てきておりますので、そういう関係が今後どうなつていくかという点は、必ずしも予断を許さないわけではございませんけれども、一般的に申しまして、行政職と資格要件、行政職の場合にはいわば多くのポストから何人かが非常に選抜的な昇任が行なわれておりますけれども、そういう関係もございまして、いづれにせよ両方の関係の最終的な昇格していくところがどういふうなる形になるかという点についての均衡が必要だと思つております。

○鈴木力君 いまの教育職に就職する者が、何人から一人採用になつていふのか、調べたことがありませんか。

○政府委員(尾崎朝夷君) その関係はいろいろ昔から、特に国立学校の関係というよりは地方の関係についていろいろ伺つておるところでございます。従前新しい教育制度、六・三制ができましたときには相当、若い年齢で昇格をなさつたようでございますけれども、最近における昇格関係はかなり停滞してきておるといふふうに伺つております。

○鈴木力君 私は昇格のことを聞いていたのじゃないのですよ。そりゃなくて、多くの人間から選ばれた人というから、教員の採用試験で就職をし得る人というの何人希望があつて、そのうちの何人が就職しているか調べたことがあるかというのを聞いておる。

○政府委員(尾崎朝夷君) 私どもは直接そういう関係の募集をしておりませんので、直接は何つておりません。

○鈴木力君 総裁に伺いたいたのですが、大体いまの局長の気持ちはわかつた。学歴とか資格要件とか機械的に比べるとこの辺がいい、こういうことになる。そりすると、さっきの総裁のおっしゃつた教師の特殊性といふものは待遇には生かされるのか生かされないのか、給与面には。

○政府委員(佐藤達夫君) 教育職の俸給表の向上の面については、これはもう私事にわたりますけれども、昭和三十七年以来鈴木委員の御鞭撻や御

薫陶を受けて努力をしてまいったわけなんです。今日一生懸命やっております、まだこれで十分だとは思っておりません、率直に申しまして。

したがって、さらにこの水準の引き上げということは当然われわれとしても努力してまいらなければならぬというところは考へておられるわけですね。それにつけても、今回少なくとも実質六割という引き上げをここに御提案申し上げたということは、相当これはまあいいことをやられたというふうにおほめをいただきたい気持ちでおります。さらにこの上に今後努力に努力を重ねてまいりたいという気持ちを持っておりますから、御了承を願いたいと思います。

○鈴木力君 四割上げたことに限れば、私も、これはりっぱだとは言いませんけれども、いいことのうちに入るぐらいのことは言ってもいいと思ふんですけれども、しかし私はそれ以前に、教職の特殊性というものをいろいろと申しておる、それからまたさきも大臣も教員というものは非常に大事な仕事をやっているのだから大事にしなければいけないという意味のことをおっしゃっているのです。人材も集めなければいけないということもおっしゃっている。だけれども、給与については行政職と、資格要件だけで機械的にきめて、ここがどういふことだ、その思想が基本的にこうあるということになりますと、これはほんとうだろうかということになるわけですよ、大臣のおっしゃる気持ちも、それからもう一つ言いますと、資格要件とかいろいろあるけれども、一般職の給与に関する法律ですか、これの何条かに給与決定の原則がありますよね。要するに条項に忘れなければ、その職務の責任と仕事の度合いです、それが量によってきめることだと思ひますが、それが量によらずと、教育職のあの俸給表というものは一つずつ上がつていくわけですよ、二等級なら二等級でも、そこで私は、これは局長さんでもいいですけれどもお伺いしたいのです。一体教師になつて一年目の先生と五十五歳の先生と比べて、職務の責任の度合い

は違ふのか違わないのか。それから勤務の量が若いほうが少ないのか高いのか、どうですか、その辺は。

○政府委員(尾崎朝夷君) 給与の關係は、特に日本の賃金の決定といつたしましては仕事の關係、つまり職務給といふことで全部きまつていくというふうな形では必ずしもないわけではございまして、御承知のとおり外国に比べればいわゆる年功序列給的な要素が非常に強いという形で指摘されてるわけではございまして、したがってそういう關係、ほかの職種においてもこういう關係が非常に強うございまして、教員の關係におきましても、どうしてもそういうバランスという問題が生じてくるわけではございまして、いま御指摘のようにな、教員の場合にはもちろんその仕事の習熟とかいろいろあると思ひますけれども、形としては非常に似ているといふことで、いわゆる初任給を高くした高型型の給与という御要望が前から非常に強くございまして、そういうことで、私も最近数年といつたしましては初任給について、つまり若いほうのところは非常に力を注いできておるといふことが、いわゆる行政職との格差の上でも、そういう点でもあらわれてきているといふことが言えると思ひます。

○鈴木力君 私はいまの場合には、本来であればこの原則に照らすと、こんなに階段がこうあるといふことが原則でいいのかといふことを聞いている。そこへ行く前に、責任といふものはそんなにその年によつて違ふものか。学級担任としての責任はどういふことなのか。それから仕事の量はそんなに違ふのか。そうするとこの原則、必ずしもそれだけによつてきめるわけじゃないといふ、だからさききまつてきめると思ふわけじゃない、しかし相当程度この原則といふのは重要な原則になつてくるのじゃないかと思ふけれども、ただ書いてみただけですよというならそれはそれでよろしいです。どつちなんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) いま申し上げましたように仕事、つまり職務と責任に基づきまして給与

はやる筋合いのものである。で、そういう方向になるべく早く持つていくようにすべきだといふのが公務員法の筋でございまして、で、そういう点から申しますと、まあ極端に申しますればほとんど同じ仕事をしている者については同じ給与という

ことで、昇給等についてはもうないというふうな極端なケースが想定されるわけではございましてけれども、やはり日本の賃金決定のあり方というものは、そういう形にすることが、つまりあまりにも職務給的であるという点につきましてやはりいろいろ抵抗がございまして、まあ必ずしもそれが望ましい給与体系でもないといふことでございまして、やはり年齢的な熟練要因が強く入つて決定されておるといふのが実情でございまして。

○鈴木力君 まあこれは主題でもありませんけれども、私はやっぱり人事院あたりがいまのようにな教職の特殊性といふところに立てば相当この抜本的な教職の待遇といふことを考へてもいいのじゃないかと思ふのです。それはまあその学歴と資格要件を機械的にきめてございましてと上層を言われるけれども、そこが私は教師の賃金といふものが、待遇といふものが社会的地位といふ問題とからみ合つていろいろな問題が起きていふと、こう思ふわけですよ。

そこで、時間がかかつて恐縮ですけれどももう一つだけ伺いますが、たとへばこの待遇の面で私は法律を改正しなくてもできる問題が幾らでもあると思ふけれども、極端なのは旅費です。これは、大臣も聞いておいていただきたい。特に本職は自治大臣ですから、そういう予算面のこともありましてから聞いておいてもらいたいが、教職員に限つて正当旅費をもらえないのが常例になつておる。これは明治以来——明治のことは私も知りませんけれども、少なくとも私も教師をやつておるころから今日に至つてもまだ直らない。特に私は一べんに全部正当旅費にしろとはいふまでもない言つていいのですけれども、少なくとも文部大臣が東京に呼ぶくらい、あるいは行政当局が何かの都合で呼びつけるときくらいは、これは正当の

旅費を払つてみたらどうかといふことを言つていられるけれども、これも実現をされてない。文部省が表彰するからといって地方から呼んだ校長さんには二等の旅費を払つておる。それについて来たその教員の子の教育委員会の主事、二等の旅費をもらつてきておる。これがいま常識になつておるんです。こういうことが具体的に常識になつておる現状で、これが教員に対する待遇とか何か言つていふことが適当なのかどうかといふことですね。

私は、さっきのこの給与とあわせて、上限は、どうせ役所へ行けば課長とまりき、出張すれば赤字が出るさ、やはりおまえは教員になるよりどこか役所へ何かして入り込めと、これが世間の風潮になつてきているから、私は、問題にしないでいいの、さういふことを聞いていふ。いかがですか、これは大臣と総裁からお伺いいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) 御承知のように、旅費の問題は実は人事院の所管ではないわけですよ。しかしながらわれわれとしては重大な関心を持つて今日までございまして、これはもう先生方の代表者にしつちゅうお会いしておつて、いろいろ御要望を聞いておりますと、雑務にわずらわされすぎるというふうなさきのお話もございまして、それから旅費の問題、参考書、教材等の問題、それはみんな給与の中から払わされてはたまらぬという形で、私どもはほうに押しかけて来られるのです。そこを何でもかんでもさういふものを給与でまかなうといふことになると、これはえらいこつちやなといふことも痛感いたしまして、御承知のように、毎年八月の勧告の前になりますと、教員組合の代表の方も熱心に私どものほうにいらつしやいますとともに、文部大臣もまた熱心に賃上げの交渉に私どものほうにいらつしやるわけでありまして、さういふ機会をとりままして、いま申しましたように、また、たまたま先ほど来お話にも出ておるようなことも、国立学校はだいたいじやうぶだといふふうには私も言ひ切れないのじやないかと思ひます。したがらして、さういふ面も含めてわがほうの所管事項ではないけれども、その分ま

でも給与の中から払わせられちゃこれはたまりませんよという形で、強く毎回申し上げてきておるわけでありまして。だいたい努力していただいております。どうなりましてかというところは私はしつこく伺ってございまして。だいたいよくなったというところは承知しておりますけれども、なお万全を期していただきたいということを強く念願する次第であります。

○国務大臣(秋田大助君) 私必ずしも職員の方の俸給の実情に詳しいわけじゃございませんし、また旅費の問題等、実情についてつまびらかにいたしてはおりません。しかしながら、お話しのようなことは十分言えるのではなからうかと常識上考えておるのでございます。教員の方の俸給につきましては、ただいま人事院総裁も申されましたとおり、決して私はこれをもって満足をするべきものであるとは考えられません。昨今、文部大臣の臨時代理をいたしておるのでございますから、口はばつたことをこの席で申し上げようとは存じませんけれども、やはり政治家といたしましては、国務大臣といたしまして、この点は抜本的な改正をぜひ行なわなければならないものであると存じます。これは一個の人間として私は誠意を持って申し上げておるわけでございます。同時に、旅費の点につきましても、十分改善を加えなければならぬ。また、ただいま人事院総裁のおことばにもうかがえることでございますが、坂田専任文部大臣につきましても、そのことについては、平素御努力なさっておるというところは、ただいまのお話からも十分文部省の意向も察せられるところであると御了解願いたいと存じます。

○鈴木力君 そこで、次に進みますけれども、この法案の中の重要な点は、私は超過勤務を命ずることができるという、ここだと思ふ。私はどう考えても、この四割の適否という議論もありまされども、これはあとに回しまして、従来命ずることができないというたてまえになっておつた。しかし、命ずることができないというたてま

えになっておつたが事実としてはあつた、そういうことはわかります。ところが、あらためてこの命ずることができないというところにおいて、そしてそれは文部省と人事院がきめる。おそらく地方公務員になってきまして、県の教育委員会と人事委員会がきめる、こうなるでしょう。そうしますと、私がきより最初からずっと申し上げておる趣旨は、これは主として地方公務員のことを言いますから、総裁には申しわけありません。いまの学校の現状というものは、先ほど来、定数が足りなければ足りないでもこちらから仕事がいけば何とかこなすんだという形にどんどんどんどんきよめておる。いま職務命令のことについてのプリントをもらいましたけれども、実はまだ拝見する時間がないで、これはあとに回します。少なくともいままでは、職務命令とは法的根拠がなくとも必要があればやるんだという、そういう前提で、本物でなかったというのを聞いたから安心をいたしましたけれども、しかし、そういう何か解釈というやつでやってきておつた。そういうことにいたしましたして命ずることができるといふことを特につけ加えたというところが非常に私は大きな後退だと思ふ。そこで、後退だという前提でお伺いするんですけれども、その場合に、人事院と文部省とが協議してきめると、こうありますかね。命じ得るものは、一体いま人事院はどういうことを具体的に考えていますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは事の本質から申しますと、文部大臣限りで本来きめていいことかもしれないと思ふんです。と申しますのは、どういう仕事について居残りを命じ、どういう仕事について居残りを命じてはならないという、その辺の取捨選択は、これは教育行政の見地からその責任において実は処置されてしかるべきところだろうと、筋としてはそういうものだと思います。しかしながら、文部大臣を信用しないわけではありせんけれども、しかし、万々一の蘭どめとしては、やはりこれは蘭どめとして、四十三年です

かの文部省の法案以来、皆さんからも御要望があり、また教員各位の要望も強いところでございまして、私も私としてはここに重点を置いて、そしてやはり中立機関としての人事院がここに乗り出さざるを得ないだろうという形で意見の申し出を申し上げたわけなんです。したがって、文部大臣が発議の形はとりましますけれども、人事院が承認といふか、同意しない限りはこれは実現しないという強い形をとったわけなんです。したがって、人事院からこういう答えを書けば合格ですよというように、これを先に申し上げるべき立場に立つのが筋であらうというところでありますから、こういうことを書けば合格ですよというように、これを軽々しくここで申し上げるべきものでもあるまいというふうに考えております。厳正なる批判的立場に立っております。

○鈴木力君 それでは文部省にお伺いします。文部省はこの法案を提出するに当たりまして、大體、命ずることができるといふのはどういう種類のものを考えておりますか。

○政府委員(宮地茂君) これは文部大臣が人事院と協議して定めるわけでございますが、その際に文部大臣としては教育職員の健康と福祉を害することにならないよう勤務の実情について十分な配慮がなされなければならない。この勤務の実情というものがどういう意味か、先ほど来中基審の教育労働者の意向を反映するといったような御意見がございましたし、私も私もそういう意向を汲んで「勤務の実情」という人事院の意見にはなかつた文章を特に法案には入れたらいいと思つた。さらに教職員の意向等も十分今後聞きたいと思つております。何分この法律がまだ通つておりませんので、法律が通りまして、それから人事院と協議するわけでございます。したがって、いろいろ検討はいたしておりますが、そういうこともございまして、さらに先生方に十分御審議いただきたい、その審議の経過等も参考にいたしまして

人事院とも協議をしたいということで、具体的にこれとこれといふ思い詰めた案はまだ持ち合わせしておりません。

○鈴木力君 まだこれとこれとはやりたいと考へていなければ、この命ずることができるといふのはこれは削除したらどうです。具体的なもの考へていないで、命ずることができるとある、それが従来の文部省の命令の解釈と通ずるから、私はここでだめを押している。具体的なもの考へていないなら、何も命ずることができるとある、このものをわざわざ一句入れる必要はない、それを明らかにしないでおつて法律を通せ通せというのが一方的な役所的なことですよ。国会でさえそういう態度なものだから、したがって下部の学校現場にはどういふ態度に出てるかわかりはしない。これはその構想を明らかにしなければ、まだ法律が通らないというけれども、私のほうは、通すか通さないかはその構想が明らかでなければ返事ができない。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。この問題につきましては、ただいま初中局長からお答え申し上げましたように、ただいま御審議をいただいております法案が成立をいたしました後の問題として、しかも人事院と協議をして初めて命じ得る範囲というものが定められるわけでございます。ただいまこの段階で具体的な形での範囲を考へているかという御質問に對しましては、たとえば――たとえばという形で文部省が考へている範囲というものをとお答えを申し上げる程度にしかできないのではないと思ひますが、私どもはできるだけ超過勤務をみだりに命じないという基本的な考え方から立ちまして、これをしほつて、相当限定してこれを考へていきたいというふうに基本的な考へておるわけでございます。したがって、これは申すまでもなく、本来先生方のお仕事の基本であります教科等につきましましては、もちろんそのようなものを命ずるといふことは、その範囲の中に入るといふことは考へていないわけでございますが、先生方のお仕事の中で

教職員会議とか、あるいは児童生徒の実習に關する業務とか、学校行事の中に入ります遠足、運動會、学芸會、そういったもの、また、いろいろ今後具体的に人事院と協議いたします段階で問題になると私も考えておりますクラブ活動の場合はどうするかとか、そういったことがたとえはという形で申し上げれば私も現在考えている二、三の例でございます。

○鈴木力君 それではやっぱりこれは無定量の労働を強いるという見方に対する答弁にはならない。たとえはと言つてあげただけでも相当あげていくわけですか。それがあとこれからどこまでいくのか、それは絶対に言わない。口を絞つて語らない。しかも、人事院と協議してきめると言うけれども、總裁のほうは文部省からきたらチェックするところ言つてはいる。文部省のほうは先に出さなければだめです。しかもこの法律で無定量の労働を強いることにならないと言つてはいる。ならないと言つてはいるから、そんならどこまで考えているかとすると、それはまだ考えていません。何を命ずるかを考えないでこの法律をつくること自体が常識じゃないのです。したがつて、いまのこれに答へられないという意味は、無定量の労働を考へておると、こういう答弁にしかならない。これはまあまだありますから、このあとにさらに私はこの点はお伺ひしてみたいと思ひます。ただ私は、いま重要なことはね、總裁からさき話がありました、いまのこの文部省のどこまで何をするかからぬのに、本来なら文部省が独自で定めるべきだという總裁のこのおことは、これは私はいただきかねる。それはなぜかといひますと、きょう来この中央労働基準審議会の副会長の方の、参考人の方の御意見を伺ひました。さっきの労働基準局長の意見も聞きました。一貫して言つておられますことは、表現はともあれ、労働基準法にいう労使対等の原則が実質的に生かされるといふことを希望しておる、こういうことがはつきり言われておるわけですか。そういう労働基準審議

用除外が行なわれておるわけですか。それを本来なら文部省が独自でやるべきことであるという考え方からいいますと、これはこの中央労働基準審議会の建議というものを完全に踏みにじつたことになる。したがつて私は、本来なら文部省がやるべきことであるという、これについてはお取り消しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) それは簡単に取つて消せないと思ひます。やはり教育行政というものの面から、学校の先生方にどういふ仕事で残つていただくといふことを命ずる場合を考えていくといふことになりまして、私も幅広く、いろいろあるか、あああるか、幅広く押さえるといふことが一体いふことかどうか、むしろなして済めばそれにこしたことはないわけですか、こういう規制といふものは、規制といふか、列挙事項で、列挙事項がゼロであればこれは一番問題はないわけですか。何もこちらから先立つてどういふことよりも、まずぎりぎりの必要性を教育行政の責任者のほうから拾つてもらつて、それにわれわれが厳正なる態度で批判的に査定をするといふことは、やはり筋としては通つておるといふ意味で、中立機関としてのわれわれが行政にまでタッチするといふ形をとるのはこれはやはり遠慮すべきではないかといふ意味で申し上げたのです。結論は鈴木委員のおっしゃつておるところと私は同じであらうと思ひます。要するに、労働基準法の適用関係から申しますと、労働基準法といふのは、私の理解するところでは、これは労働者を守るための法律である。国家公務員の場合においては、実は先ほど来話が出ておりますように、昭和二十三年からすでに労働基準法とは離れてしまつておるわけですか。守られていないかと言へば、それを守るのとはわれわれの責任であるという意識に燃えて、使命感に燃えてわれわれがその代償といふか、代替的な機能を果たしているつもりであります。したがつて、その点についてはわれわれも今後その意気込みを持つて臨みます。地方には人事委員会がございます。

それから先ほど申し落としたけれども、私どもの一つ残念に思ふのは、この齒どめの問題を論ぜられまうときに文部大臣と人事院との協議の問題ばかりしか取り上げられないといふことはなはだ遺憾だと思ひます。御承知のように国家公務員法の八十六条ですが、行政措置の要求といふ大きな道があるわけですか。これにはもうあらゆる罰則規定まで設けられた大きなこれはアビールの道だと思ひます。したがつて、いろいろかりに無定量の勤務を、労働を強制されるというよりな場面が起これば、間髪をいれずに國の場合であれば人事院に提訴する、地方の場合であれば人事委員会に提訴する、これによつてわれわれは厳正な審査をした上で是正すべきものは強力にその旨は正の勧告をし措置をとつていくわけですか。たとえは十年間の間に地方の人事委員会においても十件くらい出ています、学校の先生たちだけの関係でも。たとえは休み時間を生徒に認めないといふようなこと。人事委員会はどうかとおりだといふことで措置しているわけですね。一件だけはこの形になつておられますけれども、十年間に十件あつて、その中の九件は申し立てそのとおりだといふことで措置をとつていくわけですか。こういう強力な私は齒どめといふものはちよつとなじやないか。これは労働基準審議会でもその点については全然お触れになつていない。今回は、それと、いま申しました人事院との協議による基準、二本立てのブレーキがあるといふことは十分御了承を願ひたいと思ひます。

○鈴木力君 だから私は人事院の總裁のおつちやつた本来なら文部省が独自でやるべきであるといふことが、いまの御答弁のうちに、まさしくこの法の趣旨から言へば文部省が発議して人事院がチェックする、あるいは労働者の、職員の意思の反映の機会がある、こういう形になると本来なら文部省のやるべきことではなくなつてくるわけですね。だから、そのところを心配したのです。

そこで文部大臣に、あるいは文部省の方でなてもいいですけれども、いまのこの建議にもありますように、「関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい。」この趣旨はくどくやり取りをしないように言つておきますけれども、審議会側の意向は、私が最後にだめを押しましたけれども、労働基準法の趣旨である、精神である労使協調の、労使対等の精神がこの表現で盛られておりますといふことを審議会のほうでは言つておるわけですね、さつき参考人として。そうすると、文部省は、この法案を提出するにあつて労働者側の意見を反映させる具体的な処置は何を考へておりますか。

○政府委員(宮地茂君) これは先ほど来いろいろ労働省のほうでも申し上げ、また、中基審の会長代理の先生もおっしゃつてはいましたが、文字どおり私もこれは教育関係者の意向を十分反映させたい、その具体的にどうかと、まあいろいろございまして、教職員の団体なり、あるいは個々の教師の先生なり、あるいは職能団体なり、いろいろな方々の意向を十分聞いていきたい、これが一つの具体的な例でございます。

○鈴木力君 これははつきり念を押しておきますがね、それぞれの団体の意向を聞く、それがこの労働者の意向を反映させる具体的な処置の一つだと、処置だと、そう伺つていいのですか。

○政府委員(宮地茂君) 教員組合だけではございせん。それも含めまして、いろいろの団体もございまして、また、坂田大臣がたびたび言つておられますが、坂田大臣は全国を行脚して、それぞれの学校に行つて、個々の先生からいろいろ意見を聞いておられますといふことをかつてこの席でお答へになられました、そういう意味で、教育関係者の意向も十分聞くといふことはお約束できると思ひます。

○鈴木力君 全国を行脚して個々の先生の意見を聞く、なんといふことは、ふざけていふといふことは使いたくないけれども、坂田文部大臣と私と学校給食でやりとりしたことをあなたは聞いてい

るでしょう。坂田文部大臣が学校へ行つて給食を食べたらしいごちそうだった。私が行つたらずいぶん貧弱だった。文部大臣は率直に、やはりこれは大臣として行くにためだわ、ということを確認されておる。そういう人がそういう立場で個々の人に聞くというのは、だれに聞くのかわからぬ、個々の人に聞くなどというのは手続のうちに入らないことはわかつておるでしょう。職員団体の意向、意見を聞き取り、聞くことを、ここで聞き取りをするということが出来るかということを知っている。

○政府委員(宮地茂君) 職員団体を含めまして、いろいろその他の先生方、さらに教育関係者の意向も聞き取りたい、そういうふうに考えております。

○鈴木力君 局長、その他の先生方というのは一体何ですか、さっきの坂田文部大臣が全国を行脚して個々の先生の意見を聞くというのは、これは取り消しでしょう。そんな形のことにはほんとうにこだわっているとするならば、私はいまの説明は承知できない。さっき私が聞いている前提は、審議会からの建議で、意見を反映させなければならぬ、という趣旨は何かと私が聞いたときに、私のほうから、労働基準法が言っている労使対等の精神をここで生かすという意味なんだと、おっしゃるのとおりですと認めているわけですね。その場合に労使対等の原則というものが精神的に生かされれば、職員団体というところになりやしませんか。職員団体というものと、それはどの団体でもいいです、成規の手続をとった職員団体というものと、その他の先生方とを同列に並べるといふ頭の程度が私にはわからぬ。そういう程度のことを言っているから、無定量の労働がいられると私も言っています、歯どめの保証がない、こう言っている。だから多くの労働者の意見を反映させるということになるなら、その一つとして職員団体の意見を聞くということをご説明をしろと、こう言っているわけですね。これは局長じゃなしに、大臣なり政務次官なりにはつきりと言ってもらいたい。

○国務大臣(秋田大助君) お尋ねの点は局長から答弁をしておりますところでもよろしいと私は考えております。すなわち、ここに言う関係労働者の意向を反映する、その実質をどうしても実現をしないやいかぬ、こういうことでございまして、関係労働者の意向というところをすなわちに受け取りますれば、労働組合関係は当然入ってくると思ひます。

○鈴木力君 これはことばばかりをつかむわけじゃないけれども、労働組合、まあ職員団体ですね、職員団体も入るということになると、付録みたいな言い方でしょう。本来、超過勤務というものは、職場ごとにもその半数以上の労働者の属しておる労働組合と交渉するということが前提になつておるわけですね。労働組合がない場合には、半数以上の職員の代表ということが前提でしょう。その他いろいろありますけれども、就業規則の手続とか、さきさきあります、労働基準法の精神は、だから、私が聞いているのは、別にむずかしいことを言っているわけじゃない。建議側のほうの基準審議会のほうから、労使対等の精神を生かすという意味だと、こう言っておるから、その場合には、職員団体と会つて意見を聞くかと、聞くか答へればそれでいいわけですね。ところが、何かいまいちわからぬ、職員団体もその中に入ると、そうしたら、「その」といふのは何かというものの言い方でなしに、私は職員団体の意見を聞くかと、こう聞いているのです。はつきりしないよ、そこは。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。ただいまの先生の御質問の職員団体の意見を聞くという点につきましては、先ほどから局長が申し上げておりましたのは、そのことを前提にして広く教職員の教育に関係する方々の意見を聞くというところも踏まえてという意味で申し上げたわけでありまして、先生御指摘の教職員団体の意見を聞くということにつきましては、今後そのようにいたしていききたいと文部省としては考えております。

○鈴木力君 その方法についてはいろいろあるでしょうが、少なくとも職員団体と、こう認めて、そうして労働基準法の精神を生かす、そうすると職員団体に与えられている手続等もありますから、これはもう十分にそういう処置は講じてもらいたい、こう思ひます。

もう一つだけ伺ひますが、この法律の中に書いてある、さつき局長もだいたい目慢気の説明をされましたけれども、命ずる場合に、人事院になつたことを特につけた、「教育職員の健康と福祉を害することとならぬよう勤務の実情について充分な配慮がなされなければならない」、これは文部省側の義務でしょう。この表現は、文部省側と命ずる場合の義務ですがね。そこでこの点についてもう少し説明をしてくださいますか。というの、少なくとも、あなた、何にも書かなくなつた、健康を害するやうなことをやってもいいというやうなことを言う人、一人もいるわけないでしょう。特につけ加えたという意図は何かというのを私ははつきり聞きたい。

○政府委員(宮地茂君) 「健康と福祉を害することとならぬよう」といふのと「勤務の実情について」とさきにことばを縫いでいっております。これは人事院規則のほうで、国家公務員の超勤につきましても、健康と福祉を害しないやうにというの、これは人事院規則にもございまして、ところが形式的には地方公務員のほうにはないわけなんです。したがって、なかつたって常識じゃないかとおっしゃれば、それは書かなくてもよいかもしれませうけれども、私も書いたほうがベターである、よりベターだ、そう考えたわけですね。さらに勤務の実情についてという意味は、先ほど来労働省の基準局長が申しておりましたが、文部省の初等中等と基準局長の間のこの建議の実施についての覚え書きもございしますが、その場合に、先ほど基準局長が読んでおりましたが、「なお、この場合において関係教育職員の意向を反映すること等によ

り勤務の実情について充分配慮すること」と、そういう覚え書きを結びまして、それをただ覚え書きではないから、法律にも書ける限りは書こうというところで書いたわけでございます。趣旨はそういうことでございまして。

○鈴木力君 私が聞きたいのは、趣旨はわかつた、やる気があるかどうかということですね。もう一つだめを押しておきたい。それはいまの教員の健康が非常に阻害されている。きょう私は資料を持ってこないから、その資料については申し上げませんが、たとえば東京の調査にもある。何かいらいらするとか、どこが悪いとか、そういうものについて真剣に調査をして、そうしてその対策というやつは、この法律を生かすためにもこれはもうほんとうにやらなきゃいかぬ。そうするためには、先ほど来私が言った定数の問題とか、あるいは学校の衛生環境の問題とか、抜本的にやる決意がなければ、こういうことをやうたつても意味がないわけですが、直ちにでもそういうことをやる意思がありますか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。ただいま先生御指摘のように、今回のこの法案がほんとうに生かされるためには、教職員の方々の置かれておる諸条件を改善していくということが前提になるといふことは御指摘のとおりでございます。文部省といたしましては今後教育の諸条件の向上のために、もっと抜本的に対策を立て直していきたい、それが新しい時代に要請される教育行政の方向であらうという考え方に立っているわけでございます。今回の御審議をいただいておりますこの法案も、その第一歩であるという考え方でございまして、それによつて教職員の待遇が改善されたといふことはそれで終わりであるといふことはもちろんないわけでありまして、これを足がかりとして今後先生御指摘の方向に沿つて私どもは努力を続けていきたい、かように考えているわけでございます。また、先ほど先生から特に御質問がございまして、超勤を命じ得る範囲について、たとえばどういふことかという

こととお話を申し上げたわけですが、この前提は、公務上の必要があるときというところが第一、臨時または緊急の必要がある、それに加えて、健康及び福祉を害しないよう勤務の実情にあわせてこれを考えなければいけない、というふうなことをしほって超勤を命じ得る範囲を限定する、という考え方に立っているわけですが、その点を御了承いただきたいと思ひます。

○鈴木力君　まあいろいろ伺ひましたけれども、私はどうしてもこの法律の趣旨というもののについてはまだ納得ができない。というのは、少なくとも従来の経緯から考えて、それは確かに文部省も勤務実態調査もいたしました。ただ勤務実態調査というあの項目から見ますと、私が先ほど提示しましたようなタイムテーブルから、一休教員というものは一時間の授業をするために前後どれだけの時間を使うものかというふうな、そういうきめこまかいところから計算をしていて、そうして勤務条件をどうつくるかというふうなところにまず熱意が示されなければいけない。どうしても私はそういう熱意を示されたというふうな受け取れなかった。もう一つは、やっぱり先ほど局長もたまたまいふやうな取りをいたしましたけれども、たとえば夏休みのあのくだりにいたしましたもなかなかうんと言わない。要するに何となしにやらせるほうが正しいのだという考え方がどうしても私はあるというふうな、この疑いもまだ私は晴れていない。命令というもののについても、これはいま文書でもらいましたけれども、実は質問の途中であまりだいたいのものから、まだ読む機会がありませんので、これはあとで読ましてもらって、なおまただしたいと思ひますけれども、少なくともいままでの私はこの種の問題についての悲劇というこぼりが当たるか当たらないかわからないけれども、一連のいままでの文部省のつとてきた教育行政の姿勢が非常に何か大事なることを殺しておる。何べんも私は言うように、役人的に帳簿づらさえておればそれでいいのだというその態度が、職場に対しては教育行政の責任者の熱

情も情熱も愛情も何らかけらさへ感じないというのが実態です。しかも私が指摘しておきたいのは管理体制という事です。皆さんは何となしに管理職がどうこうという言い方をしよう。少なくとも私も前に教師をやっておったころは、学校長は訓導兼校長であつた。したがって校長と教員との間は教育を持つてつながつておつた、校長は。最近の文部省の指導は、その教諭兼訓導の教諭をとおちやつた。したがっていろいろな議論をとおちやつた。したがっていろいろな議論の行政的に無理な、先ほど来いろいろ議論したけれども、文部省の真意はともかくとして下に伝えられているものはまことに非常識なかつた窮屈な解釈で伝わっている。その管理職と現場職員との間には教育のつながりというものがだんだんに断絶してある。校長は教育職でなくて管理職だといふことを強調するあまりそういう問題が起つてくる。役人的に局長から課長から課長補佐から底がついて、そういう責任体制を考へることが、なじむなれないというこぼりがあつたけれども、その考え方が教育の職場にはなじまない。したがってそういう考え方がどういふ法律を持ち込んでいくというこぼり、これはせつかくかりに善意があるにしろ善意が善意として通用しないという疑いが非常に強いわけだ。こういう点について私はどうしてもなるほどそうかというふうには思えない。まあしかしさういふおそくなりましてからさういふ職務命令の性格等も含めましていろいろなところとお伺ひをしてみたいと思ひます。まあさういふことで質問を終わらせておきたいと思ひます。

○永野雄雄君　だいぶ時間もたちましたし、先刻来私がお尋ねを申し上げようと思つておりましたこともかなり話に出ておりますし、特にただいま提案されてゐる法案の重要な点の一つである超勤勤務を命じた場合の歯どめの措置についてかなり突つ込んだ質疑もありましたし、したがって、そういう点は省略をさせていただいて、ちょっと観点的な変わった立場からお尋ねをしてみようと思ひます。いささか古くさいことを言うというふうな

ことになるかもしれませんが、しかし私は案外新しいと思つておる人が古くさいものを持つてゐるやうな気がいたさぬでもない。したがって、そういう点の国会の審議でいささか場違いの感じもするのではありませんが、特に今回提案されておる教職調整額を支給するといふ、こういう新しい形の給与制度を設けられようとするに当たつて、人事院の總裁が意見の申し出という形で国会並びに内閣に申し入れをされた。その趣旨も、これも先ほどいろいろ論じられておつたのですが、總裁もあゝの意味では明確に答弁をされた、私がこゝであえてまた同じ問題を取り上げてお尋ねをしようと思ふのは、先ほど申し上げたやうに、いささか観点的な変更を申し上げますが、總裁が意見の申し出をされたその中に總裁が使われたかどうか、先ほどちょっと不明瞭に聞いたのですが、教員の職務と勤務の態様の特殊性といふこと、それから教員の自発性と創造性といふものに期待するところが大きいといふやうな、これは説明の中にあつたと思ふのですが、そういう取り上げ方、それを基本としてどうか、この法案の基本理念といつてもいいように受け取れるのでありますが、その立場においてこの法案は、これは總裁にはあまり関係ございませぬが、要請をされるという姿勢、それをとられたのに、先ほど来いろいろと質疑応答を通じて承つておりました、ややわかつたやうな気もしますが、ひとつ私自身の意見というか、その立場から考えてみると、また明瞭でないやうな気もいたします。そこで、あえてお尋ねをしたいと思ふのですが、總裁が自発性とか創造性といふことを申された、職務、勤務の態様の特殊性といふことばで表現せられたその根本というか、考え方のすわり、私は私の考えを先に申したのじゃどうかと思ふのですが、いわゆる近代文明、いわゆる科学的的精神とか合理性といつたやうなことがしきりに強調されますし、社会一般にそれが流布されておる。したがってそれが、こんなことを申し上げるのとはどうかと思ふのですが、現在の日本が敗戦の中から二十五年の間に非常な回復といふか発展を

したといふことにも結びつくかも知れない。しかしそれと同時に、われわれが憂うべきところか、非常に寒心にたえないやうな現象もいろいろな面であらわれつつある。直ちに関係するかどうかはわかりませんが、公害問題もある意味ではそういう根に通ずるものがあるのではないかと思ふほど憂へなければならぬ問題があるのではないかと。そういう観点から、特に教育といふことが重大だといふのはだれしも口を開けば言うけれども、はたしてどれだけ重大に認識しているか。それをいかに実践をしておるかが問題じゃないか。したがって、これも教育基本法にそのこともうわしく表現をされておりますが、あえて読ましていただくならば「教育は、人格の完成をめざし、——これも簡単な文字であります、事はそうたやすいことではない。『平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、——これも簡単なことであるが、はたしてそれがこれに耐え得るかかわからない非常に重大な問題である。』個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、教育の目的をうたつておる。これもだてや酔狂でうたつたのじゃないと思ふ。こういう重大な教育の目的をだれが達成するかといへば、やはり先ほど来いろいろ論じられておるやうに現場の教職員が直接の責任者としてこれに当たらなければならぬ。そうすれば、いま提案されておるこの法案も従来いろいろに論じられて長い懸案の問題であるとも言えますが、こうしてこういふ形に一応まとめられて、教職員の立場を考へてできるだけ実態にも即し、そして先ほど總裁も申されたが、一つの理念をかくあるべきといふいわば理想像といふか、教師に期待される姿としての目標に向かつてこれを達成していく一つの方途といふか、踏み台といふのは、いささかこぼりが過ぎるかも知れませんが、そういう意味でひとつやつていこうじゃないかという意欲をお持ちになつてこの意見を申し出をされたと思ふ。で、私は、具体的にはよ

く実情がわからぬからどうかと思うんですが、実質的にはあるいは文部省との合作であるかもしれない、形式的には別個のものでしょうが、これはやはりかなり連絡をとっておやりになったことだと思ふ。私はそれはそれでけっこうだと思ふのですが、そういう過程を通してこういう形にまとめられた。その先ほど申し上げた基本的な考え方、単にというか、このことばの上に表現されたその態様の特殊性であるとか自発性、創造性というこの解釈のしかたによれば、いささかことばが過ぎるかも知れぬけれども、表面的に流してしまふこともできないではないか。しかし、もう少し掘り下げるといふか、先ほど申し上げましたように、教育というこの重大さ、これを達成する立場の教職を対象としての規定をつくる。その生活をも含めての給与というものに関連する規定をつくる。で、給与ということでありまして、それから、金銭になればさうばんにみかかると、数字にもあらわれることで、何か妙に合理的に処理するものが最も妥当であるというような観念におちいりやすい点もあるのではないか。したがって、そういう点をここで重大な問題として取り上げるといふ意味において、先ほど申し上げましたように、もう少しというか精神的な内容面にわたつての配慮がここにされているのかどうか。この点についてこれ、総裁よりも文部大臣のほうが直接のなにしてしうけれども、まあお二人からお話を、御意見を聞かせ願ひたいと思ひますが、まず人事院の総裁のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 率直に申しまして、この法案、これについての私の意見の申し出そのものは、実は先ほど来申し上げておりますように、まあいわば次元の低いものであると申し上げてよろしいと思ひます。先ほどの自発性、創造性というようなことも、教員の勤務の実質は時間的の計測になじまないというような面につなげて説明を申し上げておられますが、したがって、いまお示しになりましたようなものと次

元のずつと高い先生方の役割と申しますか、使命と申しますか、そういうものについての意識というものは、またこの上にあるいはこの裏にあるわけでございます。その意味においては、私もかかねが先生方の勤務条件その他について考えております基本的な考え方は、いままさにおつしやいましたように、教育基本法そのものがいま先生方の重大な役割、役目というものをここに明らかにする、これをまず実現される責任をお持ちになる、そのお立場にお立ちになっているのが先生方である。しかし先生方ばかりではそれはいかない、周囲のたとへば管理者としてお立ちになる方々も、あるいは文部行政に携わられる方々も、あるいは国民全体の方々も、その環境づくり、それが実現しやすいような環境はやはりつくり上げることにみんな力を合わせていただくかなきゃならないというところが私どもの基本的な考え方です。その環境づくりの一つとして、勤務条件というものが出てくる、これはわれわれの当面の役割であるということから申しますと、今回の提案もそのいしずえという意味ではおつしやとおりのつながりを持っているというわけでありまして、したがって、先生方の勤務条件あるいは待遇をさらに向上しなかならぬという意気込みは、さらに今後われわれの努力によって伸ばしていかなくちゃならない、そういう心組みでこれに臨んでおるわけでありまして、

それからちよつと、なんです、文部省との合作というようなおことばもちよつとございまして、けれども、実は先ほど来御説明申しましたように、私も昭和三十三年以来これを指摘して、その研究に従事をしてまいりまして、そして文部省案が四十三年に出ましたけれども、これは中間的な段階であり、私も昭和三十三年から出版して今日まで、この基本的な検討につとめてまいつたわけでございます。これは合作というよりも、むしろ文部大臣にはこういう用意があるからひとつ予算のほうは十分お取りくださいよ。普通の給与勧告であればそういうことはいたしません。

ん。これは官民比較によつて大蔵大臣が卒倒しやうと失神しやうと、われわれとしては正しいものを押しつけられども、これは普通の給与勧告とは違ひますから、そういう意味では文部大臣に、予算なども御準備なさつたらよからうという意味でお打ち合わせをいたしておりますが、さらに今後例の基準の問題、人事院との打ち合わせの問題等もございまして、その点ではわれわれはあくまでも当然のことではございまして、自主性を貫いて中立機関としての使命と責任を全うしていきたい、そういう心づみでおりますからこの点は御了承願ひたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほどお答えを申しましたが、文部省としては教職に従事されておられる教員の方々の特殊な勤務の性格というものを考えまして、また現実の給与の状況を考えまして、これが根本的な改善というものを従来からも考えておつたところでございます。たまたま御承知のように超過勤務のことが問題になりました、いろいろ各方面の御意見等も聞いておりましたところ、人事院からこの点に關しまして、教職に關する調整額という観念に基づきまして御意見のお申し出がございました。われわれは教職員の方々の待遇改善につきましては、いろいろまだまだ考へておるところがありましたが、包括的に教職員ものを出される考え方には共感を感ずるので、待遇改善の第一歩と考えまして、不満の点もございまして、従来からも政府といたしましては、人事院の勧告なり申し出を全面的に尊重いたしておつたので、その趣旨に基づきまして今回の御提案に及んだわけでありまして、その過程には同時にまた中央労働関係につきましていろいろ基準審議会の御意見がございまして、建議がございまして、その点も尊重いたしまして、十分その趣旨を取り入れまして提案をいたした、こういう次第でございまして、取り扱ひました点は、ごく次元の低いものかもしれませんが、同時に教職員の方々の特殊な勤務状態というものを考えるにつきます

ては、やはり高い視野に立ちまして、十分配慮をいたしたつもりでございます。

○永野鎮雄君 お二人から將來基本的な、現在考へておられるところのものをさらによりよいものにしていくという意欲のある御答弁をいただいてうれしく思ふんですが、それはまことに失礼な申し上げようですが、どうかひとつ具体的にそれを実践していただくことをお願いを申し上げます。

それから、とたんに次元が低くなるようでございますが、教職調整額を四%とおきめになった、これも先ほど来いろいろお話が出ておりますから、大体わかつたようでございますが、もう少し具体的にいかなる根拠でこれを出したのかという、それからそれが具体的に去年とどれほどの予算の何を伴うか。また教員一人当たり割り当てられる金額が、他の場合、それに類似したと申しますか、比較し得る場合の金額とどういふ關係になるか、その点についてちよつとお尋ねします。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど来申し上げてきましたように、このパーセンテージの算出の基礎は、要するに勤務時間の内外を通じての先生方の勤務の実態についての再評価ということから出発しておりますから、これがこういう数字の積み重ねで出てきたものでございまして、さういふことは、率直に申し上げましてこれは出てまいりません。しかしながら、先ほどちよつと触れましたように、四十三年に文部省案というものが一度ございまして、これの際に、これはそもそも人事院から当時の中村文部大臣にお願いして先生方の勤務の実態調査をしていただいて、この大規模な実態調査に基づきまして四十三年の文部省案が一応できております。そしてこの文部省案では勤務時間をはみ出す、いわば超過手当の一括払いというやうな意味ではありましたが、その意味で四%という数字が出ておりました。しかし、その意味でありますからして、この今回の案のように本俸の積み上げでは四%、それっきりなんです。本案の場合は一応その四%という数字は、まあ何といひます

か、これは給与局長のほうで詳しいんですが、一応のめどにはいたしましたけれども、結局でき上がった形は実質は六分になり、これが退職手当にもはね返って、平均二十五万円のいままでよりも増額になると、これは年金にもはね返るというより意味の大きな波及力を持った四割でございまして、まあ実質においては相当違ひありますけれども、ある種のめどとしては、前の中村文部大臣に私がお願いしてやっていたいた実態調査というものに一部の基盤は持ったものである、そういう説明を申し上げたらよろしいのじゃないかと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) この法案実施についての所要財源は幾らかというお尋ねが一点ございまして、これでお答えいたします。

これは来年一月から三月までの三カ月予算でございますので、義務教育費国庫負担金が三十九億五百万円でございまして、それに養護学校教育費、さらに国立学校関係を加へまして三十九億九千八百万円、ところでこれに見合ひます地方の所要財源、さらに高等学校の教員を含めまして六十二億九百万円、したがひまして国と地方の三カ月分の総所要財源は百二億七百万円でございまして、これが来年度予算でございまして、なお三カ月分でございますので、これを年間に平年度化して申し上げますと、国と地方を通じて、約四百六十億円にのぼると見込まれます。

○永野鎮雄君 人事院総裁にお尋ねします。この意見の申し出をされました中に書かれておる趣旨からいへば、超勤というものは考えたくないというか、本来超勤手当制度というものは、教員にはなじまないというところは、裏からいへば、そういうことは考えたくないのだということになると思うのですが、それを推し進めていくと、七条で超勤というものを取り上げるといふこととどういう関係になりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 考えたくないというおっしゃり方は、ちよつと御同感申し上げかねるのでございます。私どもは気持ちの問題から出る

発しているわけじゃないと思ひます。ものの筋からいって、こうあるべきであるという結論に基づいておりますから、好きこのみの問題では絶対ございせん。超勤手当制度にはなじまない、そのほうは正しいおっしゃり方なんです。あくまでも私どもはなじまない性格のものであるということから出た発しておりますので、したがひまして、なじまないのは手当制度でありまして、大体は自発性、創造性というものを基盤に置きながらおりますから、一々超勤勤務をしてくれよという要望なり命令がなくて、先生方は大体自発的あるいは自主、これこそ自主的に時間をこえてでも御勉勵なさるであらう。これは実際私どものお預かりしております国立学校の高・中・小学校の先生方ならば、まさに自発的にやっておりますわけです。したがひまして、實際問題としては自発的にすべて勤務をやっていたら、あらためて命令がましいことをやっていたら、必要がなくて済むわけなんです。しかしながら、たとえば、校長さんが音頭をとつてこれからは、と教員会議をやりますよ、やというよりなことは、一種のこれは命令になりましよう。そういう道はあり得るわけです。そこで私どもとしてはそれは否定はしません。しかし、それを時間で計測してどうこうというよりなことは、これはなじみませんから、超勤勤務手当のほうはこれは今度はないものにする。ただ、もつとも私どもは、これはよいことですから、二元的に考えておりまして、時間計測にはなじまないというたてまえでありましかつ、しかし、その勤務の特殊性というものは先生によつては異なるわけなんです。また時期によつて、たとえば、私も説明書の中には一つ例をあげましたけれども、天災事変の際に、先生たちが身を呈して児童たちをお助けにならなければならぬ、そういう御活動をされなければならぬ、これは異常の場合であります。普通のこの四割調整額でまかなえる問題かどうかという、この点はやはりプラスアルファとして特殊勤務手当的なもの、これは時間を超越した一つの手当として考えなければならぬま

い。すべてそういう点二元的に考えておりますから、なお今後のわれわれ問題としては、たとえば、修学旅行にたくさんの子供たちを引率される、これは普通のあれとはまた違つた御苦労ではないだらうか、そういう場合についてはやはり修学旅行に对应する特殊勤務手当的なものをこれは考える余地があるだらう、そういう気持ちは、今後の検討問題として残しておるわけで、それだけつけ加へさせていただきます。

○永野鎮雄君 労基法三十七条を適用除外する、こゝういふ柱を立てること、憲法の二十七条の精神と申しますか、「賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に關する基準は、法律でこれを定める。」と憲法でうたつたことはよほど重要なことであるという趣旨だと受けとめておるわけですが、その憲法の立場をどういふふうに理解をされますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは申すまでもありません。公務員すべてやはり憲法にいう勤労者である点にはもう間違ひないわけでありまして、そういう点においては憲法の保障はみな受けておるものと、したがひまして、いまおあげになりました「法律で定める」というのはこれは大きな基本だと思ひます。したがひて、従来国家公務員法、地方公務員法というよりな法律で勤務条件に關することをきめておりました、今度お願い申し上げております意見の申し出もやはり法律の制定をお願いしておるということでありまして、そこは憲法の要請に従う。さらにその法律の内容は、やはり勤労者としての公務員あるいは教員の方々の権利の保障、権利の保護ということが今度実態の問題として憲法上要請されるわけです。で、先ほど申し上げましたように労働基準法ははずれます。労働基準法ははずれたからといって、しからばそれらの人の権利を守ることはしなくてもいいのかと、決してそうではない。やはりそれを守るべき措置というものは法律の実体として必要であらう。したがひまして、国家公務員の場合、国立学校の先生の場合においては早くから労働基準法と

は離れて、昭和二十三年に労働基準法の適用からはずされているわけですが、国立学校の先生方は、だから、私どもは国立学校の先生方に対するそういう面のやはり一種の保障機関、代償機関として人事院といふものが中立機関としてある。この権利の保護に当たるべきものはわれわれの使命であるという意識に燃えて今日までまいつておるわけでございます。少なくとも労働基準法から離れても二十年以上になりますけれども、国立学校の先生方については何ら心配はありません。今日まで無事にきています。しかし、さらに念には念を入れてよというわけで過重な労働をしいられることのないように、先ほど触れましたように、現行法制上は行政措置要求という強力なる道が一つあります。さらにその上に超勤勤務を命ずる場合について、文部大臣が人事院と協議して基準をおきめる。ブレーキが二つついている。その点では一応至れり尽せりの立法ではないかと私どもは考えております。

○永野鎮雄君 この法案はいわゆる準義務教育といひますか、小・中・高を対象として制定されるものでございまして、同じようにというか、ある意味では非常に重要な意味を持つ幼児教育の幼稚園、それから高校とすぐ連続をいたします学校の高等等を除外をされたというか、対象からはずされている点については、特にはずさなければならぬ点があったのか、特にはずさなければならぬというよりも、まだ研究の余地があるという意味ではずされたのか、その点について説明願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これはいまおあげになりました高・中・小以外の学校の先生方についてはその必要がないという断定をしたわけでは決してございせん。しかし、たとえば幼稚園の例などもそうでありまして、大学の先生もそうでありましかつ、高・中・小の先生方に比べるとまたそこに実態の違つたものがあるだらうということもわれわれはもう少し深く追及しなければならぬ。かたがた、昭和三十三年に私どもがこの問

題を指摘したきつかけはやはり超過勤務手当の問題から出発をしたわけです。そういう点から着目いたしますと、やはり高等学校、中学校、小学校の先生方という面が当面の対象になるというところもございまして、いま述べましたような方を対象とするというたてまえで出発した。あとの問題は手をつけないという意味では全然ございません。

○永野鎮雄君 それでは、時間もございませんで、最後につけ加えておきますが、これは総裁よりも文部大臣にお尋ねしたほうが適當かと思うんですが、私学は非常にいろいろむずかしい問題もあるので、直ちにそれを取り上げることがむずかしいというところは私もわかるのですが、しかし、實際問題としては、すぐこの問題は私学にも波及してくると思うのであります。そういう点について、これは文部大臣にお尋ねしたいと思うんですが、何らかの形で私学助成の問題として取り上げられる御意思があるか、法案は法案としても、実質的にカバーしていくことを並行してお考えになる御意思がおありか、その点お尋ねします。

○国務大臣(秋田大助君) 私立学校の教員給与は、御承知のとおり、国立あるいは公立の学校の教員給与のように、法律で定められるものではございませんし、いわば個々の学校の設置者と教員との契約関係で定めるものであります。各学校の実態によって定めるものでございますが、やはり公務員たる職員・教員と私立学校職員との間に、その職務と勤務状態において別段差異があるわけではございませんし、しかし、他面、賃金、労働時間、労働条件の決定方法も、またその内容も異なっておるのでございまして、教職調整額に關してのみ法令で特に何らかの定めをしておいて、私立学校の教員の給与の決定方法に変更を加え、給与内容を拘束するということは、当面必ずしも適當なこととは思われません。しかしながら、私立学校の教員の給与が非常に低くなったり、各学校の間で非常なアンバランスがあつたりする

ことは好ましいことではないので、私学振興の観点から、必要な助成措置も講じておりまして、昭和四十六年度におきましては、国の措置の例にならしまして、前年度の四十五億円を九十億円に大幅に増額するような措置を講じておるといふところでございます。

○委員長(高橋文五郎君) ほかに御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時五十三分散会